

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
1	2	1	1	1	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 1 委託契約
(4) 監査結果	報告書 9 掲載
■ 指 摘	・ 契約規則で規定すべき事項が要綱に規定されていること 工事関係委託要綱及び業務委託要綱に規定する委託業務届出書の提出義務、下請負の中止変更義務、受託者の改善義務は、行政執行のための単なる内部規範の枠を超え、市民に義務を負担させる規範であるから、地方自治法又は地方自治法施行令に根拠のない要綱で定めるのではなく、規則で定めるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、委託業務届出書の提出義務、下請負の中止変更義務及び受託者の改善義務について、規則に定めることは、適正な事務の執行に資するため、令和4年4月までに豊田市契約規則に規定する。 なお、規則改正の手続については、次のとおり進める。 令和3年12月 規則改正 令和4年 4月 改正規則施行 ※約款等様式の改正も併せて行うため、施行は新年度からとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、委託業務届出書の提出義務、下請負の中止変更義務及び受託者の改善義務について、規則に定めることは、適正な事務の執行に資するため、令和4年4月までに豊田市契約規則に規定する。 なお、規則改正の手続については、次のとおり進める。 令和3年12月 規則改正 令和4年 4月 改正規則施行 ※約款等様式の改正も併せて行うため、施行は新年度からとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、指摘を受けた内容の規定を設ける豊田市契約規則の改正を行い、令和4年2月15日に豊田市契約規則の一部を改正する規則を公布し、同年4月1日から施行した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
2	2	1	2	1	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 1 委託契約
(4) 監査結果	報告書 12 掲載 ・要綱の記載
■ 意見	工事関係委託要綱及び業務委託要綱の規定中の不備を訂正する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☒ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和4年3月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、要綱の不備を正すことは、適正な事務の執行に資するため、要綱の改正を令和4年3月までに行う。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	豊田市工事関係委託事務要綱に関する指摘部分と豊田市業務委託事務要綱における契約規則の記載に関する指摘部分は、令和2年12月25日付けの総務部副部長決定により改正を行い、対応した。		

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和2年12月25日副部長決定	措置完了 令和3年1月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、要綱の不備を正すことは、適正な事務の執行に資するため、要綱の改正を令和4年3月までに行うとしていたが、令和2年12月25日に副部長決定により、当該意見の不備について修正を実施済みである。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	豊田市工事関係委託事務要綱に関する指摘部分と豊田市業務委託事務要綱における契約規則の記載に関する指摘部分は、令和2年12月25日付けの総務部副部長決定により当該要綱の改正を行い、令和3年1月1日からの施行を実施した。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
3	2	1	2	2	加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 1 委託契約
(4) 監査結果	報告書 12 掲載
■ 意見	・事務の流れの整理 工事関係委託要綱第10条には「予算担当課長は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく支出負担行為の手続をしなければならない。」と記載されているが、工事関係委託契約事務の手引には予算課に関する記載がないことから、委託契約事務手引に準じて行うことになる。業務委託手引の記載からすると、担当課と予算課が異なる場合は、担当課が支出負担行為の写しを予算課に送付するため、予算担当課長が支出負担行為の手続をする建て付けにはなっていないように見える。要綱第10、11条と各手引が整合するよう、記載内容を整理する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月31日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、各手引の整合を図ることは、適正な事務の執行に資するため、各手引の改正を実施する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年3月31日付けの総務部契約課長決定により、次の改正を行った。 ・要綱の規定どおり、予算課が担当課へ支出負担行為の写しを送付する内容に委託事務の手引を修正。(工事関係委託は、業務委託の手引を準用)		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化財課
4	2	1	1	2	児玉文彦	
					伊藤智子	
					□内線 ■外線	36-0570

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 2 雇用契約・労働者派遣契約と委託契約の峻別
(4) 監査結果	報告書 17 掲載 ・偽装請負
■ 指 摘	豊田市史資料調査委託業務は、受託者を通じた偽装請負が疑われる。市によると、受託者を設立して、市史資料調査業務に従事する職員を市史編さん事業の期間中は受託者で雇用することにしたとのことで、受託者に雇用された職員に対する労働者保護の規制を潜脱していると言わざるをえない。本委託には委託発注の必要性が認められないこと、随意契約の理由が認められないこと、受託者に権利能力のない社団としての実体が認められないことを併せ考えると、現在、受託者に委託している業務は、市の直営で実施するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	■B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和4年3月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年2月16日専門監決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	委託事業として実施を継続するため、令和3年2月に、「偽装請負」を疑われかねない事項を改善することとした。また、豊田市史資料調査会に対して指摘事項を説明し、指摘内容の実体調査と必要な改善検討を依頼することとした。 また、委託の必要性や随意契約の理由を明確にするとともに、権利能力なき社団の要件を満たすよう指導をしていくこととしており、速やかに改善を実施してもらい、今後も委託事業として継続していく。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年2月に、豊田市史資料調査会に指摘事項を説明し、指摘内容の実体調査と改善検討を依頼した。 令和3年4月に、豊田市史資料調査会の事務局長に対し、業務指揮系統を確認し、事務局長を通じて団体との調整を行うことを		

確認した。また、委託業務の内容、委託の必要性及び随意契約の理由を明確に表記した。

加えて、令和3年6月に、豊田市史資料調査会役員会にて、権利能力なき社団としての要件を充足するよう規約改正を検討してもらうこととし、継続協議していることを市史編さん室が確認した。

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 2月16日専門監決定	措置完了 令和4年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		委託事業として実施を継続するため、令和3年2月に、「偽装請負」を疑われかねない事項を改善することとした。また、豊田市史資料調査会に対して指摘事項を説明し、指摘内容の実体調査と必要な改善検討を依頼することとした。 また、委託の必要性や随意契約の理由を明確にするとともに、権利能力なき社団の要件を満たすよう指導をしていくこととしており、速やかに改善を実施してもらい、今後も委託事業として継続していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		随意契約の理由をより具体的に明記するとともに、積算においても「国土交通省の設計業務委託等技術者単価」に基づき積算し、仕様書にて委託業務内容を具体的に示し委託の必要性を明確にして契約した。 令和4年3月9日に開催された調査会の役員会にて「豊田市史資料調査会規約」が改訂、令和4年4月1日に施行され、権利能力のない社団要件を満たす受託団体であることを確認した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
5	2	1	2	3	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 2 雇用契約・労働者派遣契約と委託契約の峻別
(4) 監査結果	報告書 17 掲載
■ 意見	・再委託先における偽装請負等の予防 工事関係委託要綱第15条及び業務委託要綱第16条の各第2項には、「その下請負が不適当なときは、契約者に対してその下請負を中止若しくは変更させることができる。」旨の規定があるが、偽装請負又は偽装派遣が疑われる場合にも、その下請負を中止若しくは変更させることができる根拠規定を置くことが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、偽装請負又は偽装派遣が疑われる場合についても、その下請負を中止し、又は変更させることができる根拠規定を要綱に置くことは、適正な事務の執行に資するため、令和4年4月までに要綱を改正する。 なお、要綱の改正については、次のとおり進める。 令和4年3月 要綱改正 令和4年4月 改正要綱施行 【追加する規定】 再委託の内容が偽装請負又は偽装派遣でないことを確認し、偽装請負又は偽装派遣であった場合は、その再委託を中止し、又は変更させることができること。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、偽装請負又は偽装派遣が疑われる場合についても、その下請負を中止し、又は変更させることができる根拠規定を要綱に置くことは、適正な事務の執行に資するため、令和4年4月までに要綱を改正する。 なお、要綱の改正については、次のとおり進める。 令和4年3月 要綱改正 令和4年4月 改正要綱施行 【追加する規定】 再委託の内容が偽装請負又は偽装派遣でないことを確認し、偽装請負又は偽装派遣であった場合は、その再委託を中止し、又は変更させることができること。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、下請負を中止し、又は変更させることができる根拠について、「豊田市工事関係委託事務要綱」及び「豊田市業務委託事務要綱」に当該規定を設ける改正を令和4年3月15日付けで総務部副部長決定により行い、令和4年4月1日からの施行を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
6	2	1	1	3	加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 2 雇用契約・労働者派遣契約と委託契約の峻別
(4) 監査結果	報告書 17 掲載
■ 意見	・業務委託手引18ページの図の修正 業務委託手引18ページの図のうち、右側の図には、発注者である市と受注者である請負業者の間に、指揮・命令の関係があるかのような図が差し込まれている。請負契約において、注文者が受注者に対して指図するのは当然であるが、市が個人としての請負業者に対して指揮・命令することは、偽装請負の非難を招きかねないことから、誤解のないよう、発注者と受注者の間にある「指揮・命令」の文字は、「指図」等に変更しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月31日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年3月31日付けの総務部契約課長決定により、委託事務の手引を意見の内容のとおり改正した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
7	2	1	1	4	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 3 市における委託契約の事務手続
(4) 監査結果	報告書 27 掲載
■ 指 摘	・ 法人格を持たない団体との契約 市は、法人格を持たない団体との契約を検討する場合は、事前に当該団体の構成員のあり方、多数決原則の有無、規約などによって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているかを確認し、確認できない場合は、当該団体が権利能力のない社団や民法上の組合としての要件を充足するように促すか、要件の充足が不可能な場合は契約の目的を達成できる他の契約相手を選定するか、委託契約は控えて直営するなどの方法を模索しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、法人格を持たない団体との契約について検討することは、適正な事務の執行に資するため、契約を締結しようとする際の相手方の確認における注意点や確認事項について、委託事務の手引及び事務のチェックリストに記載し、庁内へ周知する。 なお、手引等の改正手続については、次のとおり進める。 令和4年3月 手引改正 また、委託契約先の選定における具体の対応は、所管課において行うものとする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措 置 完 了 令和4年 3月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、法人格を持たない団体との契約について検討することは、適正な事務の執行に資するため、契約を締結しようとする際の相手方の確認における注意点や確認事項について、委託事務の手引及び事務のチェックリストに記載し、庁内へ周知する。 なお、手引等の改正手続については、次のとおり進める。 令和4年3月 手引改正 また、委託契約先の選定における具体の対応は、所管課において行うものとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、契約を締結しようとする際の相手方の確認における注意点や確認事項について、令和4年3月に委託事務の手引及び事務のチェックリストへの記載を実施するとともに、庁内への周知を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
8	2	1	1	5	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 3 市における委託契約の事務手続
(4) 監査結果	報告書 27 掲載
■ 指 摘	・ 委任・準委任たる委託契約に低入札価格調査制度を適用することの可否 豊田市業務委託低入札価格調査等実施要綱第1条は、請負の性質を持たない、その他業務委託契約にも一般的に低入札価格調査制度の適用があることを前提としている。委託契約の中でも請負契約の性格を持ちあわせる契約に対して同制度を適用することは適法であるが、請負の性格を持たない委託契約に適用することは許されない。そこで、豊田市業務委託低入札価格調査等実施要綱第1条の「業務委託」の定義を請負契約に限るものにする必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として、豊田市業務委託低入札価格調査等実施要綱における「業務委託」の定義を請負契約に限るものとする必要があるとの指摘を受けたが、業務委託の定義を請負契約に限るものに変更することは、適正な事務の執行に資するため、その趣旨が明確となるよう要綱の改正を行う。 なお、要綱の改正手続については、次のとおり進める。 令和4年3月 要綱改正	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として、豊田市業務委託低入札価格調査等実施要綱における「業務委託」の定義を請負契約に限るものとする必要があるとの指摘を受けたが、業務委託の定義を請負契約に限るものに変更することは、適正な事務の執行に資するため、その趣旨が明確となるよう要綱の改正を行う。 なお、要綱の改正手続については、次のとおり進める。 令和4年3月 要綱改正	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、「業務委託」の定義を請負契約に限るものとする必要があるとの指摘について、豊田市業務委託低入札価格調査等実施要綱にその趣旨が明確となる改正を令和4年3月15日付けで総務部副部長決定により行い、令和4年4月1日からの施行を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						総務部	契約課
9	2	1	1	6		加藤 純也	
						山口 敏宏	
						■内線 □外線	3－1 2 1 4

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 3 市における委託契約の事務手続
(4) 監査結果	報告書 28 掲載
■ 指 摘	・ 委任・準委任たる委託契約に最低制限価格制度を適用することの可否 警備、草花管理及び受付に係る業務委託契約は、請負の性質を持ちあわせ ない準委任契約と考えられる。請負契約以外の場合に最低制限価格制度を適 用することはできないというべきであるから、豊田市業務委託低入札価格調 査等実施要綱別表の「適用業務」及び業務委託手引の記載から警備、草花管 理及び受付の例は削除しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として、豊田市業務委託低入札価格調査等実施要綱別表の「適用業務」及び委託契約事務の手引の記載から警備、草花管理及び受付の例は削除しなければならないとの指摘を受けたが、当市の業務委託は、原則、仕事の完成を求めた契約であり、商習慣的にも警備、草花管理及び受付は、請負契約で行われているものであるため、当該要綱からの削除は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
10	2	1	1	7	加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 3 市における委託契約の事務手続
(4) 監査結果	報告書 28 掲載
■ 指 摘	・ 1 者入札の有効性 一般競争入札において入札参加者が一人しかいなかった場合、入札参加の機会が保障されていれば競争性、公正性は十分充たされており、経済性も予定価格によって確保されている。したがって、契約規則に一般競争入札においても入札参加者が一人であるときは成立しないものとする根拠規定がない以上は、市における一般競争入札では1 者入札も有効と解するべきであるから、業務委託入札要領様式第2号の4 項（5）②の記載は規則上の根拠を欠く記載であり、削除しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月31日副部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、豊田市業務委託一般競争入札等実施要領の様式中の不備を正すことは、適正な事務の執行に資するため、要領の様式中の記載を削除する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年3月31日付けの総務部副部長決定により、豊田市業務委託一般競争入札等実施要領を意見の内容のとおり改正した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
11	2	1	2	4	加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 3 市における委託契約の事務手続
(4) 監査結果	報告書 29 掲載
■ 意見	・ 1 者特命随意契約における見積のあり方 1 者特命随意契約において、見積提出者が提出した見積金額が予定価格を超えている場合、見積金額を同日中に複数提出させて、見積金額が予定価格を下回った時点で契約当事者として選定するあり方がよく見られるが、見積提出に回数制限を設けたり、小刻みな見積金額の減額を許さないこととしたりして、ある程度経済性にも配慮した運用を心がけられたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として、見積提出に回数制限を設けたり、小刻みな見積金額の減額を許さないこととしたりして、ある程度経済性に配慮した運用を心がけられたいとの意見を受けたが、そのような運用によると結果が不調となる案件が多くなると見込まれる。その結果、1 者特命随意契約は、その特定した相手しか業務の履行ができないものであるため、改めて同じ相手との契約事務を執行し直すことになり、契約事務の負担の増大と行政効率の低下につながるため、見積提出回数や提示する見積金額に係る制限は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
12	2	1	2	5	加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 3 市における委託契約の事務手続
(4) 監査結果	報告書 29 掲載
■ 意 見	・ 要綱の記載訂正について 工事等入札要綱第3条第1号「入札参加資格申請書」は、別表第1と平仄を合わせる必要があり、「入札参加資格審査申請」とするべきである。同様に、物品等入札要綱第3条第4号「競争入札参加資格審査申請」は、別表第1と平仄を合わせる必要があり、「入札参加資格申請」とするべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月23日副部長決定 令和3年3月31日副部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、要綱中の表記を統一することは、適正な事務の執行に資するため、各要綱の改正を行う。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	総務部副部長決定により、令和3年3月23日付けで豊田市工事等競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱を、令和3年3月31日付けで豊田市物品等競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱を、意見の内容のとおり改正した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
13	2	1	2	6	加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 3 市における委託契約の事務手続
(4) 監査結果	報告書 29 掲載
■ 意見	・要領の記載訂正について 業務委託入札要領第4条第2項記載の「指名競争入札等」のうち「等」が何を指すのか不明であり、明確にする必要がある。「等」に含まれる内容がなければ、削除するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月31日副部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、「指名競争入札等」のうち「等」が何を意味するか明確にすることは、適正な事務の執行に資するため、豊田市業務委託一般競争入札等実施要領の改正を行う。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年3月31日付けの総務部副部長決定により、豊田市業務委託一般競争入札等実施要領を改正し、「等」に随意契約が含まれることを明確にした。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
14	2	1	2	7	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 3 市における委託契約の事務手続
(4) 監査結果	報告書 29 掲載
■ 意 見	・業務委託手引の記載訂正について 役務の提供、成果品の提供いずれの場合も、仕事の完成を目的としている場合には請負契約であるが、仕事の完成を目的としない事務処理を目的とする場合は、委任又は準委任契約である。業務委託手引における業務委託全体が主として請負契約であるかのような記載は、低入札価格調査制度や最低制限価格制度等、請負契約とそれ以外の契約類型の間で異なる取扱いを求められる場面がある以上、相応しくないため、訂正する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、請負契約、委任又は準委任契約について記載する旨の委託事務の手引の訂正をすることは、適正な事務の執行に資するため、令和4年4月まで委託事務の手引の訂正を行い、請負契約、委任又は準委任契約について記載する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措 置 完 了 令和4年 3月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、請負契約、委任又は準委任契約について記載する旨の委託事務の手引の訂正をすることは、適正な事務の執行に資するため、令和4年4月まで委託事務の手引の訂正を行い、請負契約、委任又は準委任契約について記載する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和4年3月に請負契約、委任又は準委任契約について委託事務の手引への記載を実施するとともに、庁内への周知を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
15	2	1	2	8	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 3 市における委託契約の事務手続
(4) 監査結果	報告書 30 掲載
■ 意見	・入札参加資格について 設計段階で見積書を徴収する業者の選定過程の基準化や一般競争入札の参加資格との関係について整理が必要と考えられる。また、県内に当該業務を行う業者が限定されている業務の入札では、1者入札が不落随契となる可能性が高くなる。経済性に配慮するためには、委託業務の内容によっては、入札参加資格の範囲を柔軟にすることも検討されたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として、設計段階で見積書を徴収する業者の選定過程の基準化や一般競争入札の参加資格との関係について整理が必要であるとの意見や、経済性に配慮するためには、委託業務の内容によっては、入札参加資格の範囲を柔軟にすることも検討されたいとの意見を受けた。意見のうち、参考見積業者の選定に係るものについては、令和3年8月25日付け「契約事務における参考見積りの徴取について（通知）」により市内企業優先とした方法で案件毎に発注課判断により行うものとし、一般競争入札の参加資格に係るものについては、参考見積業者とは関係なく、業務の内容により設定されるもののため、新たな整理は行わない。 次に、経済性に配慮した入札参加資格の範囲に係るものについては、現在の入札参加資格は、過去の入札結果を検証しつつ、豊田市公契約基本方針にある地域内経済循環を目的とした市内企業優先策の実施などの観点や案件の内容等から設定しており、同方針のもと柔軟に検討することとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		経済性に配慮した入札参加資格の範囲に係るものについては、現在の入札参加資格は、過去の入札結果を検証しつつ、豊田市公契約基本方針にある地域内経済循環を目的とした市内企業優先策の実施などの観点や案件の内容等から設定しており、同方針のもと柔軟に検討することとする。	
☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針及び令和4年4月施行の豊田市公契約基本条例に基づき、地域内経済循環を目的とした市内企業優先策の実施などの観点や案件の内容等を考慮し、必要に応じて入札参加資格の変更を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
16	2	1	1	8	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 4 契約変更の事務手続
(4) 監査結果	報告書 36 掲載 ・変更契約締結時期に関する契約規則・要綱と要領の記載
■ 指 摘	契約規則と要綱は変更契約を締結すべき時期について遅滞なく（速やかに）締結すべきとしているが、設計変更事務取扱要領及びその他業務委託変更事務取扱要領では工期又は契約期間の末までに変更契約を締結すれば足りる場合があることを規定しており、契約規則・要綱に違反する要領によって契約事務が運用されている。契約書等を作成する前の段階では、あたかも合意に基づく契約又は変更契約を締結する義務を負う予約が成立した状態にあるというべきであり、委託契約は変更契約書を締結してはじめて変更契約内容が確定したものとなるところ、この原則を修正するには要領では不足であり、少なくとも規則の根拠が必要である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、工期又は契約期間の末までに変更契約を締結すれば足りる場合についての規定を契約規則に置くことは、適正な事務の執行に資するため、令和4年4月までに規則を改正し、当該規定を置く。 なお、規則改正は、次のとおり進める。 令和3年12月 規則改正 令和4年 4月 施行予定 ※約款等様式も改正も併せて行うため、施行は新年度からとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、工期又は契約期間の末までに変更契約を締結すれば足りる場合についての規定を契約規則に置くことは、適正な事務の執行に資するため、令和4年4月までに規則を改正し、当該規定を置く。 なお、規則改正は、次のとおり進める。 令和3年12月 規則改正 令和4年 4月 施行予定 ※約款等様式も改正も併せて行うため、施行は新年度からとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、工期又は契約期間の末までに変更契約を締結すれば足りる規定を置く豊田市契約規則の改正を行い、令和4年2月15日に豊田市契約規則の一部を改正する規則の公布、同年4月1日からの施行を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
17	2	1	1	9	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 4 契約変更の事務手続
(4) 監査結果	報告書 37 掲載
■ 指 摘	・ 変更契約締結時期の例外規定 設計変更事務取扱要領及びその他業務委託変更事務取扱要領のような、変更契約締結時期に関する例外規定を適法化する改正を行うとしても、その他業務委託変更事務取扱要領第6条第1号の規定ぶりは広範囲に解釈される余地があり、そのまま契約規則や要綱に規定するならば、地方自治法第234条第5項の趣旨に違反すると言わざるを得ない。このため、限定的な規定ぶりに変更する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了 ☐ B 措置中 ☒ C 措置予定 ☐ D 不措置 ☐ E 検討中	措置完了 (措置区分 A) 令和 年 月 完了 措置完了予定 (措置区分 B) 令和 年 月 予定 方針決定 (措置区分 A・B・C) 令和3年9月1日 部長決定 方針決定 (措置区分 D) 令和 年 月 日 長決定
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、変更契約締結時期に関する例外規定を適法化するための契約規則の改正と変更契約締結時期について限定的な記載となるようにその他業務委託変更事務取扱要領を改正することは、適正な事務の執行に資するため、令和4年4月までに契約規則及びその他業務委託変更事務取扱要領の改正を行う。 なお、契約規則及び要領改正は、次のとおり進める。 令和3年12月 規則改正 令和4年 3月 要領改正 令和4年 4月 規則・要領施行予定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、変更契約締結時期に関する例外規定を適法化するための契約規則の改正と変更契約締結時期について限定的な記載となるようにその他業務委託変更事務取扱要領を改正することは、適正な事務の執行に資するため、令和4年4月までに契約規則及びその他業務委託変更事務取扱要領の改正を行う。 なお、契約規則及び要領改正は、次のとおり進める。 令和3年12月 規則改正 令和4年 3月 要領改正 令和4年 4月 規則・要領施行予定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、変更契約締結時期の例外規定を置く豊田市契約規則の改正を行い、令和4年2月15日に豊田市契約規則の一部を改正する規則の公布、同年4月1日からの施行を実施した。また、その他業務委託変更事務取扱要領も同例外規定を置く改正を令和4年3月15日付けで総務部副部長決定により行い、令和4年4月1日からの施行を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
18	2	1	1	10	加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 4 契約変更の事務手続
(4) 監査結果	報告書 37 掲載
■ 意見	・変更契約書を締結しない場合 契約規則と要綱には、変更契約書の締結を省略できる場合は特に定められていない。事務処理の軽減を図るために変更契約書や変更請書等の作成を省略できる場合を定めるのであれば、契約規則にその根拠規定を設け、契約規則に基づき要綱・要領を整備して、手引に記載する必要がある。逆に、契約規則、要綱・要領に根拠規定を設けないのであれば、業務委託手引の変更契約書の締結を省略できる場合があるかのような記載を削除しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月31日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年3月31日付けの総務部契約課長決定により、委託事務の手引から指摘のあった記載を削除する改正をし、記載の不整合を解消した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
19	2	1	1	11	加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 4 契約変更の事務手続
(4) 監査結果	報告書 38 掲載
■ 意見	・ 変更可能な範囲に関する要領と業務委託手引の記載 変更契約可能な範囲に関する設計変更事務取扱要領と業務委託手引の記載が整合していない。契約変更可能な範囲について検討のうえ、両者を統一した記載に変更するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月31日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、記載内容の整理をすることは、適正な事務の執行に資するため、手引の改正を行う。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年3月31日付けの総務部契約課長決定により、委託事務の手引中の該当箇所を削除する改正を行い、記載の不整合を解消した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
20	2	1	1	12	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 委託について 4 契約変更の事務手続
(4) 監査結果	報告書 38 掲載
■ 指 摘	・ 変更できる範囲の条項追加 設計変更事務取扱要領及びその他業務委託変更事務取扱要領には、契約内容を法令に適合させるために必要な契約変更を想定した規定が存在しないため、変更理由と適用条項に齟齬が生じたり、変更契約書を根拠なく省略したりするなどの変更事務手続違反が生じていると推察される。そこで、上記各要領第3条には、契約内容を法令に適合させるために必要な場合は、変更できることを真正面から規定するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、要領に契約内容を法令に適合させるために必要な契約変更を想定した規定を置くことは、適正な事務の執行に資するため、令和4年3月までに要領の改正を行う。 要領の改正は、次のとおり進める。 令和4年3月 改正、施行 なお、改正するのは、その他業務委託変更事務取扱要領のみとし、設計変更事務取扱要領については既存の内容で対応可能であるため、現行のままとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、要領に契約内容を法令に適合させるために必要な契約変更を想定した規定を置くことは、適正な事務の執行に資するため、令和4年3月までに要領の改正を行う。 要領の改正は、次のとおり進める。 令和4年3月 改正、施行 なお、改正するのは、その他業務委託変更事務取扱要領のみとし、設計変更事務取扱要領については既存の内容で対応可能であるため、現行のままとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、その他業務委託変更事務取扱要領に契約内容を法令に適合させるために必要な契約変更を想定した規定を置くことについて、令和4年3月15日付けの総務部副部長決定により同要綱に同規定を置く改正を行い、令和4年4月1日からの施行を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
21	2	1	2	9	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第2 再委託・下請負について 2 再委託・下請負の制限
(4) 監査結果	報告書 44 掲載
■ 意見	・委託業務下請負承認願の省略 契約規則は、下請負させようとするときは事前に下請負届の提出を必要とし、工事関係委託要綱及び業務委託要綱も例外なく委託業務下請負承認願の提出と承認を必要としているが、弊害に配慮しつつ委託業務下請負承認願を省略できる場合を要綱で定めることも検討に値する。また、受託者との契約や協定に基づき委託業務下請負承認願の提出を省略できる場合を認めるのであれば、やはり、その旨を要綱に定める必要がある。なお、下請負届の提出は契約規則の要請であるから、その省略を認めるには契約規則に根拠規定を置く必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、委託業務下請負承認願を省略できる場合を契約規則、工事関係委託要綱第及び業務委託要綱に定めることは、適正な事務の執行に資するため、令和4年3月までに規則及び要綱を改正し、規定を置く。また、再委託に関する取扱いを周知し、及び徹底するため、再委託に関するガイドラインを策定する。 なお、規則及び要綱の改正については、次のとおり進める。 規則 令和3年12月 規則改正、令和4年4月 施行予定 要綱 令和4年3月 改正、施行 ガイドライン 令和4年3月 制定		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、委託業務下請負承認願を省略できる場合を契約規則、工事関係委託要綱第及び業務委託要綱に定めることは、適正な事務の執行に資するため、令和4年3月までに規則及び要綱を改正し、規定を置く。また、再委託に関する取扱いを周知し、及び徹底するため、再委託に関するガイドラインを策定する。 なお、規則及び要綱の改正については、次のとおり進める。 規則 令和3年12月 規則改正、令和4年4月 施行予定 要綱 令和4年3月 改正、施行 ガイドライン 令和4年3月 制定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、委託業務下請負承認願を省略できる規定を置く豊田市契約規則の改正を行い、令和4年2月15日に豊田市契約規則の一部を改正する規則の公布、同年4月1日からの施行を実施した。また、豊田市工事関係委託要綱第及び豊田市業務委託要綱も同規定を置く改正を令和4年3月15日付けで総務部副部長決定により行い、令和4年4月1日からの施行を実施した。なお、再委託に関する取扱いを周知するための、再委託に関するガイドラインについては、令和4年3月に委託事務の手引への記載を実施するとともに、庁内への周知を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	法務課
					新實 真	
					佐々木 章人	
					■内線 □外線	3-1036
22	2	1	2	10		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第2 再委託・下請負について 2 再委託・下請負の制限
(4) 監査結果	報告書 44 掲載
■ 意見	・作業責任者等報告書に記載する作業従事者の範囲 「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」の別紙「遵守項目確認表」様式1で要求されている作業責任者等報告書には、受託者の作業責任者及び作業従事者のみではなく、再委託先における作業従事者も記載して、個人情報や秘密情報にアクセス可能な個人を把握するのが望ましい。委託において、市の承認に基づいて受託者が再委託した場合に、再委託先がさらに再々委託したかどうかは一般的には不明であるところ、再委託先、再々委託先の履行体制の確認のためにその体制表の提出を求める根拠を設けておくことが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	■ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		来年度当初契約からの措置の適用を予定しており、現在も改正内容を議論しているため、方針決定が完了していないが、今後の方針及び予定は次のとおりである。 監査結果に基づいて再委託先における作業従事者の報告を求めることは適正な行政事務に資するため、令和3年11月までに「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」に再委託先における作業従事者の報告を求める規定を設けるとともに「再委託に関する報告書」を改正する。措置については、次のとおり順次進めていくこととする。 令和3年9月 改正内容の決定 令和3年10月 情報セキュリティ対策会議への付議 令和3年11月 特記作成ツールへの反映	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定	令和3年10月28日	部長決定	措置完了	令和3年11月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	☐ D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	☐ E 検討中					
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和3年10月 「外部委託等におけるセキュリティ管理基準」の改正案を情報セキュリティ対策会議へ付議し、決定。 令和3年11月 改正「外部委託等におけるセキュリティ管理基準」を施行し、特記作成ツールへ反映。				
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		情報セキュリティ基本要綱第50条に基づく共通実施手順「外部委託等におけるセキュリティ管理基準」の改正により、個人情報を含む業務を委託する際は、委託先の従事者のみではなく、再委託先等の対象業務の一部を処理する者に対して、従事者の報告を求めることとした。 併せて、特記事項の再委託に係る規定を改正するとともに、「再委託に関する報告書」（様式4）に作業従事者の記載欄を追加した。 また、従前、「作業責任者等報告書」（様式1）を使用して再委託先における従事者の報告を求めていた所属もあることから、「作業責任者報告書」の欄外に再委託先の作業従事者は、様式4により報告する旨の注意書を追記し、報告様式を明確にした。				

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
23	2	1	2	11	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第2 再委託・下請負について 2 再委託・下請負の制限
(4) 監査結果	報告書 45 掲載
■ 意 見	・再委託と下請負の用語の整理 市では、「委託業務下請負承認願」において再委託と下請負を総称して「下請負」の文言を用いている。しかし、下請負は、再委託契約のうちの一部を表現しているに過ぎず、市による承認の対象とするべき契約は下請負契約だけでなく、再委任、再準委任を含む再委託契約の全てであるから、下請負を含む「再委託」の文言を再委託と下請負を総称するものとして用いるのが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、下請負を含む再委託を総称として使用することは、適正な事務の執行に資するため、令和4年3月までに契約規則、工事関係委託要綱第及び業務委託要綱要綱を改正し、再委託の用語を使用するようにする。 また、再委託に関する取扱いを周知し、及び徹底するため、再委託に関するガイドラインを策定する。 なお、規則、要綱改正の事務は、次のとおり進める。 規則改正 令和3年12月 規則改正、令和4年4月 施行予定 要綱改正 令和4年3月 改正、施行 ガイドライン 令和4年3月 制定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、下請負を含む再委託を総称として使用することは、適正な事務の執行に資するため、令和4年3月までに契約規則、工事関係委託要綱第及び業務委託要綱を改正し、再委託の用語を使用するようにする。 また、再委託に関する取扱いを周知し、及び徹底するため、再委託に関するガイドラインを策定する。 なお、規則、要綱改正の事務は、次のとおり進める。 規則改正 令和3年12月 規則改正、令和4年4月 施行予定 要綱改正 令和4年3月 改正、施行 ガイドライン 令和4年3月 制定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、下請負を含む再委託を総称として使用する内容の豊田市契約規則の改正を行い、令和4年2月15日に豊田市契約規則の一部を改正する規則の公布、同年4月1日からの施行を実施した。また、豊田市工事関係委託要綱第及び豊田市業務委託要綱も同内容の改正を令和4年3月15日付けで総務部副部長決定により行い、令和4年4月1日からの施行を実施した。なお、再委託に関する取扱いを周知するための、再委託に関するガイドラインについては、令和4年3月に委託事務の手引への記載を実施するとともに、庁内への周知を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
24	2	1	2	12	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第2 再委託・下請負について 2 再委託・下請負の制限
(4) 監査結果	報告書 45 掲載
■ 意 見	・再委託をする理由及び当該再委託先を選定する理由の記載 「委託業務下請負承認願」は、再委託をする理由及び当該再委託先を選定する理由を記載する様式にはなっていない。契約相手は当該契約を履行する能力があることを前提に契約相手として選定されているのであるから、自ら履行するのが原則である。そうであれば、再委託の必要性和当該再委託先の履行能力は、受託者が立証する責任を負うべきであるから、再委託をする理由及び当該再委託先を選定する理由を記載する様式に改めるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、再委託をする理由及び当該再委託先を選定する理由を記載する様式に改めることは、適正な事務の執行に資するため、委託業務下請承認願の見直しを令和4年3月までに実施する。 また、改正後の委託業務下請承認願と重複や矛盾が生じないように再委託に関する報告書及び特記を改正する（特記の改正は、法務課及び情報システム課で対応）。 なお、委託業務下請承認願の見直し並びに規則、要綱及び手引の改正は、次のとおり進める。 規則改正 令和3年12月 規則改正、令和4年4月 施行予定 要綱改正 令和4年3月 改正、施行 ガイドライン 令和4年3月 制定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、再委託をする理由及び当該再委託先を選定する理由を記載する様式に改めることは、適正な事務の執行に資するため、委託業務下請承認願の見直しを令和4年3月までに実施する。 また、改正後の委託業務下請承認願と重複や矛盾が生じないように再委託に関する報告書及び特記を改正する（特記の改正は、法務課及び情報システム課で対応）。 なお、委託業務下請承認願の見直し並びに規則、要綱及び手引の改正は、次のとおり進める。 規則改正 令和3年12月 規則改正、令和4年4月 施行予定 要綱改正 令和4年3月 改正、施行 ガイドライン 令和4年3月 制定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、委託業務下請承認願の内容変更に関する豊田市契約規則の改正を行い、令和4年2月15日に豊田市契約規則の一部を改正する規則の公布、同年4月1日からの施行を実施した。また、豊田市工事関係委託要綱第及び豊田市業務委託要綱も同内容の改正を令和4年3月15日付けで総務部副部長決定により行い、令和4年4月1日からの施行を実施した。なお、再委託に関する取扱いを周知するための、再委託に関するガイドラインについては、令和4年3月に委託事務の手引への記載を実施するとともに、庁内への周知を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
25	2	1	1	13	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第2 再委託・下請負について 2 再委託・下請負の制限
(4) 監査結果	報告書 46 掲載
■ 指 摘	・委託業務下請負承認願の契約金額は単年度分を記入すべきである 複数年度契約の委託業務下請負承認願において、契約金額について契約期間分の総額を記載し、下請負契約見込額について単年度分の金額を記入すると、実態に合わない再委託率が算出されてしまい著しく不当である。委託業務下請負承認願は、当該年度の再委託について承認を得るための書類であることから、下請負契約見込額は当該年度の金額を記入するべきである。そして、契約金額についても総額ではなく、当該年度の支払額を記入するべきことを明確にする必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		
	監査結果に基づき、複数年度契約の委託業務下請負承認願において、下請負契約見込額は当該年度の金額を記入することとし、契約金額についても総額ではなく当該年度の支払額を記入することは、適正な事務の執行に資するため、様式の見直しを令和4年3月までに実施する。 様式の見直しには、規則、要綱及び手引の改正が必要なため、措置の実施は、次のとおり進める。 規則改正 令和3年12月 規則改正、令和4年4月 施行予定 要綱改正 令和4年3月 改正、施行 ガイドライン 令和4年3月 制定		
(3) 実施した措置の内容	(措置区分 A・B)		

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、複数年度契約の委託業務下請負承認願において、下請負契約見込額は当該年度の金額を記入することとし、契約金額についても総額ではなく当該年度の支払額を記入することは、適正な事務の執行に資するため、様式の見直しを令和4年3月までに実施する。 様式の見直しには、規則、要綱及び手引の改正が必要なため、措置の実施は、次のとおり進める。 規則改正 令和3年12月 規則改正、令和4年4月 施行予定 要綱改正 令和4年3月 改正、施行 ガイドライン 令和4年3月 制定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、委託業務下請承認願の内容変更に関する豊田市契約規則の改正を行い、令和4年2月15日に豊田市契約規則の一部を改正する規則の公布、同年4月1日からの施行を実施した。また、豊田市工事関係委託要綱第及び豊田市業務委託要綱も同内容の改正を令和4年3月15日付けで総務部副部長決定により行い、令和4年4月1日からの施行を実施した。なお、再委託に関する取扱いを周知するための、再委託に関するガイドラインについては、令和4年3月に委託事務の手引への記載を実施するとともに、庁内への周知を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
26	2	1	2	13	加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第2 再委託・下請負について 2 再委託・下請負の制限
(4) 監査結果	報告書 46 掲載
■ 意見	・下請負業者と入札資格・入札参加との関係 工事関係委託手引では、一般競争入札の参加者は下請負業者となることができる。市の一般競争入札の状況は、1～4者の概ね同様の業者が繰り返し同種の委託に入札参加しており、指名競争入札で想定される問題点が当てはまると言わざるを得ないから、一般競争入札の参加者も、下請負業者になれない旨の制限を検討する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	市の業務委託における入札方式は、一般競争入札が多数であり、入札に参加できる業者の地域区分を市内本店に限るなどとしている案件が多い。意見のように、一般競争入札における参加者が下請負業者になれないこととした場合、入札に参加し、落札できない状況が続けば続くほど、市が発注する業務を請け負えないこととなり、地域内経済循環が図られないおそれがあるため、一般競争入札の参加者が下請負業者になれない旨の制限は設けない。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
27	2	1	1	14	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第3 再委託・下請負を伴う委託契約書について 1 委託契約書のあり方
(4) 監査結果	報告書 48 掲載
■ 指 摘	・ 契約の目的を記載すべき 契約書には、契約規則第33条第1項に従い、契約の目的を記載するべきである。ここにいう契約の目的は、成果物である目的物という意味ではなく、当該契約により達成しようとする所期の目的である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、令和5年4月までに契約書に契約の目的を記載することができるようにする。 なお、契約書の様式の変更には、規則の改正や契約管理システムの改修が必要であるため、措置の実施は、次のとおり進める。 令和3年度 システムの改修に係る準備、予算要求 令和4年度 システムの改修、規則及び手引の改正	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了 令和5年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、令和5年4月までに契約書に契約の目的を記載することができるようにする。 なお、契約書の様式の変更には、規則の改正や契約管理システムの改修が必要であるため、措置の実施は、次のとおり進める。 令和3年度 システムの改修に係る準備、予算要求 令和4年度 システムの改修、規則及び手引の改正	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和4年3月までに契約書様式の見直しの検討及び契約管理システム改修に係る予算要求を実施した。引き続き、契約書の様式を変更するため豊田市契約規則の改正を行い、令和5年1月6日に豊田市契約規則の一部を改正する規則の公布、同年4月1日からの施行を実施した。契約管理システム改修と委託事務の手引きの改正については、令和5年2月までにシステム改修を実施するとともに、令和5年3月に委託事務の手引を改正し、庁内への周知を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
28	2	1	1	15	加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第3 再委託・下請負を伴う委託契約書について 1 委託契約書のあり方
(4) 監査結果	報告書 49 掲載
■ 指 摘	・委託発注の必要性を「執行の理由」として自覚的に記載すべき 案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）には、「執行の理由」を記載する欄が設けられており、委託発注の必要性の有無を記載すべきことになっている。ここで「執行の理由」として問われているのは、当該業務を委託発注の方が直営で行うよりも、経済性、効率性、有効性に優れている理由である。しかし、「執行の理由」は誤解されており、当該業務を行う理由を記載しているに過ぎないものが多く見られる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月31日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		
(3) 実施した措置の内容	(措置区分 A・B) 監査結果に基づいて、執行の理由としてどのような点で委託発注の方が直営するよりも優れているのかについて記載することは、適正な事務の執行に資するため、執行理由として①この業務を行う理由及び②業務を直営ではなく外部に委託する理由を簡潔かつ具体的に記載してもらうこととするとともに、このことについて委託事務の手引に記載し、周知する。 執行理由として①この業務を行う理由及び②業務を直営ではなく外部に委託する理由を簡潔かつ具体的に記載してもらうこととし、令和3年3月31日付けの総務部契約課長決定により委託事務の手引を改正し、周知した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
29	2	1	2	14	加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第3 再委託・下請負を伴う委託契約書について 2 契約約款
(4) 監査結果	報告書 51 掲載
■ 意 見	・ 著作者人格権不行使特約の必要性 豊田市工事関係委託契約約款及び豊田市業務委託契約約款には、成果物が著作物に該当するときは、引渡しとともに受託者から市に著作権を無償譲渡する旨の規定がある。しかし、著作者人格権は一身専属であり、譲渡できないため、受託者がこれを網羅的に行使しないよう、著作者人格権不行使特約を規定することも検討に値する。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果として、著作者人格権不行使特約の規定について意見を受けたが、著作者人格権が一身専属的なものであり、譲渡できないことを踏まえ、現在の契約約款において、市が委託の成果物である著作物について公表、氏名変更及び内容改変をできる旨の規定を置いているため、新たな措置は行わない。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
30	2	1	1	16	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第3 再委託・下請負を伴う委託契約書について 2 契約約款
(4) 監査結果	報告書 51 掲載 ・変更契約書等の締結
■ 指 摘	豊田市工事関係委託契約約款（改正前）及び豊田市業務委託契約約款には、契約金額又は契約期間を変更する必要がある場合には、協議の上書面で変更するものとされているが、それ以外の変更の場合には、書面による必要がないかのような記載となっている。しかし、契約金額又は契約期間を変更する場合以外は、書面による必要がないとの記載はどこにも見受けられない。そうであれば、契約約款の記載を契約規則、要綱、要領に揃えて、契約変更には変更契約書の締結又は変更請書等の書面が必要である旨を規定するべきで、変更契約事務の効率化のために書面を要しない場合を規定するのであれば、契約規則、要綱、要領にその根拠規定を置くべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了（措置区分 A）	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定（措置区分 B）	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定（措置区分 A・B・C）	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定（措置区分 D）	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 （措置区分 A・B・C・D） □方針の検討状況 （措置区分 E）		監査結果に基づいて、全ての契約変更について変更契約書の締結又は変更請書等の書面の提出を受けることが必要である旨を約款に規定することは、適正な事務の執行に資するため、令和4年4月までに約款を改正する。 なお、約款の改正には、契約規則の改正が必要なため、措置の実施は、次のとおり進める。 令和3年12月 規則改正 令和4年 4月 施行 ※年度途中での約款変更は、各課の契約事務に及ぼす影響が大きいため、約款の変更は新年度からとする。	
(3) 実施した措置の内容 （措置区分 A・B）			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和3年	9月	1日	部長決定	措置完了	令和4年	4月完了		
	□B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	□D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	□E 検討中										
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、全ての契約変更について変更契約書の締結又は変更請書等の書面の提出を受けることが必要である旨を約款に規定することは、適正な事務の執行に資するため、令和4年4月までに約款を改正する。 なお、約款の改正には、契約規則の改正が必要なため、措置の実施は、次のとおり進める。 令和3年12月 規則改正 令和4年 4月 施行 ※年度途中での約款変更は、各課の契約事務に及ぼす影響が大きいいため、約款の変更は新年度からとする。									
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、全ての契約変更について変更契約書の締結又は変更請書等の書面の提出を受けることが必要である旨を規定した約款とする豊田市契約規則の改正を行い、令和4年2月15日に豊田市契約規則の一部を改正する規則の公布、同年4月1日からの施行を実施した。 なお、改正した約款は次のとおり。 ・豊田市工事関係委託契約約款 ・豊田市業務委託契約約款 ・豊田市労働者派遣契約約款									

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
31	2	1	2	15	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第3 再委託・下請負を伴う委託契約書について 2 契約約款
(4) 監査結果	報告書 52 掲載
■ 意 見	・ 合併の場合の解除条項 委託契約は、契約期間中、合併等により委託先の支配権が変更された場合に、解除することができる条項が存在しない。そのため、不適切な者に委託先の支配権が移転しても、契約上、市は解除することができない。このような場合に備えて、市は、契約内容によっては、チェンジ・オブ・コントロール条項を設けることを検討する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、契約の約款にチェンジ・オブ・コントロール条項を設けることは、適正な事務の執行に資するため、令和4年4月までに約款を改正し、規定を置く。 なお、約款の改正には、契約規則の改正が必要なため、措置の実施は、次のとおり進める。 令和3年12月 規則改正 令和4年 4月 施行 ※年度途中での約款変更は、各課の契約事務に及ぼす影響が大きいため、約款の変更は新年度からとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、契約の約款にチェンジ・オブ・コントロール条項を設けることは、適正な事務の執行に資するため、令和4年4月までに約款を改正し、規定を置く。 なお、約款の改正には、契約規則の改正が必要なため、措置の実施は、次のとおり進める。 令和3年12月 規則改正 令和4年 4月 施行 ※年度途中での約款変更は、各課の契約事務に及ぼす影響が大きいため、約款の変更は新年度からとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、チェンジ・オブ・コントロール条項を設けた約款とする豊田市契約規則の改正を行い、令和4年2月15日に豊田市契約規則の一部を改正する規則の公布、同年4月1日からの施行を実施した。 なお、改正した約款は次のとおり。 ・豊田市工事関係委託契約約款 ・豊田市業務委託契約約款 ・豊田市労働者派遣契約約款	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
					加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214
32	2	1	1	17		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第3 再委託・下請負を伴う委託契約書について 3 契約約款における再委託・下請負の制限
(4) 監査結果	報告書 53 掲載
■ 指 摘	・ 契約約款の規定を契約規則及び要綱の記載に合わせるべき 契約約款の規定は、主たる部分を設計図書において指定されたものと限定し、又は甲が設計図書において指定したものに限定しているため、主たる部分を設計図書において指定しない場合は、主たる部分が存在しないことになり、再委託・下請負を無制限に許容する余地を残している。契約相手は当該契約を自ら履行するのが原則なのであり、そうであれば、主たる部分に該当しないことの立証責任は再委託・下請負業者にあるというべきである。そこで、契約約款から「主たる部分」に対する設計図書の指定を削除し、「乙は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」と改定するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として、契約約款から「主たる部分」に対する設計図書の指定を削除し、「乙は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」と改定するべきとの指摘を受けたが、現在の規定は、公共土木設計業務等標準委託契約約款の内容を基に規定しているものである。また、設計図書での主たる部分の指定は契約者への明確な説明になり、再委託承認事務における発注者、契約者双方の誤解を防ぐためにも「主たる部分」に対する設計図書の指定は削除しない。 なお、「主たる部分」を指定しない案件については、仕様書中に再委託を認めない旨を記載するよう、手引等にて周知する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
33	2	1	1	18	加藤 純也	
					藤谷 明輝	
					■内線 □外線	3-1214

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第3 再委託・下請負を伴う委託契約書について 3 契約約款における再委託・下請負の制限
(4) 監査結果	報告書 54 掲載
■ 指 摘	・「主たる部分」について一次的には市が指定すべきである 主たる部分がどこにあるかについては、発注者である市がよく理解しているのが一般的であるから、現行の要綱を前提とすれば主たる部分を指定するのは市であり、再委託・下請負してはならない主たる部分を、一次的には市が指定すべきである。そこで、現行の契約約款を前提にすれば主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けなければならないが、この場合には、主たる部分を明確にする記載がなければ、再委託できない主たる部分もないかのような誤解を招かないために、その旨の但書を契約約款等に添えるなどの工夫が必要である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、当該記載欄を設けるとともに、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。 なお、手引等の改正が必要なため、措置の実施は、次のとおり進める。 令和4年3月 手引改正 「再委託（下請負）ガイドライン」制定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、当該記載欄を設けるとともに、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。 なお、手引等の改正が必要なため、措置の実施は、次のとおり進める。 令和4年3月 手引改正 「再委託（下請負）ガイドライン」制定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、主たる部分の設計図書への記載について、令和4年3月までに委託事務の手引及び事務チェックリストへ同内容の記載と庁内への周知を実施した。再委託に関するガイドラインについては、令和4年3月に委託事務の手引への記載を実施するとともに、庁内への周知を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					経営戦略部	市政発信課
					八木 健次	
					安川 佳孝	
					■内線 □外線	3-0532

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 経営戦略部 1 C A T V・インターネットにおける豊田市政情報提供番組制作放映委託
(4) 監査結果	報告書 60 掲載
■ 意 見	・委託発注の必要性 本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。専門性、経済性、効率性、有効性の観点から、委託発注する必要性を記載及び検討した上で、発注する旨を判断する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年1月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年12月10日課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、委託発注する必要性を加味した執行の理由を記載することは適正な事務に資するため、令和3年度委託業務の案件発注決定書作成・決裁を行う令和3年1月までに適正な表記に改めることを決定した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針に基づき、令和3年1月の令和3年度委託業務の案件発注決定書作成時に次のとおり記載し、決裁を行った。 【執行の理由】 多くの市民に市政情報を提供するため、地域に密着したメディアであるC A T V及び様々な環境で視聴可能なストリーミングにより番組放映・配信する。多くの情報を整理し正確・迅速に提供するには、高度な情報伝達能力及びI Tインフラが必要であることから委託する。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					経営戦略部	市政発信課
					八木 健次	
					安川 佳孝	
					■内線 □外線	3-0532

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 経営戦略部 1 CATV・インターネットにおける豊田市政情報提供番組制作放映委託
(4) 監査結果	報告書 60 掲載
■ 意 見	・再委託承認の判断 再委託の理由の記載があるが、具体性に欠ける。また、委託業務下請負承認願には再委託する理由が記載されておらず、委託業務下請負承認願だけでは市が再委託を承認した理由、承認にあたっての判断材料が不明である。再委託の承認にあたっては、受託者が自ら契約を履行できない理由について実質的に吟味したうえで承諾の可否を判断するべきである。この点、別途ヒアリングを行っているとのことであるが、せっかくヒアリングを行っているのであればその内容を書面に反映させるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年12月10日課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	監査結果に基づいて、令和3年度契約分から次のように対応することを決定した。 (1) 再委託に関する報告書の再委託の理由に関し、再委託の必要性及び当該再委託先の履行能力が分かる記載内容となるよう、受託者に指導する。 (2) 委託業務下請負承認願には、再委託を承認した理由を記載する欄がないため、別紙を添付することにより補完する。 上記方針に基づき、令和3年4月1日の契約時において受託者に指導し、適正な表記の資料を提出させた上で検討し、承認した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					経営戦略部	市政発信課
36	2	1	1	19	八木 健次	
					安川 佳孝	
					■内線 □外線	3-0532

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 経営戦略部 1 CATV・インターネットにおける豊田市政情報提供番組制作放映委託
(4) 監査結果	報告書 60 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は25%であるほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性もあるため、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年1月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年12月10日課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、再委託してはならない「主たる業務」を明確にすることは適正な事務に資するため、令和3年度委託業務の仕様書の作成及び決裁を行う令和3年1月までに、主たる業務を追記することを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年1月の令和3年度委託業務の仕様書作成時に次のとおり主たる業務を追記し、決裁を行った。 【主たる業務】 本委託業務の主たる部分である、番組制作の過程での企画、収録、管理、放映については、乙の責任において業務を遂行する。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					経営戦略部	市政発信課
37	2	1	1	20	八木 健次	
					児玉 三保	
					■内線 □外線	3-0532

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 経営戦略部 2 広報とよた及びとよた市議会だより作成業務委託
(4) 監査結果	報告書 62 掲載
■ 指 摘	・ 契約目的の記載 契約規則第33条第1項に基づき、契約の目的を契約書又はこれに添付する仕様書などに、自覚的に記載するべきである。委託契約してまで外部に発注する目的が明確でなければ、所期の目的が達成できたかどうかの有効性の検証はできない。工程管理、調整、デザイン、印刷能力など、市内にない経験や技術を外部に求めて委託するのであれば、その旨を明確に意識して契約事務にあたるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年12月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年12月10日課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	監査結果に基づいて、契約の目的を契約書又はこれに添付する仕様書などに記載することは適正な事務に資するため、令和3年度委託業務に係る仕様書の作成及び決裁を行う令和3年1月までに契約の目的を記載することを決定した。 また、様式の見直しについては、契約課により次のとおり進める。 令和3年10月 システム改修内容検討・予算要求 令和4年10月 システム改修、手引改正 令和4年12月 規則改正 令和5年 4月 新様式施行		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針に基づき、令和2年12月の令和3年度委託業務の案件発注決定書作成時に次のとおり記載し、決裁を行った。 【記載した内容】 市民にとって重要な情報をタイムリーに届けるため、毎月1回広報紙を発行する。当該委託契約は、発行までの限られたスケジュールの中で、大量の印刷物を確実に完成させるため、締結するものである。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					経営戦略部	市政発信課
38	2	1	1	21	八木 健次	
					児玉 三保	
					■内線 □外線	3-0532

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 経営戦略部 2 広報とよた及びとよた市議会だより作成業務委託
(4) 監査結果	報告書 62 掲載
■ 指 摘	・委託発注の必要性 本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。専門性、経済性、効率性の観点から、委託発注する必要性を記載及び検討した上で、発注する旨を判断する必要がある。特に、本委託では契約目的の記載がないことと相俟って、委託発注しなければならない必要性が曖昧である。「執行の理由」には委託発注の必要性を説得的に記載するべきであることをあえて指摘する。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年12月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年12月10日課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	監査結果に基づいて、委託発注する必要性を加味した執行の理由を記載することは適正な事務に資するため、令和3年度委託業務に係る案件発注決定書の作成及び決裁を行う令和3年1月までに適正な表記に改めることを決定した。 上記方針に基づき、令和2年12月の令和3年度委託業務の案件発注決定書作成時に次のとおり記載し、決裁を行った。 【執行の理由を明記】 市民にとって重要な情報をタイムリーに届けるため、毎月1回広報紙を発行する。当該委託契約は、発行までの限られたスケジュールの中で、大量の印刷物を確実に完成させるため、締結するものである。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					経営戦略部	市政発信課
39	2	1	2	18	八木 健次	
					児玉 三保	
					■内線 □外線	3-0532

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 経営戦略部 2 広報とよた及びとよた市議会だより作成業務委託
(4) 監査結果	報告書 62 掲載
■ 意見	・ 随意契約に至る経緯とその理由 見積徴収執行調書の「施行の方法」には「地自法令167の2①による」との記載のみで、地方自治法施行令第167条の2第1項の該当号の記載がない。もれなく記録すべきである。また、随意契約に至った経緯と随意契約の理由は、適切な判断をするために必要であるから、選定理由として記載しておくのが望ましい。加えて、適切な予定価格の設定により一層努めていただきたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和2年12月10日課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		本契約は完了しているため、見積徴収執行調書の記載内容の修正はしない。 今のところ、本業務に係る委託契約を随意契約により行うことはないが、今後随意契約に係る事務執行を行うに際しては、監査結果に基づいて次のように対応することを決定した。 (1) 随意契約に至った経緯とその理由を整理した上で、見積徴収執行調書に選定理由及び地方自治法施行令第167条の2第1項の該当号を明記する。 (2) 業者等から徴取した見積書の価格の妥当性を慎重に判断した上で、積算書を作成する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					経営戦略部	市政発信課
					八木 健次	
					児玉 三保	
					■内線 □外線	3-0532
40	2	1	1	22		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 経営戦略部 2 広報とよた及びとよた市議会だより作成業務委託
(4) 監査結果	報告書 64 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本契約書添付の豊田市業務委託契約約款において、「設計図書において指定した主たる部分」を再委託することを禁止しているが、これによると、設計図書で指定しない限り、再委託は無制限に可能となりかねない。したがって、本契約のように委託金額に占める再委託契約金額の比率が大きいことが想定される場合には、必ず再委託してはならない「主たる部分」を設計図書において具体的に明記するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年12月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年12月10日課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、再委託してはならない「主たる業務」を明確にすることは適正な事務に資するため、令和3年度委託業務の仕様書作成・決裁を行う令和3年1月までに主たる業務を追記することを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和2年12月の令和3年度委託業務の仕様書作成時に次のとおり主たる業務を追記し、決裁を行った。 【記載した主たる業務】 乙は、当該委託契約における主たる業務である全体の工程管理と甲との調整業務について再委託してはならない。そのほか原稿作成、印刷、折り込み業務等については、甲の承認を受けることで再委託することができる。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					経営戦略部	市政発信課
41	2	1	2	19	八木 健次	
					児玉 三保	
					■内線 □外線	3-0532

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 経営戦略部 2 広報とよた及びとよた市議会だより作成業務委託
(4) 監査結果	報告書 64 掲載
■ 意 見	・再委託をする理由及び当該再委託先を選定する理由の検討 「委託業務下請負承認願」は、再委託をする理由及び当該再委託先を選定する理由が不明で、再委託の必要性及び相当性が十分検討されたか否か検証できない。契約相手は、自ら履行するのが原則であるから、再委託の必要性和当該再委託先の履行能力は、受託者が立証する責任を負うというべきであり、これらを記載した書面を提出させたり、ヒアリングしたりするなどし、市としても必要性・理由を検討のうえ承認するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年12月10日課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	監査結果に基づいて、令和3年度契約分から次のように対応することを決定した。 ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針に基づき、令和3年4月1日の契約時において受託者に指導し、適正な表記の資料を提出させた上で検討し、承認した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					経営戦略部	市政発信課
					八木 健次	
					児玉 三保	
					■内線 □外線	3-0532
42	2	1	2	20		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第1 経営戦略部 2 広報とよた及びとよた市議会だより作成業務委託
(4) 監査結果	報告書 64 掲載
■ 意 見	・ 印紙の貼付漏れ 本委託の委託契約書には、印紙の貼付がない。市が保存するものについては、受託者が作成したものとみなされ、印紙税法の課税物件に該当する場合には、受託者は印紙税を納める必要がある。印紙税の納付に漏れないようにすべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年11月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年11月6日課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、令和元年度分の契約書について、印紙を貼付してもらうこととした。 また、今後は、契約書を受け取る際の印紙の貼付の確認を徹底して行うこととした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針に基づき、令和2年11月に業者に連絡をし、令和元年度分の契約書について、印紙を貼付させた。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	企画課
43	2	1	2	21	松原 真	
					堀田 真悟	
					■内線 □外線	3-0512

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第2 企画政策部 1 おいでん・さんそんセンター運營業務委託
(4) 監査結果	報告書 67 掲載
■ 意 見	・委託発注の必要性 本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。専門性、経済性、効率性、有効性の観点から、委託発注する必要性を「執行の理由」として記載し、必要性を検討した上で発注する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月1日部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	「執行の理由」について、専門性、経済性、効率性、有効性の観点から必要性を明確に記載のうえ発注することとする。案件発注決定書の決裁過程において、起案者、検討者、決定者が十分に確認をするものとする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	方針に基づき、令和3年4月1日に措置済みである。 執行の理由は以下のとおり。 おいでん・さんそんセンターの運営には、多様な交流・連携に対応した専門的なコーディネーター体制が必要不可欠であり、効率的かつ効果的な運営機能を確保するため外部委託により執行する。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	企画課
44	2	1	1	23	松原 真	
					堀田 真悟	
					3-0512	
					■内線 □外線	

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第2 企画政策部 1 おいでん・さんそんセンター運營業務委託
(4) 監査結果	報告書 67 掲載
■ 指 摘	・委託業務下請負承認願の必要性 受託者は、委託業務のうちデザイン及び印刷を他の事業者へ依頼したが、下請負承認の手続がなされていなかった。本契約書添付の豊田市業務委託契約約款第6条第2項は、「業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願により甲の承認を得なければならない。」と記載されており、軽微なものを除外するような例外は設けられていない。よって、下請負承認の手続が必要であり、市としては下請負承認の手続に漏れが生じないようにするべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月1日部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		下請負承認願の手続については、「業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願により市の承認を得ること」を委託仕様書の留意事項欄に明記し、当該手続が必要なものについては、手続を経ることを徹底する。 なお、受託業者と行う定例打合せ、四半期報告等の際に、下請負承認が必要となる案件の有無を確認する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		方針に基づき、令和3年4月1日に措置済みである。なお、委託業務仕様書の留意事項欄に、以下の文章を記載した。 業務の遂行にあたり、業務の全部を一括して又はこの業務における主たる部分である「総合窓口の運営」、「都市部と山村部の交流及び関係人口のコーディネート」、「いなか暮らしコーディネート」、「山村の魅力・価値PR」のうち企画に係る業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願により市の承認を得なければならない。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	企画課
					松原 真	
					堀田 真悟	
					■内線 □外線	3-0512
45	2	1	1	24		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第2 企画政策部 1 おいでん・さんそんセンター運営業務委託
(4) 監査結果	報告書 67 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は僅かではあるが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、上記契約約款第6条第1項記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月1日部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		委託仕様書の留意事項欄において、主たる部分の指定をするとともに、「業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願により市の承認を得ること」を明記し、下請負が適切になされるようにする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		方針に基づき、令和3年4月1日に措置済みである。なお、委託業務仕様書の留意事項に以下の文章を記載した。 業務の遂行にあたり、業務の全部を一括して又はこの業務における主たる部分である「総合窓口の運営」、「都市部と山村部の交流及び関係人口のコーディネート」、「いなか暮らしコーディネート」、「山村の魅力・価値PR」のうち企画に係る業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願により市の承認を得なければならない。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	未来都市推進課
					中神 泰次	
					長島 奈緒	
					■内線 □外線	3-0852～0855

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第2 企画政策部 2 豊田市低炭素社会モデル地区運営・管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 69 掲載
■ 意見	・再委託先における個人情報の取扱い及び情報セキュリティ 本契約書添付の「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」第6条の規定を踏まえると、受託者がやむを得ず再委託・下請負する場合には、受託者は、下請負者から、自らが市に対して負う本特記に基づく義務と同等の義務を履行する旨の意思表示を得るべきである。また、その重要性に鑑みれば、文書化するべきである。そして、市としても、市が保有する個人情報や秘密情報を再委託先・下請負先のどの範囲の者が利用することになるかについて、把握することが可能にしておくべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月19日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	受託者と下請負者間の個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する取決めについて確認する。 市が保有する個人情報や秘密情報を再委託先・下請負先のどの範囲の者が利用することになるかについては、口頭及び「豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」の様式1「作業責任者等報告書」にて確認する。 受託者と下請負者間の個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する取決めについて、「取引基本契約書」にて契約締結されていることを確認済みである。 市が保有する個人情報や秘密情報を再委託先や下請負先のどの範囲の者が利用することになるかについて、口頭及び「豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」の様式1「作業責任者等報告書」を提出してもらうことにより、確認済みである。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	未来都市推進課
47	2	1	2	23	中神 泰次	
					長島 奈緒	
					■内線 □外線	3-0852～0855

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第2 企画政策部 2 豊田市低炭素社会モデル地区運営・管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 69 掲載
■ 意 見	・再委託する理由と偽装派遣 本契約に係る再委託については、偽装派遣の非難を招きかねない。市として再委託する理由を実質的に吟味し、偽装派遣ではないとの確証を得たうえで、再委託・下請負を承認すべきである。そのため、再委託先に電話やメールで聴き取り調査し、偽装派遣ではないことを確認できた場合はその旨を記録しておくことが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月19日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		再委託する理由については、様式4「再委託に関する報告書」にて報告させる。 偽装派遣について、監査委員の意見から偽装請負のことを指すと考えられる。偽装請負ではないことを再委託先に聴取りを行うとともに、現場にて実態を確認する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		「再委託に関する報告書」により、再委託する業務が主たる業務を除き、専門的な技術及び経験が必要な業務であることを確認済みである。 受託者及び再委託先との会議や定期的な現場確認により、偽装請負の事実がないことを確認済みである。また、今後も定期的な現場確認により実態を確認していく。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	未来都市推進課
48	2	1	1	25	中神 泰次	
					長島 奈緒	
					■内線 □外線	3-0852～0855

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第2 企画政策部 2 豊田市低炭素社会モデル地区運営・管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 70 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は契約金額の49.35%に及ぶほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月19日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		再委託してはならない「主たる部分」について、委託仕様書の業務の内容等に「主たる業務」とこれを再委託してはならない旨を明記する。 以下の契約課の方針より、令和4年3月に改正される手引に従い事務を実施する。 【契約課方針】 「主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。ただし、周知には手引等の改正が必要なため、次のとおり進める。 ※令和4年3月 手引改正、「再委託（下請負）ガイドライン」制定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		委託仕様書に「主たる業務」を次のとおり明記し、再委託されていないことを口頭及び実態にて確認済みである。（令和3年4月） 【主たる業務の指定】 本業務の内容は、次のとおりとする。 なお、主たる業務であるアに定める統括管理業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 ア 統括管理業務 イ 運営管理業務 ウ 清掃業務 エ 緑化管理業務	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
					塚田 良	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第3 総務部 1 豊田市公共施設予約システム構築業務委託
(4) 監査結果	報告書 72 掲載
■ 意 見	・委託発注の必要性 本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。システム開発という専門性を要する業務を委託発注するものであることを必要性として記載し、委託発注の必要性を意識的に検討した上で発注する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果のとおり執行の理由については、業務の理由にとどまらず、委託発注の必要性についての記載が必要である。 今後、業務を委託発注する場合は、必要性について検討した上で、「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することを決定した。 なお、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
					塚田 良	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272
50	2	1	1	26		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第3 総務部 1 豊田市公共施設予約システム構築業務委託
(4) 監査結果	報告書 72 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託のような情報システムに関する業務では、委託業務の相当部分が再委託される可能性が高いことは通常想定される。そうであれば、再委託してはならない「主たる部分」を設計図書において具体的に明記し、本件再委託と「主たる部分」の関係を検討したうえで再委託承認すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果のとおり、再委託してはならない「主たる部分」を設計図書において具体的に明記した上で再委託承認をすることが必要である。 今後、契約課の対応により、設計図書に「主たる部分」を指定するための記載欄が設けられる予定であるため、記載欄への記載を実施する。ただし、設置までには時間を要するため、それまでの間は、仕様書に「主たる部分」を記載することを決定した。 なお、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行わない。 【契約課の対応予定】 ・設計図書への記載欄追加 ・令和4年3月 手引改正、 「再委託（下請負）ガイドライン」制定、 庁内周知	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
					塚田 良	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272
51	2	1	2	25		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第3 総務部 1 豊田市公共施設予約システム構築業務委託
(4) 監査結果	報告書 72 掲載 ・ 履行体制の確認
■ 意見	本委託において、再委託先がさらに再々委託したか不明であるものの、情報システム関連の業務では連鎖的に外部委託されることが珍しくないため、履行体制の確認のため、契約書内に体制表の提出を求める根拠を設けておくことが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	情報システム関連の業務を委託する際には、契約書に情報セキュリティに関する特記を添付することとなっており、特記において「作業責任者等報告書」及び「再委託に関する報告書」の提出を求めている。これらの書類により、作業責任者、作業従事者、再委託先及び再委託先に対する監督の方法等の履行体制を確認することができるため、契約書の記載内容は変更しないこととする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	人事課
52	2	1	2	26	杉浦 智文	
					大澤 彰宏	
					■内線 □外線	3-1052

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第3 総務部
	2 豊田市会計年度任用職員労務管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 73 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性
	本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。システム開発という専門性を要する業務を委託発注するものであることを必要性として記載し、委託発注の必要性を意識的に検討した上で発注する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		会計年度任用職員は任用期間及び勤務条件（任用期間、勤務時間、報酬額等）が多種多様であり、正規職員の制度と異なり、複雑な管理・運営が必要である。また、システム開発は専門性が高く、職員が開発を行うことは非効率である。以上のことから、適正な労務管理の確保と効率化を図るため委託発注をしている。 令和6年度の次期発注においては、改めて、システム開発という専門性を要する業務を委託発注するものであることを必要性として記載し、委託発注の必要性を意識的に検討した上で発注する。 令和5年9月 システム開発の業務を委託発注する必要性検討 令和6年4月 検討結果を踏まえた契約の締結	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】						
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定	令和3年 8月31日	部長決定		
	☐ D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	☐ E 検討中					
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		次期発注は、会計年度任用職員への勤勉手当支払い開始に伴うシステム改修に必要な期間を確保する必要があるため、令和5年度中に契約締結を行う。 次期発注においては、システム開発という専門性を要する業務を委託発注するものであることを必要性として記載し、発注を行う。 ・令和5年10月 次期発注契約締結予定				
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)						

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	人事課
53	2	1	1	27	杉浦 智文	
					大澤 彰宏	
					■内線 □外線	3-1052

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第3 総務部 2 豊田市会計年度任用職員労務管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 73 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託のような情報システムに関する業務では、委託業務の相当部分が再委託される可能性が高いことは通常想定される。そうであれば、再委託してはならない「主たる部分」を設計図書において具体的に明記し、本件再委託と「主たる部分」の関係を検討したうえで再委託承認するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		契約課における令和4年3月予定の手引改正後、本業務における再委託してはならない「主たる部分」が会計年度任用職員の労務管理部分であることを、「再委託（下請負）ガイドライン」制定内容に基づき指定する。 【契約課スケジュール】 令和4年3月 手引改正 「再委託（下請負）ガイドライン」制定 令和4年4月 ガイドラインに基づいて対応	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】						
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定	令和3年 8月31日	部長決定		
	☐ D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	☐ E 検討中					
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		次期発注は、会計年度任用職員への勤勉手当支払い開始に伴うシステム改修に必要な期間を確保する必要があるため、令和5年度中に契約締結を行う。 次期発注においては、契約課における最新の「委託契約事務の手引」に基づいて、本業務における再委託してはならない「主たる部分」が会計年度任用職員の労務管理部分であることを指定する。 ・令和5年10月 次期発注契約締結予定				
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)						

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	人事課
54	2	1	2	27	杉浦 智文	
					大澤 彰宏	
					■内線 □外線	3-1052

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第3 総務部 2 豊田市会計年度任用職員労務管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 74 掲載
■ 意 見	・ 履行体制の確認 本委託において、再委託先がさらに再々委託したか不明であるものの、情報システム関連の業務では連鎖的に外部委託されることが珍しくないため、履行体制の確認のため、契約書内に体制表の提出を求める根拠を設けておくことが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		履行体制を確実に確認するため、令和6年度の発注における契約書内には、履行体制を確認する必要があると認められる範囲において、体制表の提出を求める根拠規定を設ける。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】						
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定	令和3年 8月31日	部長決定		
	☐ D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	☐ E 検討中					
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		次期発注は、会計年度任用職員への勤勉手当支払い開始に伴うシステム改修に必要な期間を確保する必要があるため、令和5年度中に契約締結を行う。 履行体制を確実に確認するため、次期発注における契約書内には、履行体制を確認する必要があると認められる範囲において、体制表の提出を求める根拠規定を設ける。 ・ 令和5年10月 次期発注契約締結予定				
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)						

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	人事課
55	2	1	1	28	杉浦 智文	
					成瀬 智浩	
					□内線 □外線	3-1052

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第3 総務部 2 豊田市会計年度任用職員労務管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 74 掲載
■ 指 摘	・特記と遵守項目確認表の整合性 本契約の「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」には「別紙『遵守項目確認表』を確認し、これを遵守しなければならない。」とあるところ、同特記には個人情報等の受渡しに関する条文及び返還又は廃棄に関する条文がある。ところが、本契約に関して受託者から提出を受けた「遵守項目確認表」には、これらに対応する確認項目が掲載されていなかった。印刷した際の確認不足が原因とのことであるが、このようなことがないよう確認を徹底すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月18日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する		遵守項目確認表にて確認する必要のあった個人情報等の受渡し及び返還又は廃棄に係る事項について、契約の相手方から書面により報告をしてもらう。 また、当初確認をすべきであった事項について、遵守項目確認表が提出された平成31年4月11日後に相手方において遵守されていたかどうかを確認することとした。 今後は、このようなことがないよう、確認を徹底する。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		遵守項目確認表にて確認する必要のあった個人情報等の受渡し及び返還又は廃棄に係る事項について、契約の相手方から書面により報告を受けた。 また、当初確認をすべきであった事項について、遵守項目確認表が提出された平成31年4月11日後に遵守されていた旨を確認した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市民部	資産税課
56	2	1	1	29	神谷 秀仁	
					原田 雅也	
					■内線 □外線	3-1616

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第4 市民部 1 標準宅地等鑑定評価委託
(4) 監査結果	報告書 80 掲載
■ 指 摘	・ 契約の目的 契約規則第33条第1項に基づき、契約の目的を契約書に記載しなければならない。本委託の目的は、固定資産鑑定評価員による鑑定評価を効率的に実施しつつ、固定資産税のもとになる固定資産の均衡で適正な評価を実現することが目的であり、契約書には、このような契約の目的を自覚して記載する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、「固定資産鑑定評価員による鑑定評価を効率的に実施しつつ、固定資産税の基になる固定資産の均衡で適正な評価を実現することを目的とする。」を記載する。契約書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、契約の目的を契約書に記載するよう、様式の見直しを令和5年4月までに実施する。 なお、様式の見直しには、規則の改正や契約管理システムの改修が必要であるため、措置の実施は、次のとおり進める。 令和3年10月 システム改修内容検討・予算要求 令和4年10月 システム改修、手引改正 令和4年12月 規則改正 令和5年 4月 新様式施行	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☒ B 措置中	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了予定 令和7年 8月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、「固定資産鑑定評価員による鑑定評価を効率的に実施しつつ、固定資産税の基になる固定資産の均衡で適正な評価を実現することを目的とする。」を記載する。契約書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、契約の目的を契約書に記載するよう、様式の見直しを令和5年4月までに実施する。 なお、様式の見直しには、規則の改正や契約管理システムの改修が必要であるため、措置の実施は、次のとおり進める。 令和3年10月 システム改修内容検討・予算要求 令和4年10月 システム改修、手引改正 令和4年12月 規則改正 令和5年 4月 新様式施行	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年4月に改正された予算執行伺の新様式に「委託内容の適切な履行により市政の円滑な運営に資することを契約の目的」が追記された。	

4 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了 令和5年11月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、「固定資産鑑定評価員による鑑定評価を効率的に実施しつつ、固定資産税の基になる固定資産の均衡で適正な評価を実現することを目的とする。」を記載する。契約書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、契約の目的を契約書に記載するよう、様式の見直しを令和5年4月までに実施する。 なお、様式の見直しには、規則の改正や契約管理システムの改修が必要であるため、措置の実施は、次のとおり進める。 令和3年10月 システム改修内容検討・予算要求 令和4年10月 システム改修、手引改正 令和4年12月 規則改正 令和5年 4月 新様式施行	

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年11月に当初予定のなかった追加鑑定の事案が生じたため、前回回答時の措置完了予定よりも前倒しして、方針決定のとおり契約書に添付する仕様書の変更を行った。
---	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市民部	資産税課
57	2	1	1	30	神谷 秀仁	
					原田 雅也	
					■内線 □外線	3-1616

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第4 市民部 1 標準宅地等鑑定評価委託
(4) 監査結果	報告書 80 掲載
■ 指 摘	・ 委託発注の必要性 本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。経済性、効率性の観点から委託発注する必要性を再検討し、執行の理由にも委託発注する必要性を記載したうえで、委託する旨の判断をするべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和4年9月予定の次回契約時において、「固定資産鑑定評価員からの鑑定評価のバランス調整をするに当たり、1,000地点以上の鑑定地点があること及び隣接市とのバランスも考慮する必要があることを踏まえ、当該鑑定評価を効率的かつ正確に行い、鑑定書として取りまとめて納品することができる(公社)愛知県不動産鑑定士協会に委託する」という趣旨の執行理由を記載する決定をした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和5年 9月 1日 部長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和7年8月予定の次回契約において、「固定資産鑑定評価員からの鑑定評価のバランス調整をするに当たり、1,000地点以上の鑑定地点があること及び隣接市とのバランスも考慮する必要があることを踏まえ、当該鑑定評価を効率的かつ正確に行い、鑑定書として取りまとめて納品することができる（公社）愛知県不動産鑑定士協会に委託する」という趣旨の執行理由を記載する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

4 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 長決定	措置完了 令和5年11月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和7年8月予定の次回契約において、「固定資産鑑定評価員からの鑑定評価のバランス調整をするに当たり、1,000地点以上の鑑定地点があること及び隣接市とのバランスも考慮する必要があることを踏まえ、当該鑑定評価を効率的かつ正確に行い、鑑定書として取りまとめて納品することができる（公社）愛知県不動産鑑定士協会に委託する」という趣旨の執行理由を記載する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年11月に当初予定のなかった追加鑑定の事案が生じたため、前回回答時の方針決定よりも前倒しして、予算執行伺書の執行の理由欄に（2）の内容を記載した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市民部	資産税課
58	2	1	1	31	神谷 秀仁	
					原田 雅也	
					■内線 □外線	
					3-1616	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第4 市民部 1 標準宅地等鑑定評価委託
(4) 監査結果	報告書 81 掲載
■ 指 摘	・市と固定資産鑑定評価員の契約関係の明確化 本件委託契約の内容を、不動産の鑑定評価に関する法律に適合するように合理的に解釈するならば、鑑定評価は、市から固定資産鑑定評価員に対して直接委託されており、本件委託契約の内容には鑑定評価は含まれていないと解さざるを得ない。直接の契約締結過程、報酬の支払い過程について法的な整理が必要である。この点、市としては、「協会との契約のため、調査員（評価員）との契約関係に関する資料はありません」とのことであったが、市による固定資産鑑定評価員選任とその通知、固定資産鑑定評価員によるその受諾の意思表示により、市と固定資産鑑定評価員の間には、直接の契約関係が成立していると解され、ただ固定資産鑑定評価員としての報酬の授受は、市から受託者に委託されているに過ぎないと解される。そうであれば、固定資産鑑定評価員からは、固定資産鑑定評価員としての選任を受諾する旨の意思表示だけでなく、報酬の金額や支払時期は受託者の判断に従う旨の意思表示を取り付けて契約関係を明確化する必要がある。具体的には、地方自治法第234条第5項に基づき契約書を締結するか、少なくとも契約規則第34条第2項に基づき、固定資産鑑定評価員としての選任を受諾する旨の意思表示を取り付けるに際して、報酬の金額や支払時期は受託者の判断に従う旨の意思表示を含む請書を固定資産鑑定評価員から徴収する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年7月9日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和4年9月予定の次回契約時において、市が作成した請書（報酬の金額や支払時期については、本業務委託の受託者の判断に従う旨を明記したもの）により不動産鑑定士に固定資産鑑定評価員となることを受託する旨の意思表示をしてもらうこととした。 なお、この指摘の内容については、別の契約（標準宅地評価時点修正委託）においても同様の問題が発生するが、当該契約においては既に上記の内容を踏まえた請書を作成し、相手方から提出してもらっている。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 7月 9日 部長決定	措置完了 令和4年 8月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和4年9月予定の次回契約時において、市が作成した請書（報酬の金額や支払時期については、本業務委託の受託者の判断に従う旨を明記したもの）により不動産鑑定士に固定資産鑑定評価員となることを受託する旨の意思表示をしてもらうこととした。 なお、この指摘の内容については、別の契約（標準宅地評価時点修正委託）においても同様の問題が発生するが、当該契約においては既に上記の内容を踏まえた請書を作成し、相手方から提出してもらっている。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和4年8月15日の契約時において、報酬の金額や支払時期については、本業務委託の受託者の判断に従う旨を明記した請書により、不動産鑑定士に固定資産鑑定評価員となることを受託する旨の意思表示をもらうことより、市と固定資産鑑定評価員の契約関係の明確にした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市民部	資産税課
59	2	1	1	32	神谷 秀仁	
					原田 雅也	
					■内線 □外線	3-1616

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第4 市民部 1 標準宅地等鑑定評価委託
(4) 監査結果	報告書 82 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 以上に検討したように、本委託には再委託があるとは認められないが、再委託を制限する契約約款の規定が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和4年9月予定の次回契約において、「鑑定価格のバランス調整の実施」及び「固定資産鑑定評価員への報酬を支払」を主たる部分として指定する決定をした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和5年 9月 1日 部長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和7年8月予定の次回契約において、「鑑定価格のバランス調整の実施」及び「固定資産鑑定評価員への報酬を支払」を主たる部分として記載する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

4 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 長決定	措置完了 令和5年11月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和7年8月予定の次回契約において、「鑑定価格のバランス調整の実施」及び「固定資産鑑定評価員への報酬を支払」を主たる部分として記載する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年11月に当初予定のなかった追加鑑定の事案が生じたため、前回回答時の方針決定よりも前倒して、契約書に添付する仕様書に(2)の内容を記載した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市民部	資産税課
60	2	1	2	28	近藤 洋	
					井上 孝介	
					■内線 □外線	3-1616

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第4 市民部 2 平成33基準年度評価替え宅地等地価調査業務委託
(4) 監査結果	報告書 83 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性 本委託の「執行の理由」には、当該業務が専門的技術、知識、経験等を必要とするものが多く含まれ、効率性の観点から委託発注する必要性を記載するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年2月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年2月5日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、「令和6基準年度評価替えにあたり、幅広い知識と専門性を必要とする固定資産税評価業務（土地）を適正に行うため業務委託する。」という趣旨の執行の理由を記載する決定をした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記の方針に基づき、令和3年2月5日の契約時（案件発注決定書）の執行の理由に委託発注の必要性を記載した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市民部	資産税課
					近藤 洋	
					井上 孝介	
					■内線 □外線	3-1616
61	2	1	1	33		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第4 市民部 2 平成33基準年度評価替え宅地等地価調査業務委託
(4) 監査結果	報告書 83 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託は僅かではあるが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性は否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年2月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年2月5日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、仕様書の第5条第2項に「本業務の実施においての主たる業務は、土地評価において必要となる様々な情報の分析業務及びコンサルティング業務並びに納税者からの不服申立等の対応支援業務とする。」と、同条第3項に「乙は、前項の主たる業務について第三者に委任し、又は請け負わせてはいけない。」と加えた内容で、仕様書を作成する旨の決定をした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記の方針に基づき、令和3年2月5日の契約時（案件発注決定書）の仕様書の主たる業務に業務内容を記載した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市民部	資産税課
					近藤 洋	
					岡田 浩嗣	
					■内線 □外線	3-1616

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第4 市民部 3 豊田市航空写真撮影等業務委託
(4) 監査結果	報告書 85 掲載
■ 意 見	・ 委託発注の必要性 本委託の「執行の理由」の記載は当該業務を行う理由である。当該業務を委託発注する必要性としては、当該業務がデジタル空中写真撮影という技術を必要とする業務であることから、専門性、効率性の観点から委託発注する必要性を記載するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年5月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年5月24日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、「豊田市における固定資産税の適正で公正な課税のための基礎資料整備を目的とし、デジタル空中写真撮影、写真地図データファイル作成及び土地家屋の経年異動判読調査を行う技術を必要とする業務であり、専門性及び効率性の観点から委託発注する」という趣旨の執行の理由を記載する決定をした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記の方針に基づき、令和3年5月24日の契約時（案件発注決定書）の執行理由に委託発注の必要性を記載した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市民部	資産税課
63	2	1	2	30	近藤 洋	
					岡田 浩嗣	
					■内線 □外線	3-1616

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第4 市民部 3 豊田市航空写真撮影等業務委託
(4) 監査結果	報告書 85 掲載 ・ 1 者入札
■ 意 見	入札の結果は、受託者による1者入札である。一般競争入札では1者入札を不成立とまでは言えないものの、デジタル空中写真撮影という技術を有する法人の数は、県内業者に限定すると限定的である。委託業務の内容に応じて競争性が確保できるよう、入札資格を検討し、1者入札の結果とならないよう、配慮するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		市の方針として、市内及び県内の業者を優先して選定することとなっており、入札が不調とならない限りは地域要件を県外に拡大することはない。 なお、県内にデジタル空中写真撮影が可能な業者は8者以上あり、令和3年度の入札は2者であった。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市民部	資産税課
					近藤 洋	
					岡田 浩嗣	
					■内線 □外線	3-1616
64	2	1	2	31		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第4 市民部 3 豊田市航空写真撮影等業務委託
(4) 監査結果	報告書 85 掲載
■ 意 見	・委託検査結果について 委託完了検査調書及び委託検査結果通知書の検査項目には、契約約款に規定する提出物、特記仕様書に規定する提出物のそれぞれについて適切であることを確認したとして、検査結果は合格とされている。しかし、具体的には何に対して、いつどのように適切であることを確認したかは不明である。可能であれば提出物を特定するか、少なくとも契約約款、特記仕様書の条項により特定されたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月26日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査の結果に基づき、委託完了検査調書の検査項目欄の記載を次のとおり変更することを決定した。 【変更前】 契約約款に規定する提出物 特記仕様書に規定する提出物 【変更後】 特記仕様書第5条に規定する提出物 特記仕様書第10条に規定する提出物 特記仕様書第14条に規定する提出物 特記仕様書第20条に規定する提出物 特記仕様書第43条に規定する成果品	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和2年度の委託完了検査調書から変更した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市民部	資産税課
65	2	1	1	34	神谷 秀仁	
					加藤 雄一郎	
					■内線 □外線	3-1616

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第4 市民部 3 豊田市航空写真撮影等業務委託
(4) 監査結果	報告書 85 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は僅かであるが、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☒ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和4年6月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、仕様書の第3条において、次のとおり記載することとした。 第3条 本業務における主たる業務は以下に示すとおりとし、作業範囲は別途撮影範囲図のとおりとする。 (1) デジタル空中写真撮影（地上解像度12cm以内） (2) 写真地図データファイル作成（地上解像度12.5cm以内） (3) 土地家屋異動判読調査 2 乙は、前項の主たる業務（本仕様書第21条を除く。）について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和3年度における契約の仕様書において、主たる業務を指定した。ただし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない範囲から仕様書第21条を除く旨については未記載となっているため、次回契約において記載していく。	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日 部長決定	措置完了 令和4年 6月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、仕様書の第3条において、次のとおり記載することとした。 第3条 本業務における主たる業務は以下に示すとおりとし、作業範囲は別途撮影範囲図のとおりとする。 (1) デジタル空中写真撮影（地上解像度12cm以内） (2) 写真地図データファイル作成（地上解像度12.5cm以内） (3) 土地家屋異動判読調査 2 乙は、前項の主たる業務（本仕様書第21条を除く。）について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年7月14日の契約時の仕様書において、主たる業務を指定するとともに、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない範囲から仕様書第21条を除く旨を記載した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市民部	市民課
66	2	1	2	32	妻木 克彦	
					糟谷 亜子	
					■内線 □外線	3-1542

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第4 市民部 4 戸籍総合管理システム保守委託
(4) 監査結果	報告書 86 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性 本委託の「執行の理由」の記載は当該業務を行う理由である。当該業務を委託発注する必要性としては、当該業務の技術力を有する者が当該システムの作成・設置者以外に存在せず、作成・設置者であればシステムの保守ができるという事実を記載するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、「執行の理由」に当該業務を委託発注する必要性を記載することは適正な行政事務に資するため、記載欄に「当該業務の技術力を有する者が限定され、その者であればシステムの保守ができる」という事実を記載することとした。ただし、現契約が満了するのが令和4年3月末であるため、同年4月の更新分から実施する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月31日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、「執行の理由」に当該業務を委託発注する必要性を記載することは適正な行政事務に資するため、記載欄に「当該業務の技術力を有する者が限定され、その者であればシステムの保守ができる」という事実を記載することとした。ただし、現契約が満了するのが令和4年3月末であるため、同年4月の更新分から実施する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和4年4月更新分の「執行の理由」として「当該業務の技術力を要する者が当該システムの作成・設置者以外に存在せず、作成・設置者であればシステムの保守ができるため。」と記載した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市民部	市民課
67	2	1	1	35	妻木 克彦	
					糟谷 亜子	
					■内線 □外線	3-1542

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第4 市民部 4 戸籍総合管理システム保守委託
(4) 監査結果	報告書 87 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託のような情報システムに関する業務では、委託業務の相当部分が再委託される可能性が高いことは通常想定される。そうであれば、再委託してはならない「主たる部分」を設計図書において具体的に明記するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、契約書又はその添付資料へ本業務の「主たる部分」がソフトウェアの保守である旨を明記する。なお、契約課が令和4年3月に制定する予定の「再委託（下請負）ガイドライン」を参考に明記していくものとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月31日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、契約書又はその添付資料へ本業務の「主たる部分」がソフトウェアの保守である旨を明記する。なお、契約課が令和4年3月に制定する予定の「再委託（下請負）ガイドライン」を参考に明記していくものとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和4年4月更新の委託契約書において、再委託してはならない「主たる部分」とは「戸籍システム運用における取次業務、障害発生時における技術的判断、担当部門に対する指示連絡、及び総じて保守対応に必要な関連業務等をいう。」と明記した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
68	2	1	1	36	杉山 寿美雄	
					柴田 優貴	
					□内線 ■外線	82-2511

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第5 地域振興部 1 道の駅どんぐりの里いなぶ管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 91 掲載
■ 指 摘	・委託発注の必要性 本委託の仕様書の「趣旨」や「執行の理由」に記載されているのは当該業務を行う理由である。当該業務を委託発注する必要性に関する記載がどこにも見当たらない。外部に委託発注する必要性を、「執行の理由」や「仕様書」の目的・趣旨として記載するべきである。「道の駅全体の一体的、統括的な管理運営」というものも、当該業務を受託者に義務付けるには、仕様書等に明記し、契約の内容として取り込む必要がある。また、主たる部分として指定することが必要である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年1月13日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、外部に委託発注する必要性及び受託者への義務付け項目の明記並びに主たる部分の指定を行うことはいずれも適正な事務に資するため、令和3年4月までに表現をより明確化し、直接的な文言を使用することを決めた。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年4月に、令和3年度契約の仕様書において、「外部に委託発注する必要性」は趣旨に、「受託者への義務付け項目」は趣旨及び業務内容に、「主たる部分」は業務内容に明記した。なお、外部に委託発注する必要性及び主たる部分として明記した具体的内容は、次のとおりである。	

【外部に委託発注する必要性】

道の駅の管理業務（本委託）と地域振興施設（具体的には、道の駅を構成する農林水産物直売所どんぐり横丁及び健康増進施設どんぐりの湯）の運営は不可分のものであり、地域振興施設の指定管理者を選定業者として特定し、一体的、統括的に運営することで、クレーム対応などの利用者対応を始め、適切な管理を担保する。

【主たる部分】

駅長業務

- （ア）道の駅全体の一体的、統括的な管理運営業務は毎日行うこと。
- （イ）受託者は施設を適宜見回りし、常に清潔な状態を保持すること。
- （ウ）施設の破損等を発見したときは、応急措置を講じ速やかに監督員へ報告すること。
- （エ）道の駅の駅長として会議等に参加し、道の駅の利用調整等施設の適切な運営に努めること。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
					杉山 寿美雄	
					柴田 優貴	
					□内線 ■外線	82-2511
69	2	1	1	37		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第5 地域振興部 1 道の駅どんぐりの里いなぶ管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 91 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託業務の9割近くは再委託されているものと考えられ、豊田市業務委託契約約款で禁じられている「主たる部分」の再委託が行われているのではないと思われる。同約款には、「設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない」と規定されているが、設計図書に該当すると思われる仕様書には、「主たる部分」の定めがなく、同約款第6条第1項が無意味となる。仕様書において、「主たる部分」を明記すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年1月13日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、契約書又はその添付資料に主たる部分を漏れなく指定することは、適正な事務に資するため、令和3年4月までに仕様書に主たる部分を記載することを決めた。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針に基づき、令和3年4月に、令和3年度契約の仕様書において「主たる業務」として次のとおり明記した。なお、この度展開された契約課の全庁方針に基づき、主たる部分の今後の表記方法については、契約課が令和4年3月に改正予定の手引を参照する。		

【主たる業務】

ア 駅長業務

- (ア) 道の駅全体の一体的、統括的な管理運営業務は毎日行うこと。
- (イ) 受託者は施設を適宜見回りし、常に清潔な状態を保持すること。
- (ウ) 施設の破損等を発見したときは、応急措置を講じ速やかに監督員へ報告すること。
- (エ) 道の駅の駅長として会議等に参加し、道の駅の利用調整等施設の適切な運営に努めること。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
70	2	1	2	33	杉山 寿美雄	
					柴田 優貴	
					□内線 ■外線	82-2511

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第5 地域振興部 1 道の駅どんぐりの里いなぶ管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 92 掲載
■ 意見	・再委託の範囲の見直しを検討すべきである 「主たる部分」の指定がないとしても、豊田市業務委託事務要綱の規定により「主たる部分」の再委託は認められないと考えられる。市としては、道の駅全体の一体的、統括的な管理運営を「主たる部分」と位置付けているとのことだが、これらは仕様書や委託費積算書に明示された業務内容ではなく、「主たる部分」ということはできない。また、業務委託手引では、専門性・特殊性が高く専門の業者に任せる方が適当であると判断できるものを除き、下請を認めることはできません。」とされているところ、本業務で再委託されている清掃業務や観光案内業務が、特殊性が高いといえるか疑問である。業務委託手引では、「受注業務は受託者自らが実施することを原則とする」と規定されているのであるから、再委託の要件について再検討したうえで、市との直接委託契約とすることを検討する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年1月13日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、主たる部分を仕様書や委託費積算書に明示することは、適正な事務に資するため、令和3年4月までに仕様書に主たる部分を記載することを決めた。 また、清掃業務や観光案内業務に関する再委託の要件について、令和3年4月までに再検討することを決めた。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年4月に、令和3年度契約の仕様書において「主たる業務」と付記し明記した。 また、観光案内業務については、利用者の様々なニーズ（花の開花情報、イベント情報、近隣の店に関する情報等の多数の情報	

の提供）に応える必要があり、これらの情報を収集しわかりやすく案内するという業務内容は専門性が高いと判断し、再委託を承認した。

清掃業務（特別清掃を除く。）については、草刈業務などの一部を受託者自身が行っているものがある一方で、利用者と混雑するトイレ清掃やゴミ拾いのほか、草刈や鉢植えの管理などの幅広い業務を行わせている点で、一定の特殊性があると判断している。

そして、何より道の駅の施設形態の特殊性（道の駅管理業務と地域振興施設運営業務の不可分一体性）に鑑み、道の駅全体の統括的な管理運営を主たる業務として位置づけており、利用者サービスの一体的な運営を図るため、市との直接委託契約は好ましくないと判断している。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
71	2	1	1	38	杉山 寿美雄	
					柴田 優貴	
					□内線 ■外線	82-2511

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第5 地域振興部 1 道の駅どんぐりの里いなぶ管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 93 掲載
■ 指 摘	・再委託承認手続を見直すべきである 誤った管理運営業務下請負承認願に基づき、再委託が承認されていることから、市による再委託承認手続におけるチェックが不十分であったといわざるをえない。よって、市は、再委託承認手続における提出書類、チェック事項について見直すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月1日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、再委託承認手続における提出書類の確認や、委託契約事務の手引で定められているチェック事項の遵守を徹底する。加えて、受託者と再委託受託者の契約書原本を適宜確認することとし、令和3年4月までに令和3年度の契約事務について必要な対応をとることを決めた。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年4月の令和3年度契約の再委託承認の決定時において、申請書及び委託契約事務の手引で定められているチェック事項の確認を行った。また、同月における受託者と再委託受託者との契約締結後、同月中に市担当者が契約書原本を確認し、申請内容と齟齬がないか確認した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
					杉山 寿美雄	
					柴田 優貴	
					□内線 ■外線	82-2511
72	2	1	1	39		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第5 地域振興部 1 道の駅どんぐりの里いなぶ管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 93 掲載
■ 指 摘	・仕様書の内容及び履行状況を確認するべきである 仕様書では、駐車場等誘導管理業務については、有資格交通整理員を1名配備することとされている。ところが、実際には有資格交通整理員は配備されておらず、契約違反の状態となっているにも関わらず、市は、この契約違反について、駐車場内の誘導警備には資格が不要であるとのことで、問題としていない。しかし、仕様書に記載された内容は契約内容になっているのであるから、市は、受託者に仕様書に基づいた履行を求めるべきである。仕様書の内容が実態にそぐわないものとなっているのであれば、仕様書を修正するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年1月13日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、実態に合わせて仕様書を作成することは、適正な事務に資するため、令和3年4月までに全ての項目について仕様書等の見直しを行うことを決めた。 なお、有資格交通整理員は国道上の交通整理業務を行う時に必要であり、安全な交通誘導のために必要性があると判断し積算項目としていた。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針に基づき、令和3年4月に、令和3年度契約の積算書において、第6号明細書「駐車場内等誘導管理」から「有資格交通整理員」の項目を削除した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	地域支援課
73	2	1	2	34	鳥居 寿	
					西村 理恵子	
					■内線 □外線	3-2017

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第5 地域振興部 2 豊田市コミュニティセンター等施設の個別施設計画策定業務委託
(4) 監査結果	報告書 94 掲載
■ 意 見	・ 委託発注の必要性 執行の理由として記載されているのは、当該業務を行う理由である。執行の理由には、専門性、効率性の観点から、委託発注する必要性を記載すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月26日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果として、執行の理由としては専門性及び効率性の観点から委託発注する必要性を記載するべきとの意見を受けたが、本委託については完了検査を行い、完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行わないこととした。 なお、監査結果に基づいて、委託の執行の理由に当該業務を行う理由ではなく、専門性及び効率性の観点から委託発注する必要性を記載することは適正な行政事務に資するため、令和3年8月に、委託の執行の理由には委託発注の必要性を記載することを決定し、課内に周知した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	地域支援課
74	2	1	1	40	鳥居 寿	
					西村 理恵子	
					☑内線 ☐外線	3-2017

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第5 地域振興部 2 豊田市コミュニティセンター等施設の個別施設計画策定業務委託
(4) 監査結果	報告書 94 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 再委託業務は、「現地調査補助」であるが、現地調査そのものは本来業務である。「補助」も受託者の社内で本来行う業務である。労働者派遣との境界も曖昧になりかねない。再委託できない「主たる部分」を明確にするために、「主たる部分」を指定するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月26日 課長決定
	☐E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として、再委託してはならない主たる部分を指定するべきとの指摘を受けたが、本委託については完了検査を行い、完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わないこととした。 なお、監査結果に基づいて主たる部分を指定することは、適正な事務に資するため、令和4年3月までに契約課が作成する手引及び「再委託（下請負）ガイドライン」を基に主たる部分を指定することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	地域支援課
					鳥居 寿	
					西村 理恵子	
					☒ 内線 ☐ 外線	3-2017

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第5 地域振興部 2 豊田市コミュニティセンター等施設の個別施設計画策定業務委託
(4) 監査結果	報告書 95 掲載
■ 指 摘	・再委託の理由 受託者は、本来業務の「補助」業務を再委託率39%で再委託しているが、受託者は本委託の履行能力があるからこそ契約相手に選定されているはずである。そうであれば、再委託する理由や再委託先選定の理由について明確にするべく資料を徴収するなどし、承認の可否を実質的に判断するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月26日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として、再委託する理由や再委託先選定の理由について明確にするべく資料を徴収するなどし、承認の可否を実質的に判断するべきとの指摘を受けたが、本委託については完了検査を行い、完了しているため、指摘に基づく対応は行わないこととした。 なお、監査結果に基づいて、再委託する理由や再委託先選定の理由について明確にするべく資料を徴収するなどし、承認の可否を実質的に判断することは適正な行政事務に資するため、令和3年8月に、委託業務下請負承認願の提出があった際には、再委託承認の可否に必要な情報を確認した上で、承認の可否を実質的に判断することを決定することとし、課内に周知を行った。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化財課
76	2	1	1	42	児玉文彦	
					伊藤智子	
					☐ 内線 ☒ 外線	36-0570

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 1 豊田市史資料調査委託業務
(4) 監査結果	報告書 101 掲載
■ 指 摘	・委託発注の必要性が認められない 「案件発注決定書」の「執行の理由」には「新修豊田市史編さんを円滑に進めるため」と記載されているが、それ自体は市の事業目的そのものであり、外部に委託発注する必要性が記載されていない。受託者は、平成19年に設立されたとのことであり、設立の時点で受託者に何らかの専門性が備わっていたとは考えられない。また、受託者に委託発注することで、経済的、効率的、有効に事業が行われるとは認められない。そもそも委託発注の必要性がないといわざるを得ない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年2月16日専門監決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、案件発注決定書の執行の理由として委託発注の必要性を記載することは、適正な事務に資するため、業務の専門性を具体的に記述し、委託の必要性を明確に表現することとした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	業務の専門性（歴史資料の読解、文化財の調査、市史の原稿編集等）を踏まえ、令和3年度の予算執行に当たり、委託案件発注決定書に委託発注の必要性を次のとおり明記した。 【委託発注の必要性】 当該業務は歴史的資料の読解、文化財の調査、市史の原稿編集など専門性の高い業務であるため、専門知識を有する団体へ委託し業務を遂行する必要がある。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化財課
					児玉文彦	
					伊藤智子	
					□内線 ■外線	36-0570

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 1 豊田市史資料調査委託業務
(4) 監査結果	報告書 101 掲載
■ 指 摘	・ 契約目的を記載すべきである 契約規則第33条第1項に従い、契約書には、契約の目的を記載しなければならない。この点、本委託において、何を契約の目的として記載すべきか想定すると、規約第1条記載の受託者の設置目的そのものを記載することになる。しかし、その段階で、既に指摘したように市の事業目的と受託者の設置目的は、大は小を兼ねる関係にあるものの完全に重なっており、市の事務を一部切り出して行わせているという実体が目瞭然となる。このような、委託の実体を市が自覚するためにも、契約規則第33条第1項に従って「契約の目的」を記載することが必要である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月26日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約書又は仕様書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、次年度の市史資料調査委託業務に係る契約から契約の目的を次のとおり明記する。 【契約の目的】 歴史的資料の読解、文化財の調査、市史の原稿編集などに専門知識を有する団体へ委託することで学問的に精度の高い内容とし、新修豊田市史編さん事業を効率的に進めるため なお、令和5年度発注案件からは、令和3年8月25日に契約課より通知された対応方針に従い、契約の目的を契約書に記載する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月26日 課長決定	措置完了 令和5年4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約書又は仕様書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、次年度の市史資料調査委託業務に係る契約から契約の目的を次のとおり明記する。 【契約の目的】 歴史的資料の読解、文化財の調査、市史の原稿編集などに専門知識を有する団体へ委託することで学問的に精度の高い内容とし、新修豊田市史編さん事業を効率的に進めるため なお、令和5年度発注案件からは、令和3年8月25日に契約課より通知された対応方針に従い、契約の目的を契約書に記載する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		契約課の事務手引に従い、契約の目的を仕様書の業務内容に具体的に記載し契約した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化財課
78	2	1	1	44	児玉文彦	
					伊藤智子	
					□内線 ■外線	36-0570

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 1 豊田市史資料調査委託業務
(4) 監査結果	報告書 101 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の契約書に添付された契約約款には、「設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」と記載されている以上、主たる部分を指定しなければ、再委託を制限する意味がなくなるので、指定するべきであると考えます。ただし、受託者に委託した業務のうち、どこに専門性があり、再委託してはならない核となるべき「主たる部分」がどこにあるのかは不明である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月26日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは、適正な事務に資するため、主たる部分として指定するものについて検討し、次年度の契約から指定することとする。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D)		なお、当該指定に当たっては、令和3年8月25日に契約課より通知された方針に従い対応する。	
□方針の検討状況 (措置区分 E)		令和4年3月 措置予定 (制定予定の「再委託（下請負）ガイドライン」に則り、対応）	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月26日 課長決定	措 置 完 了 令和4年4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは、適正な事務に資するため、主たる部分として指定するものについて検討し、次年度の契約から指定することとする。 なお、当該指定に当たっては、令和3年8月25日に契約課より通知された方針に従い対応する。	
☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年4月1日付契約より再委託してはならない「主たる部分」を明記し契約した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化財課
79	2	1	1	45	児玉文彦	
					伊藤智子	
					□内線 ■外線	36-0570

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 1 豊田市史資料調査委託業務
(4) 監査結果	報告書 101 掲載
■ 指 摘	・ 随意契約の理由 業者選定書によると、新修豊田市史編さんのための資料調査等は専門的知識と地域理解を必要とするため、教育委員会をはじめ関係部署との連絡調整がより重要となる。そのため、他自治体史編さんに従事した職員を有する組織を選定したとされている。そうすると、専門的知識、地域理解などを有するのは、他自治体市史編さんに従事した経験のある職員ということになる。そのような職員が受託者から退職すると、受託者に随意契約により委託する理由はないこととなる。市は「職員は歴史の時代別専門知識があることに加え、受託者として地域資料の知識が蓄積継承されており、専門性を有しているなどと反論するが、何らの財産も保有しない前提の受託者は、知識や経験を蓄積する紙媒体、電子媒体その他あらゆる記録媒体を所有することができないので、受託者が「地域資料の知識を蓄積継承」することは物理的に不可能である。また、「備品・資産これに類するものは、一切保有しない」とする規約第16条は、無体物の管理処分方法に関する規定（多数決原則等）が存在しないことを併せ考えると、無体物も含めて一切保有しない趣旨と解される。すると、借用した資料やリースしたパソコン内の情報という無体物も受託者に帰属することはないので、これら情報を駆使して「地域資料の知識を蓄積継承」しているのは、個々の職員や構成員という、「人」とであると言わざるを得ない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年2月16日専門監決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて、随意契約の理由の記載を見直すことは、適正な事務に資するため、業者選定書の記述において、対象団体が組織として専門性を有する旨をわかりやすく記載することとした。 なお、受託者が財産を保有しないことから、「地域資料の知識を蓄積継承しているのは、人であると言わざるを得ない」との指摘を受けたが、これについては実際には団体の人が交代しても業務を同様に継続しており、組織たる団体が地域資料の知識を蓄積継承しており専門性を有していると考える。	
■ 方針 (措置区分 A・B・C・D)			
□ 方針の検討状況 (措置区分 E)			

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針に基づき、令和3年度契約に係る業者選定書における随意契約の理由を「新修豊田市史編さんのための資料調査等は専門的知識と地域理解を必要とするため、市域の歴史・文化に精通した組織を選定する」という表記に改めた。
-------------------------------------	---

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化財課
80	2	1	1	46	児玉文彦	
					伊藤智子	
					□内線 ■外線	36-0570

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 1 豊田市史資料調査委託業務
(4) 監査結果	報告書 102 掲載
■ 指 摘	・ 権利能力なき社団の実体の有無 構成員の加入脱退の要件が不明で構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続するかどうか判断できず、役員の選任解任や財産管理処分について多数決原則が存在しないことから、受託者は権利能力のない社団とは認められず、民法上の組合とも認められない受託者は、契約相手としては著しく不合理といわざるを得ない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	■B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和4年3月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年2月16日専門監決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、契約の相手方を適格性のある団体とするため、権利能力なき社団としての要件を満たすよう、構成員の加入脱退の要件、役員の選任解任の規定、多数決原理、財産管理等について規約内容の改善を行うよう指導した。 その上で、令和3年2月に、委託先団体は公共的団体に相当し競争性がないため、随意契約で委託業務を継続することとした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針に基づき、令和3年2月に豊田市史資料調査会へ説明を実施し、構成員の加入脱退の要件、役員選任解任の規定、多数決原理、財産管理等について規約改正の検討を依頼した。 令和3年4月以後の受託団体使用場所について、行政財産目的外使用の申請を求め、これを許可した。 令和3年6月に、受託団体において規約改正の検討が開始され、継続して協議が行われていることを、市史編さん室が確認した。		

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 2月16日専門監決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、契約の相手方を適格性のある団体とするため、権利能力なき社団としての要件を満たすよう、構成員の加入脱退の要件、役員の選任解任の規定、多数決原理、財産管理等について規約内容の改善を行うよう指導した。 その上で、令和3年2月に、委託先団体は公共的団体に相当し競争性がないため、随意契約で委託業務を継続することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年3月9日開催の役員会にて「豊田市史資料調査会規約」が改訂され、令和4年4月1日に施行された。これにより、受託者として権利の能力なき社団体の要件を満たす状態であることを確認した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化財課
81	2	1	1	47	児玉文彦	
					伊藤智子	
					□内線 ■外線	36-0570

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 1 豊田市史資料調査委託業務
(4) 監査結果	報告書 103 掲載
■ 指 摘	・委託料と補助金の峻別 受託者の決算書を見ると、市からの委託料が受託者の収入の全てである。そこから受託者が雇用する職員の給与も支出されている。市は、受託者に対して豊田市史資料調査業務の委託料を支払っているだけでなく、受託者の見積に従い運営費も委託料として支出している。しかし、市が受託者の運営費を負担している部分是对価のない支出であり、補助金の実質を持つ。そうであれば、業務委託費と運営費を切り分けて、運営費に対しては公益上の必要性を検討のうえ、補助金として支給しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 決定
	■E 検討中		
(2) 監査結果に対する	監査結果を受け、委託料と補助金の峻別につき、課内にて以下の点について検討中である。 (1) 受託団体の規約の見直しの内容、運営方法及び存続について (2) 補助金とするとした場合の補助項目、事務内容及び補助団体について		
	□方針 (措置区分 A・B・C・D)		
	■方針の検討状況 (措置区分 E)		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和4年 3月25日 部長決定	措 置 完 了 令和4年4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		市は事業を委託しているため、受託団体の運営費相当分を補助金で支出することは相応しくないと判断し、事業委託の積算に運営費は計上せず、業務内容に係る経費によって委託費を積算して契約する方針とした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度より「国土交通省 設計業務委託等技術者単価」に基づき、業務内容ごとに積算を行い発注し、契約した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化財課
					児玉文彦	
					伊藤智子	
					□内線 ■外線	36—0570
82	2	1	1	48		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 1 豊田市史資料調査委託業務
(4) 監査結果	報告書 104 掲載
■ 指 摘	・ 偽装請負 現状、市が受託者を介して受託者が雇用する職員の人件費を負担している状態と同等の関係にある。また、受託者に雇用された職員は、市の支配領域下で、市の指揮命令下にある状態と区別がつかず、受託者には、市からの独立性は認められない。委託契約を通じて受託者を介しているものの、実質的には市が採用し指揮命令する職員に対して、市が給料を支出しているのと同視すべき実体がある。市によると、市史編さんの業務に従事する職員について直接雇用も含め検討を行ったが、結果として受託者を設立して、市史編さん事業の期間中は受託者で雇用することにしたとのことであった。結果として市は、受託者に雇用された職員に対する労働者保護の規制を潜脱していると言わざるをえない。別途で指摘したように委託発注の必要性が認められないこと、随意契約の理由が認められないこと、受託者に権利能力のない社団としての実体が認められないことを併せ考えると、現在、受託者に委託している業務は、市の直営で実施すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	■B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和4年3月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年2月16日専門監決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する		委託事業として実施を継続するため、令和3年2月に、「偽装請負」を疑われかねない事項を改善することとした。また、豊田市史資料調査会に対して指摘事項を説明し、指摘内容の実体調査と必要な改善検討を依頼することとした。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D)		また、委託の必要性や随意契約の理由を明確にするとともに、権利能力なき社団の要件を満たすよう指導をしていくこととしており、速やかに改善を実施してもらい、今後も委託事業として継続していく。	
□方針の検討状況 (措置区分 E)			

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年2月に、豊田市史資料調査会に指摘事項を説明し、指摘内容の実体調査と改善検討を依頼した。 令和3年4月に、豊田市史資料調査会の事務局長に対し、業務指揮系統を確認し、事務局長を通じて団体との調整を行うことを確認した。また、委託業務の内容、委託の必要性及び随意契約の理由を明確に表記した。 加えて、令和3年6月に、豊田市史資料調査会役員会にて、権利能力なき社団としての要件を充足するよう規約改正を検討してもらうこととし、継続協議していることを市史編さん室が確認した。
-------------------------------------	---

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】						
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和3年	2月16日	専門監決定	措置完了 令和4年 4月完了
	□B 措置中	方針決定	令和 年	月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年	月 日	長決定	
	□D 不措置	方針決定	令和 年	月 日	長決定	
	□E 検討中					
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		委託事業として実施を継続するため、令和3年2月に、「偽装請負」を疑われかねない事項を改善することとした。また、豊田市史資料調査会に対して指摘事項を説明し、指摘内容の実体調査と必要な改善検討を依頼することとした。 また、委託の必要性や随意契約の理由を明確にするとともに、権利能力なき社団の要件を満たすよう指導をしていくこととしており、速やかに改善を実施してもらい、今後も委託事業として継続していく。				
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		随意契約の理由をより具体的に記し、委託の必要性を明記した。積算においても「国土交通省の設計業務委託等技術者単価」に基づき積算し、仕様書にて委託業務内容を具体的に示し委託の目的を明確にして契約した。 令和4年3月9日に開催された役員会にて「豊田市史資料調査会規約」が改訂、令和4年4月1日に施行され、権利能力のない社団要件を満たす受託団体であることを確認した。				

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化財課
83	2	1	2	35	児玉文彦	
					伊藤智子	
					□内線 ■外線	36-0570

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 1 豊田市史資料調査委託業務
(4) 監査結果	報告書 106 掲載
■ 意 見	・ 予定価格 契約規則第28条は、あらかじめ予定価格を定めなければならないとし、少額のものについてはこれを省略できるとしている。本委託についても予算執行伺を確認する限りは予定価格が定められていたことは窺われるものの、定められた予定価格調書の様式を使用していなかったことから、様式に従い予定価格調書を作成すべきであった。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月17日副部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、定められた様式に従い予定価格調書を作成することは、適正な事務に資するため、これにより予定価格調書を作成することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年度及び令和3年度の契約に係る事務において、定められた様式に従い予定価格調書を作成した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化財課
84	2	1	2	36	児玉文彦	
					伊藤智子	
					☐ 内線 ☒ 外線	36-0570

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 1 豊田市史資料調査委託業務
(4) 監査結果	報告書 106 掲載
■ 意 見	・ 下請負承認決定書の記載 下請負承認に関する令和2年1月28日付決定書（電子決済）における下請負概要欄及び内容欄の「江尻遺跡」は「沢尻遺跡」の誤記と思料される。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和2年12月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和2年12月16日課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、下請負概要欄及び内容欄の記載を適切な表現とすることは、適正な事務に資するため、「江尻遺跡」を「沢尻遺跡」に修正した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年12月16日に、令和2年1月28日付け電子決裁文書の記書き部分の誤記を修正した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
85	2	1	2	37	田境 志保	
					松田 吉範	
					□内線 ■外線	3 4－6 7 4 8

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 2 豊田市美術館設備運転及び保守点検業務委託
(4) 監査結果	報告書 108 掲載
■ 意 見	・委託発注の必要性 仕様書や執行の理由の記載は、当該業務を行う理由であるが、委託発注の必要性が記載されていない。当該業務を行う理由であれば、直営で実施する場合の理由と区別がつかない。専門的なノウハウ、知識、経験等が必要な業務について、経済性、効率性、有効性の観点を踏まえて、外部に委託発注する必要性を記載するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日副館長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和4年度以後の業務委託契約事務において、仕様書及び案件発注決定書の「執行の理由」欄に外部委託する必要性を以下のとおり記載する。 美術館では種々様々な設備により施設管理を行っているが、日々変化する気候や利用者数、展示作品等の状況に応じて機器を調整し、最も効率的に設備運転を行うとともに、ランニングコストの省エネルギー化や、事故やトラブルの未然防止などを含めた総合的な維持管理を行わなければならない。そのためには設備運転等に係る専門的な知識、経験、スキル等が必要となるため外部委託する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措 置 完 了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和5年 8月28日 室長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に対する方針の内容が次の担当者へ引き継がれなかったため、令和4年度以降の仕様書及び案件発注決定書の「執行の理由」欄への記載に至らなかった。令和6年度は博物館の開館により、博物館と美術館の一体的かつ効率的な施設管理のために本委託業務を一本にまとめられないか検討中で、令和6年度の仕様書を直ちに作成することはできないが、指摘事項の内容を確実に仕様書へ記載するよう担当者に指示した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
86	2	1	2	38	田境 志保	
					松田 吉範	
					□内線 ■外線	34-6748

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 2 豊田市美術館設備運転及び保守点検業務委託
(4) 監査結果	報告書 108 掲載
■ 意見	・業者選定理由 市は、受託者との間で「必要とする陣容・体制を有する者が他にいないため」との理由で随意契約している。しかし、実際には、19もの再委託先に対して委託金額の49.3%に相当する再委託金額で再委託が承認されていることから、受託者が単独で委託業務を履行する能力はないものと想定される。いかなる意味で受託者には必要とする陣容・体制があるのかを明確にする必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日副館長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する		令和4年度以後の業務委託契約事務において、業者選定理由を以下のとおり改める。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D)		当該業者は美術館全体の運営に支障を来たさぬよう、機器の交換や点検、修繕時期等を事前に調整するとともに、日々の動作確認及びコンディションチェックによる不具合発生時への的確な対応や、不具合の発生を未然に防ぐための知識及び修繕のスキルを持ち合わせた技術者の配置ができる者であるため。	
□方針の検討状況 (措置区分 E)		また、遠隔監視、制御システムにより、技術者の不在時（21時から翌日9時30分までの間）でも24時間365日体制で専門エンジニアがサポートできる体制が整備されているため。	

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
-----------------------------	--

3
監査結果に基づく措置等の状況
【 基準日 令和5年9月1日 】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措 置 完 了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和5年 8月28日 室長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		当委託契約は当館の開館以来、随意契約を続けてきたが、令和4年度から一般競争入札へと方針を変えたので、業者内申選定書を作成する必要がなくなった。	
☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
87	2	1	1	49	田境 志保	
					松田 吉範	
					□内線 ■外線	3 4－6 7 4 8

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 2 豊田市美術館設備運転及び保守点検業務委託
(4) 監査結果	報告書 109 掲載
■ 指 摘	・再委託の理由 「必要とする陣容・体制を有する者が他にいないため」との随意契約の理由が正しければ、受託者には契約履行能力があることが前提である。再委託しなければならない理由を個々に確認のうえ、十分に検討のうえ承認の可否を判断すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年9月1日 副館長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		報告管理番号86での報告のとおり、受託者に契約履行能力はある。その上で、受託者から再委託承認申請書が提出される際には、その個々の業務について、再委託せざるを得ない理由を確認して、承認している。 ※参考（再委託の理由） エレベーター、自動扉、監視カメラ等の設備機器の法定点検業務等を再委託に出しているが、法定点検は製造メーカー指定の設置業者が行うのが一般的である。点検は、毎月実施のものから、半年や1年に1回の実施、1時間程度で終了するものから終日かかるものまで様々あり、その都度、発注者側の立会いや日頃の動作状況等のヒアリングが必要となる。 設備機器ごとに市から直接設置業者へ個別発注する場合と比べ、日頃から館内全体の機器の状態を把握し、専門知識のある受託者が美術館全体の運営状況を見ながら、点検スケジュール及び点検後の更新や修理の段取り等の総合調整を行う方が、きめ細やかな対応ができ、かつ、効率的であるため、現状の方法（再委託）を採用している。 今後も再委託する際には、市担当者が詳細に内容確認した上で承認の可否を判断する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
88	2	1	1	50	田境 志保	
					松田 吉範	
					□内線 ■外線	3 4－6 7 4 8

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 2 豊田市美術館設備運転及び保守点検業務委託
(4) 監査結果	報告書 109 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。市は、主たる部分は設備の運転管理、各種保守点検の総括管理と考えているとのことであるが、そのことを契約書において指定する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日副館長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		主たる部分は「豊田市美術館設備運転」及び「各種保守点検の総括管理」である。 令和4年度からは、契約課作成予定の「再委託（下請負）ガイドライン」に則り、主たる部分を契約書等の記載欄へ明記する。 ※契約課としては、周知には手引等の改正が必要であり、令和4年3月に同ガイドラインを制定予定である。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和4年 1月25日 副市長決定	措置完了 令和4年 1月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、主たる部分を契約書等の記載欄へ明記することは適正な委託事務に資するため、令和3年12月までに仕様書へ明記することを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和3年12月以降、主たる部分の仕様書への明記を継続している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
89	2	1	1	51	田境 志保	
					松田 吉範	
					□内線 ■外線	34-6748

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 2 豊田市美術館設備運転及び保守点検業務委託
(4) 監査結果	報告書 109 掲載 ・再委託先の資格
■ 指 摘	有効期限が満了するものについては、次年度の業務委託下請負承認願提出時ではなく、適時に更新後のものを提出させて確認するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	■B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和3年9月1日副館長決定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日副館長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和2年度の業務委託契約においては、当該年度内に資格の有効期限が満了した7業者について、更新後に当該更新を証する書面の写しを提出させ、全業者が有効期限内にあることを確認した。 令和3年度の業務委託契約においては、資格の有効期限が満了する業者に、更新後、速やかに当該更新を証する書面の写しを提出させ、確認することを徹底する。 令和4年度以後の業務委託契約の締結に当たっては、仕様書に「年度内に資格の有効期限が満了する下請負業者があれば、更新後、速やかに当該更新を証する書面の写しを提出すること」と明記し、適時に確認することを徹底する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年度の業務委託契約においては、資格の有効期限が満了する業者に、更新後、速やかに当該更新を証する書面の写しを提出させ、確認している。	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措 置 完 了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和5年 8月28日 室長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に対する方針の内容が次の担当者へ引き継がれなかったため、令和4年度以降の仕様書への記載に至らなかった。令和6年度は博物館の開館により、博物館と美術館の一体的かつ効率的な施設管理のために本委託業務を一本にまとめられないか検討中で、令和6年度の仕様書を直ちに作成することはできないが、指摘事項の内容を確実に仕様書へ記載するよう担当者に指示した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ戦略課
90	2	1	1	52	塚田 知宏	
					山田 統裕	
					■内線 □外線	3-7174

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 3 ラグビーワールドカップ2019に向けた誘客策及び滞在時間延長策検討・実施業務委託
(4) 監査結果	報告書 112 掲載
■ 指 摘	・著作権の定めについて ラグビーワールドカップ2019に向けた誘客策及び滞在時間延長策検討・実施業務委託仕様書に著作権に関する定めがある。通常は、権利の帰属の定め後に、利用範囲等を定めるが、本仕様書においては逆の順となっている点で、読解し難くし、誤解を招くおそれがある記載となっている。また、市側の著作権の帰属主体として「豊田市役所」と記載されており、正確でない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年9月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	仕様書の著作権について、指摘のとおり「権利の帰属」を先に、「利用範囲等」を後に記載するべきで、記載順が適切でなかった。 また、「市側の著作権の帰属主体」は、「豊田市」と表記するべきであった。 本委託については完了検査を経て、業務が完了していることから、指摘に基づく修正は行わないこととするが、今後、同様の委託事務を行うに際しては、これらの点に注意し、適切に記載することとする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ戦略課
91	2	1	2	39	塚田 知宏	
					山田 統裕	
					■内線 □外線	3-7174

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 3 ラグビーワールドカップ2019に向けた誘客策及び滞在時間延長策検討・実施業務委託
(4) 監査結果	報告書 112 掲載
■ 意見	・ 契約締結日と委託期間について ラグビーワールドカップ2019に向けた誘客策及び滞在時間延長策検討・実施業務委託仕様書によれば、委託期間の始期は契約締結日となっているにもかかわらず、委託契約書によると、締結日が平成31年4月10日、委託期間の始期が平成31年4月11日となっており、委託契約書と仕様書との間に齟齬が生じている。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年9月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	仕様書の委託期間の始期は、「契約締結日の翌日」としておくべきであった。 本委託については完了検査を経て、業務が完了していることから、意見に基づく修正は行わないこととするが、今後の委託事務においては、この点に注意し、委託契約書と仕様書との間に齟齬が生じないように確認を徹底する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ戦略課
92	2	1	1	53	塚田 知宏	
					山田 統裕	
					■内線 □外線	3-7174

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 3 ラグビーワールドカップ2019に向けた誘客策及び滞在時間延長策検討・実施業務委託
(4) 監査結果	報告書 112 掲載
■ 指 摘	・ 変更委託契約書の締結時期 令和元年7月1日付け協議で契約変更がなされているが、「⑤ ①～④の協議による契約金額の変更については、金額が確定した時点で変更契約を締結することとする。」と協議され、実際にも11月28日まで変更契約書は締結されなかった。遅滞なく変更契約書を締結するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年9月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	指摘のとおり、変更案件発注決定(変更金額の確定)から変更契約締結までの期間を空けずに遅滞なく、変更契約書を締結するべきであった。 本委託については完了検査を経て、業務が完了していることから、指摘に基づく修正は行わないこととするが、今後は、同様の契約案件があれば速やかに変更契約の対応をすることとする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ戦略課
93	2	1	1	54	塚田 知宏	
					山田 統裕	
					■内線 □外線	3-7174

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第6 生涯活躍部 3 ラグビーワールドカップ2019に向けた誘客策及び滞在時間延長策検討・実施業務委託
(4) 監査結果	報告書 112 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の再委託率は26%以上であるほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 課長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月31日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	本委託における主たる部分は、「来日観光客のPRイベント(ラグビー博物館特別展)の実施」である。 本委託については完了検査を経て、業務が完了していることから、指摘に基づく修正は行わないこととするが、令和4年度からは、契約課作成予定の「再委託(下請負)ガイドライン」に則り、主たる部分を契約書等の記載欄へ明記することとする。 ※参考 契約課:令和4年3月「再委託(下請負)ガイドライン」制定予定		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					子ども部	保育課
					熊谷 明典	
					細田 晃展	
					■内線 □外線	2-2552
94	2	1	2	40		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第7 子ども部 1 豊田市保育業務支援システム実証実験実施業務委託
(4) 監査結果	報告書 114 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性 本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。システムの実証実験という専門性を要する業務を委託発注するものであることを必要性として記載し、委託発注の必要性を意識的に検討した上で発注する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	契約① 令和3年3月12日副市長決定 契約② 令和3年3月26日副部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、令和3年4月からの関連業務委託発注分について、システムに関する専門性の高さを記載し、委託発注の必要性を記載するようにする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年度当初契約分において次のとおり記載した。令和4年度以後の契約についても同様に、委託発注の必要性を記載していく。 契約① 充実した保守体制を構築することで、システムを効率的に使用することができ、目的である保育業務の負担軽減、保育の質向上、保護者の利便性向上を達成することができる。なお、保守内容はシステムの操作説明や機器の故障対応など専門性が高いため委託する。 契約② 庁内選考会にて保育業務支援システムを選定したが、当該システムを効率よく使用するためのシステム設計、それに伴う特定の機器調達や設定作業、導入に係るプロジェクト全体管理の実施は専門性が高いため。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					子ども部	保育課
					熊谷 明典	
					細田 晃展	
					■内線 □外線	2-2552
95	2	1	1	55		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第7 子ども部 1 豊田市保育業務支援システム実証実験実施業務委託
(4) 監査結果	報告書 114 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託のようなシステムに関連する業務では、委託業務の相当部分が再委託される可能性が高いことは通常想定される。そうであれば、再委託してはならない「主たる部分」を設計図書において具体的に明記し、本件再委託と「主たる部分」の関係を検討したうえで再委託承認するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	契約① 令和3年3月12日副市長決定 契約② 令和3年3月26日副部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、令和3年度当初契約分においては、主たる部分を明記することとした。 また、令和4年度以後の契約については、契約課の「監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。」という方針に基づき、関連する業務の委託契約については仕様書内で「主たる部分」を明らかにすることとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年度当初契約分において次のとおり明記した。令和4年度以後の契約についても同様に、主たる部分を明記していく。 契約① 受託者は、業務の全部を一括して又はこの業務における主たる部分である保守サービス全体管理、保守サービス内容の分析及び対応策考案を第三者に再委託してはならない。 契約② 受託者は、業務の全部を一括して又はこの業務における主たる部分であるプロジェクト管理を第三者に再委託してはならない。 ※各契約における主たる部分たる業務内容については、私証書に別途記載	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					子ども部	保育課
96	2	1	2	41	熊谷 明典	
					細田 晃展	
					■内線 □外線	2-2552

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第7 子ども部 1 豊田市保育業務支援システム実証実験実施業務委託
(4) 監査結果	報告書 114 掲載
■ 意 見	・ 履行体制の確認 本委託では、再委託先、再々委託先として協力会社の存在が書類上明らかとなっているが、再々委託先以降は、市による承認の手続きが必要でないため、意図せず履行能力が十分でない事業者や反社会的勢力が関与してしまう危険を招く可能性もある。直接の契約関係に立たない事業者の関与が想定されている契約においては、体制表の提出を求める条項などを契約約款又は仕様書に盛りこむなど、履行体制を確認する根拠を契約書内に予め設けておくべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	契約① 令和3年3月12日副市長決定 契約② 令和3年3月26日副部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査意見にあるように、再々委託先以降の関与が想定されている場合においては、契約者（相手方）が体制の管理を始めとした全体の管理を行う必要があるため、仕様書の業務内容に業務の全体管理を明記することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		方針に基づき、契約者が体制の管理を始めとした業務の全体管理を行わなければならないことについて、令和3年4月に締結した関連委託契約（契約①・②）の仕様書に記載した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
97	2	1	1	56	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 1 逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 119 掲載
■ 指 摘	・ 変更委託契約書の締結時期 豊田市契約規則、豊田市業務委託事務要綱には、変更契約をする際に、変更契約書の省略に関する規定はなく、変更契約書を作成しなければならないとされている。本件契約解除に関する事項の追加について、平成31年4月1日に変更協議が行われた後、その半年後の令和元年10月1日に消費税増額に伴う変更契約と同時に変更契約書が作成されているが、これは「遅滞なく」変更契約書を作成しなければならないとする規則、要綱に反するものであるといわざるをえない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 部長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、変更協議が整った後に「遅滞なく」変更契約書を作成することは、適正な行政事務に資するため、今後は変更協議が整った後に遅滞なく変更契約書を作成し、締結することを決定した。ただし、その他業務委託変更事務取扱要領第6条の例外規定もあるため、豊田市契約規則や豊田市業務委託事務要綱だけでなく、変更に関わる事務要領及び手引等を確認しながら、適正に変更契約の手続を行う。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
98	2	1	2	42	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 1 逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 122 掲載
■ 意 見	・再委託先の許可書等について 手引において、委託業務下請負承認願には、業務の内容によっては、再委託先についても許可書等の写しを求めることとされている。年度途中で、許可等の有効期限が切れる業者がいる場合、許可等が更新されたことの確認のため、有効期限が切れるまでに、更新後の許可書等の写しの提出を委託先に求めるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年8月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、許可等の有効期限が切れる業者の更新後の許可書等の写しの提出を求めることは、適正な行政事務に資するため、今後は有効期限が切れるまでに、更新後の許可書等の写しの提出を求め、提出してもらうことを決定した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和2年度の許可等の有効期限が切れていた許可書等については、更新後の許可書等の写しを求め、提出させた。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
99	2	1	2	43	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					☐ 内線 ☒ 外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 1 逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 123 掲載
■ 意見	・ 委託発注の必要性 「執行の理由」として、当該業務を行う理由ではなく、委託発注の必要性の有無を記載すべきことになっている。しかし、本委託契約の案件発注決定書においては、当該業務を行う理由しか述べられていない。経済性、効率性の観点は触れられているが、専門的な技術、知識、経験の必要性から、本業務を委託発注の必要性を記載すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和8年度）発注する本委託においては「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することを決定した。 なお、記載方法については、委託契約事務の手引等の全庁的なルールに従うものとする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措 置 完 了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和3年 8月31日 部長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和8年度）発注する本委託においては「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することを決定した。 なお、記載方法については、委託契約事務の手引等の全庁的なルールに従うものとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
100	2	1	1	57	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 1 逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 123 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の再委託先は17者と多く、再委託率も30%以上である。契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和8年度）発注する本委託において「主たる部分」を指定することを決定した。 なお、本件に関しては、令和4年3月までに、契約課による設計図書への記載に係る周知がなされるため、これにのっとり対応する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措 置 完 了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和3年 8月31日 部長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和8年度）発注する本委託において「主たる部分」を指定することを決定した。 なお、本件に関しては、令和4年3月までに、契約課による設計図書への記載に係る周知がなされるため、これにのっとして対応する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
101	2	1	1	58	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					☐ 内線 ☒ 外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 2 砂川衛生プラント包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 126 掲載
■ 指 摘	・ 変更委託契約書の締結時期 逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託と同様、契約解除に関する事項の追加について、変更契約書を遅滞なく作成すべきであった。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、変更協議が整った後に「遅滞なく」変更契約書を作成することは、適正な行政事務に資するため、今後は変更協議が整った後に遅滞なく変更契約書を作成し、締結することを決定した。ただし、その他業務委託変更事務取扱要領第6条の例外規定もあるため、豊田市契約規則や豊田市業務委託事務要綱だけでなく、変更に関わる事務要領及び手引等を確認しながら、適正に変更契約の手続を行う。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
102	2	1	1	59	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 2 砂川衛生プラント包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 126 掲載
■ 指 摘	・再委託先の許可等の確認を行うべきである 業務委託手引には、「業務の内容によっては、下請業者についても許可書等の写しを求める」必要があると記載されている。そして、市は、再委託先について、「必要とされる資格等を有すること」を確認すべきとされている。そうすると、許可等が必要な再委託業務については、委託業務下請負承認願に許可業種等の記入をさせたうえで、許可書等の写しを添付させるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年8月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		
(3) 実施した措置の内容	令和2年度の委託業務下請負承認願については、別紙に許可業種等の記入をしてもらい、許可書等の写しとともに提出させた。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
103	2	1	2	44	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 2 砂川衛生プラント包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 126 掲載
■ 意 見	・ 合併の場合の解除条項について とりわけ本委託契約については、契約期間5年の長期にわたる契約であるし、金額も多額であり、業務内容からみても不適切な業者が業務を行う弊害は相当大きいと思われることから、チェンジ・オブ・コントロール条項を設けたほうがよいであろうと思われる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、チェンジ・オブ・コントロール条項を設けることは、適正な行政事務に資するため、当該条項を設けるものとする。 なお、当該条項を設ける契約約款の改正が、契約課により令和4年3月までに行われる。よって、次回（令和8年度）発注する本委託の契約については、当該条項を設けた新たな契約約款により締結することを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措 置 完 了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和3年 8月31日 部長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、チェンジ・オブ・コントロール条項を設けることは、適正な行政事務に資するため、当該条項を設けるものとする。 なお、当該条項を設ける契約約款の改正が、契約課により令和4年3月までに行われる。よって、次回（令和8年度）発注する本委託の契約については、当該条項を設けた新たな契約約款により締結することを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
104	2	1	1	60	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					☐ 内線 ☒ 外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 2 砂川衛生プラント包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 127 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の再委託先は8者である。契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和8年度）発注する本委託において「主たる部分」を指定することを決定した。 なお、本件に関しては、令和4年3月までに、契約課による設計図書への記載に係る周知がなされるため、これにのっとり対応する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措 置 完 了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和3年 8月31日 部長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和8年度）発注する本委託において「主たる部分」を指定することを決定した。 なお、本件に関しては、令和4年3月までに、契約課による設計図書への記載に係る周知がなされるため、これにのっとして対応する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
105	2	1	1	61	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					☐ 内線 ☒ 外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 3 緑のリサイクルセンター包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 129 掲載
■ 指 摘	・ 変更委託契約書の締結時期 逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託と同様、契約解除に関する事項の追加について、変更契約書を遅滞なく作成すべきであった。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、変更協議が整った後に「遅滞なく」変更契約書を作成することは、適正な行政事務に資するため、今後は変更協議が整った後に遅滞なく変更契約書を作成し、締結することを決定した。ただし、その他業務委託変更事務取扱要領第6条の例外規定もあるため、豊田市契約規則や豊田市業務委託事務要綱だけでなく、変更に関わる事務要領及び手引等を確認しながら、適正に変更契約の手続を行う。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
106	2	1	1	62	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					☐ 内線 ☒ 外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 3 緑のリサイクルセンター包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 129 掲載
■ 指 摘	・再委託先の許可等の確認を行うべきである 許可等が必要な業務については、委託業務下請負承認願に許可等の記入をさせたうえで、許可書等の写しを添付させるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年8月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、委託業務下請負承認願に許可業種等の記入をさせた上で、許可書等の写しを添付させることは、適正な行政事務に資するため、今後は許可業種等の記入及び更新後の許可書等の写しの添付をしてもらうことを決定した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和2年度の委託業務下請負承認願については、別紙に許可業種等の記入をしてもらい、許可書等の写しとともに提出させた。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
107	2	1	2	45	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 3 緑のリサイクルセンター包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 129 掲載
■ 意 見	・ 委託発注の必要性 「執行の理由」として、当該業務を行う理由ではなく、委託発注の必要性の有無を記載するべきである。専門性、経済性、効率性の観点から、本業務を委託発注する必要性について具体的に記載し、実質的に判断すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは、適正な行政事務に資するため、次回発注する本委託においては「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することを決定した。 なお、記載方法については、委託契約事務の手引等の全庁的なルールに従うものとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月31日 部長決定	措 置 完 了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは、適正な行政事務に資するため、次回発注する本委託においては「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することを決定した。 なお、記載方法については、委託契約事務の手引等の全庁的なルールに従うものとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和4年3月までに令和4年度本委託発注分における案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載した。また、令和5年度は案件発注決定書の様式が変更され、「執行の理由」欄とは別に「直営でなく外部委託する理由」欄が追加されたため、その欄に委託発注の必要性を記載した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
108	2	1	1	63	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 3 緑のリサイクルセンター包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 129 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の再委託は7者に対して49%を超える。契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和4年度）発注する本委託において「主たる部分」を指定することを決定した。 なお、本件に関しては、設計図書への記載の周知が、契約課により令和4年3月までに行われるため、これにのっとり行うこととするが、次回発注分については、令和4年1月までに仕様書等を作成する必要があるため、全庁的なルールの方方向性を事前に確認し、「主たる部分」の指定を行うこととする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 8月31日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和4年度）発注する本委託において「主たる部分」を指定することを決定した。 なお、本件に関しては、設計図書への記載の周知が、契約課により令和4年3月までに行われるため、これにのっとり行うこととするが、令和4年度発注分については、令和4年1月までに仕様書等を作成する必要があるため、全庁的なルールの方方向性を事前に確認し、「主たる部分」の指定を行うこととする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年11月に契約課による「主たる部分」を含めた再委託を認める場合の仕様書への記載例が、全庁に向けて周知された。これに従い、令和4年3月までに本委託の仕様書内で「主たる部分」を指定し、令和4年4月に当該契約が締結された。令和5年度も同様に仕様書内で「主たる部分」を指定し、契約が締結された。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
109	2	1	1	64	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					☐ 内線 ☒ 外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 4 渡刈クリーンセンター包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 134 掲載
■ 指 摘	・委託業務下請負承認願の契約金額は単年度分を記入すべきである 委託業務下請負承認願において、契約金額を契約期間分、下請負契約見込額を単年度分の金額を記入すると、実態に合わない再委託率が算出されてしまい不当である。委託業務下請負承認願は、当該年度の再委託について承認を得るための書類であることから、下請負契約見込額は当該年度の金額を記入すべきである。そして、それに合わせて、契約金額についても当該年度の支払額を記入するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年8月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐方針の検討状況 (措置区分 E)		
(3) 実施した措置の内容	令和2年度の委託業務下請負承認願については、下請負契約見込額及び契約金額に当該年度の金額を記載することを委託先に求め、提出させた。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
110	2	1	1	65	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 4 渡刈クリーンセンター包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 134 掲載
■ 指 摘	・再委託先の許可等の確認を行うべきである 許可等が必要な業務については、委託業務下請負承認願に許可書等の写しを添付させるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年8月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、委託業務下請負承認願に許可書等の写しを添付させることは、適正な行政事務に資するため、今後は許可書等の写しの添付をしてもらうことを決定した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和2年度の委託業務下請負承認願については、許可書等の写しを提出させた。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
111	2	1	1	66	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 4 渡刈クリーンセンター包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 134 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の再委託先は43者、再委託率は49%を超える。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和4年度）以降発注する本委託において「主たる部分」を指定することを決定した。 なお、本件に関しては、設計図書への記載の周知が、契約課により令和4年3月までに行われるため、これにのっとり行うこととするが、次回発注分については、令和4年1月までに仕様書等を作成する必要があるため、全庁的なルールの方方向性を事前に確認し、「主たる部分」の指定を行うこととする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 8月31日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和4年度）以降発注する本委託において「主たる部分」を指定することを決定した。 なお、本件に関しては、設計図書への記載の周知が、契約課により令和4年3月までに行われるため、これにのっとり行うこととするが、令和4年度発注分については、令和4年1月までに仕様書等を作成する必要があるため、全庁的なルールの方方向性を事前に確認し、「主たる部分」の指定を行うこととする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年11月に契約課による「主たる部分」を含めた再委託を認める場合の仕様書への記載例が、全庁に向けて周知された。これに従い、令和4年1月までに本委託の仕様書内で「主たる部分」を指定し、令和4年4月に当該契約が締結された。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
112	2	1	1	67	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 5 藤岡プラント包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 137 掲載
■ 指 摘	・ 変更委託契約書の締結 契約解除に関する事項の追加について、変更契約書を遅滞なく作成すべきであった。また、令和元年10月1日に遅れながらも変更契約書を作成した逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託と異なり、本委託契約においては、一切変更契約書が作成されておらず、より問題が大きい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、変更協議が整った後に「遅滞なく」変更契約書を作成することは、適正な行政事務に資するため、今後は変更協議が整った後に遅滞なく変更契約書を作成し、締結することを決定した。ただし、その他業務委託変更事務取扱要領第6条の例外規定もあるため、豊田市契約規則や豊田市業務委託事務要綱だけでなく、変更に関わる事務要領及び手引等を確認しながら、適正に変更契約の手続を行う。 また、現在契約中の本委託については、9月中に変更契約書を作成し、締結する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 8月31日 部長決定	措置完了 令和3年 9月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、変更協議が整った後に「遅滞なく」変更契約書を作成することは、適正な行政事務に資するため、今後は変更協議が整った後に遅滞なく変更契約書を作成し、締結することを決定した。ただし、その他業務委託変更事務取扱要領第6条の例外規定もあるため、豊田市契約規則や豊田市業務委託事務要綱だけでなく、変更に関わる事務要領及び手引等を確認しながら、適正に変更契約の手続を行う。 また、令和3年度における本委託については、令和3年9月中に変更契約書を作成し、締結する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年9月に変更契約を締結した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
113	2	1	1	68	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 5 藤岡プラント包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 137 掲載
■ 指 摘	・再委託先の許可等の確認を行うべきである 許可等が必要な業務については、委託業務下請負承認願に許可書等の写しを添付させるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年8月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、委託業務下請負承認願に許可書等の写しを添付させることは、適正な行政事務に資するため、今後は許可書等の写しの添付をしてもらうことを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年度の委託業務下請負承認願については、許可書等の写しを提出させた。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
114	2	1	1	69	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					☐ 内線 ☒ 外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 5 藤岡プラント包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 138 掲載
■ 指 摘	・委託業務下請負承認願の記載について 委託業務下請負承認願の契約金額及び下請負契約見込額のいずれも、当該年度分の金額を記載するのが相当である。本委託契約においては、契約金額は5年分、下請負契約見込額は1年分が記載されており、その結果、再委託率が実際の5分の1程度となり、実態に合わないものとなっている。また、業務委託手引にも記載されているとおり、再委託先が複数ある場合は、別紙に再委託先を記載し、本紙の再委託金額及び再委託率は、別紙の合計を記載すべきである。平成31年4月1日付委託業務下請負承認願は、これらに反しているものであって、この承認願に基づいて再委託を承認したのは不当である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年8月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、委託業務下請負承認願の契約金額及び下請負契約見込額として当該年度分の金額を記載するとともに、再委託先が複数ある場合は別紙に再委託先を記載し、委託業務下請負承認願の再委託金額及び再委託率として別紙の合計を記載することは、適正な行政事務に資するため、契約課による様式の見直し後において、新様式に基づいてそれぞれの金額を記入するよう委託先に求めていくことを決定した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和元年度及び令和2年度の委託業務下請負承認願については、上記の対応を委託先に求め、提出させた。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
115	2	1	2	46	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					☐ 内線 ☒ 外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 5 藤岡プラント包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 138 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性 仕様書には、専門性、経済性、効率性、有効性の観点で委託契約を締結する趣旨が端的に表現されている。しかし、「案件発注決定書」の「執行の理由」には「ごみ焼却施設の搬入管理、運転管理及び維持管理業務を実施するため」とあり、当該業務を委託発注する必要性が記載されていない。委託発注を検討するに当たっても、専門性、経済性、効率性、有効性の観点から委託発注の必要性を検討できる理由を記載し、委託の要否を実質的に検討されたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和6年度）発注する本委託においては「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することを決定した。 なお、記載方法については、委託契約事務の手引等の全庁的なルールに従うものとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措 置 完 了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和3年 8月31日 部長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和6年度）発注する本委託においては「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することを決定した。 なお、記載方法については、委託契約事務の手引等の全庁的なルールに従うものとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
116	2	1	1	70	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 5 藤岡プラント包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 138 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の再委託先は19者であり、平成31年度の再委託率は70%を超える。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和6年度）発注する本委託において「主たる部分」を指定することを決定した。 なお、本件に関しては、令和4年3月までに、契約課による設計図書への記載に係る周知がなされるため、これにのっとり対応する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措 置 完 了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和3年 8月31日 部長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和6年度）発注する本委託において「主たる部分」を指定することを決定した。 なお、本件に関しては、令和4年3月までに、契約課による設計図書への記載に係る周知がなされるため、これにのっとり対応する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
117	2	1	1	71	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 6 グリーン・クリーンふじの丘包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 141 掲載
■ 指 摘	・再委託先の許可等の確認を行うべきである 許可等が必要な業務については、委託業務下請負承認願に許可等の記入をさせたうえで、許可書等の写しを添付させるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措 置 区 分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年8月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、委託業務下請負承認願に許可業種等の記入をさせた上で、許可書等の写しを添付させることは、適正な行政事務に資するため、今後は許可業種等の記入及び許可書等の写しの添付をしてもらうことを決定した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和2年度の委託業務下請負承認願については、別紙に許可業種等の記入をしてもらい、許可書等の写しとともに提出させた。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
118	2	1	2	47	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 6 グリーン・クリーンふじの丘包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 142 掲載
■ 意 見	・ 合併の場合の解除条項について 本委託契約においても、チェンジ・オブ・コントロール条項を設けたほうがよいであろうと思われる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、チェンジ・オブ・コントロール条項を設けることは、適正な行政事務に資するため、当該条項を設けるものとする。 なお、当該条項を設ける契約約款の改正が、契約課により令和4年3月までに行われる。よって、次回（令和5年度）発注する本委託の契約については、当該条項を設けた新たな契約約款により締結することを決定した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 8月31日 部長決定	措置完了 令和5年 4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、チェンジ・オブ・コントロール条項を設けることは、適正な行政事務に資するため、当該条項を設けるものとする。 なお、当該条項を設ける契約約款の改正が、契約課により令和4年3月までに行われる。よって、次回（令和5年度）発注する本委託の契約については、当該条項を設けた新たな契約約款により締結することを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、契約課により令和4年4月に当該条項を設けた契約約款が施行された。よって、令和5年度の本委託では、当該条項を設けた新たな契約約款により契約を締結した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
119	2	1	1	72	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 6 グリーン・クリーンふじの丘包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 142 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の平成31年度の再委託先は12者、本委託代金の47%を超える。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和5年度）発注する本委託において「主たる部分」を指定することを決定した。 なお、本件に関しては、令和4年3月までに、契約課による設計図書への記載に係る周知がなされるため、これにのっとり対応する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月31日 部長決定	措 置 完 了 令和5年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和5年度）発注する本委託において「主たる部分」を指定することを決定した。 なお、本件に関しては、令和4年3月までに、契約課による設計図書への記載に係る周知がなされるため、これにのっとり対応する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年11月に契約課による「主たる部分」を含めた再委託を認める場合の仕様書への記載例が、全庁に向けて周知された。これに従い、令和5年1月までに本委託の仕様書内で「主たる部分」を指定し、令和5年4月に当該契約が締結された。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
120	2	1	1	73	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 7 勘八不燃物処分場包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 144 掲載
■ 指 摘	・ 変更委託契約書の締結 契約解除に関する事項の追加について、変更契約書を作成すべきであった。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措 置 区 分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 部長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、変更協議が整った後に「遅滞なく」変更契約書を作成することは、適正な行政事務に資するため、今後は変更協議が整った後に遅滞なく変更契約書を作成し、締結することを決定した。ただし、その他業務委託変更事務取扱要領第6条の例外規定もあるため、豊田市契約規則や豊田市業務委託事務要綱だけでなく、変更に関わる事務要領及び手引等を確認しながら、適正に変更契約の手続を行う。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
121	2	1	1	74	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 7 勘八不燃物処分場包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 144 掲載
■ 指 摘	・再委託先の許可等の確認を行うべきである 許可等が必要な業務については、委託業務下請負承認願に許可等の記入をさせたうえで、許可書等の写しを添付させるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措 置 区 分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年8月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、委託業務下請負承認願に許可業種等の記入をさせた上で、許可書等の写しを添付させることは、適正な行政事務に資するため、今後は許可業種等の記入及び許可書等の写しの添付をしてもらうことを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和2年度の委託業務下請負承認願については、別紙に許可業種等の記入をしてもらい、許可書等の写しとともに提出させた。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	清掃施設課
122	2	1	1	75	浦野 大一郎	
					宝木 勝朗	
					□内線 ■外線	28-2000

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第8 環境部 7 勘八不燃物処分場包括的運転維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 144 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の再委託は僅かではあるが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性は否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和4年度）発注する本委託において「主たる部分」を指定することを決定した。 なお、本件に関しては、設計図書への記載の周知が、契約課により令和4年3月までに行われるため、これにのっとり行うこととするが、次回発注分については、令和4年1月までに仕様書等を作成する必要があるため、全庁的なルールの方方向性を事前に確認し、「主たる部分」の指定を行うこととする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 8月31日 部長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、「主たる部分」を指定することは、適正な行政事務に資するため、次回（令和4年度）発注する本委託において「主たる部分」を指定することを決定した。 なお、本件に関しては、設計図書への記載の周知が、契約課により令和4年3月までに行われるため、これにのっとり行うこととするが、令和4年度発注分については、令和4年1月までに仕様書等を作成する必要があるため、全庁的なルールの方方向性を事前に確認し、「主たる部分」の指定を行うこととする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年11月に契約課による「主たる部分」を含めた再委託を認める場合の仕様書への記載例が、全庁に向けて周知された。これに従い、令和4年1月までに本委託の仕様書内で「主たる部分」を指定し、令和4年4月に当該契約が締結された。令和5年度も同様に仕様書内で「主たる部分」を指定し、契約が締結された。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
123	2	1	2	48	川合 晃司	
					西尾 健司	
					■内線 □外線	2-4014

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第9 産業部 1 花本産業団地拡張事業造成工事に伴う事業損失補償調査業務委託
(4) 監査結果	報告書 146 掲載
■ 意 見	・ 委託発注の必要性 本委託の「執行の理由」には、委託発注する必要性が記載されていない。専門的な知識、経験、ノウハウが必要な業務について、そのような専門性を外部業者に求めて委託発注する必要性を記載し、実質的に検討した上で発注する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月23日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて委託発注事務において執行理由欄に外部に委託する必要性を記載することは、適正な行政事務に資するため、当意見を反映させた委託契約事務の手引（令和3年4月 作成第14版）に記載のとおり、今後の委託発注事務において、執行理由欄に業務を行う理由及び外部に委託する理由を記載することとし、このことについて課内に周知する。 なお、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行わない。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
124	2	1	1	76	川合 晃司	
					西尾 健司	
					■内線 □外線	2-4014

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第9 産業部 1 花本産業団地拡張事業造成工事に伴う事業損失補償調査業務委託
(4) 監査結果	報告書 146 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託は多くはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性は否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月23日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結に当たり再委託してはならない「主たる部分」を指定することは、適正な事務に資するため、契約書の添付資料に「主たる部分」を記載することとし、このことについて課内に周知する。 なお、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
125	2	1	2	49	川合 晃司	
					西尾 健司	
					■内線 □外線	2-4014

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第9 産業部 2 産業実態調査（製造業・商業）業務委託
(4) 監査結果	報告書 148 掲載
■ 意 見	・委託発注の必要性 本委託の「執行の理由」には、市内の製造業、商業分野における産業や企業の実態を把握し、調査結果の分析及び課題の抽出、施策の提案等により、「豊田市ものづくり産業振興プラン」及び「豊田市商業活性化プラン」の基礎資料を作成するとあるが、これらは市の本来業務であって、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。専門的な知識、経験、ノウハウを要する業務について、そのような専門性を外部業者に求めて委託発注する必要性を記載し、実質的に検討した上で発注する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了（措置区分 A）	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定（措置区分 B）	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定（措置区分 A・B・C）	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定（措置区分 D）	令和3年8月23日 部長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 （措置区分 A・B・C・D） □方針の検討状況 （措置区分 E）	監査結果に基づいて委託発注事務において執行理由欄に外部に委託する必要性を記載することは、適正な行政事務に資するため、当意見を反映させた委託契約事務の手引（令和3年4月 作成第14版）に記載のとおり、今後の委託発注事務において、執行理由欄に業務を行う理由及び外部に委託する理由を記載することとし、このことについて課内に周知する。 なお、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行わない。		
(3) 実施した措置の内容 （措置区分 A・B）			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
126	2	1	1	77	川合 晃司	
					西尾 健司	
					■内線 □外線	2-4014

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第9 産業部 2 産業実態調査（製造業・商業）業務委託
(4) 監査結果	報告書 148 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託は多くはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性は否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月23日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結に当たり再委託してはならない「主たる部分」を指定することは、適正な事務に資するため、契約書の添付資料に「主たる部分」を記載することとし、このことについて課内に周知する。 なお、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	森林課
127	2	1	2	50	杉本 憲彦	
					山田 洋平	
					□内線 ■外線	62-0607

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第9 産業部 3 明和2号線ほか2路線 林道測量調査設計業務委託
(4) 監査結果	報告書 149 掲載
■ 意 見	・委託発注の必要性 本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う目的と手段が記載されているだけで、執行の理由すら記載されていない。測量調査設計という専門的な知識、経験、ノウハウを要する業務について、そのような専門性を外部業者に求めて委託発注する必要性を記載し、実質的に検討した上で発注する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年 4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月31日課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果の意見については、全庁で統一した取扱いとして契約課が、令和3年3月31日付け「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」で、全庁的な取扱いの方針を出したことを受け、令和3年度以降の契約について、「執行の理由」の内容は、業務を行う理由と外部に委託する理由を記載することとする。 なお、既に行われた契約（令和元年度及び令和2年度）においては、意見について委託事務で実質的な問題なく履行されており、遡った修正は不合理なため、意見への措置は行わない。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針により、令和3年4月から発注する委託について、「執行の理由」の記載内容に外部に委託する理由を次のとおり追記した。なお、委託の内容に応じて、表現については修正して記載をしていく。 「測量調査設計を専門とする業者に委託する。」（例）		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	森林課
128	2	1	1	78	杉本 憲彦	
					黒谷 和男	
					□内線 ■外線	62-0607

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第9 産業部 3 明和2号線ほか2路線 林道測量調査設計業務委託
(4) 監査結果	報告書 149 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は24%を超える。契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 C)	令和3年8月26日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 C) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果の指摘については、全庁的な課題として契約課が、令和3年8月25日付けで、令和3年度中に指摘事項に対する取扱いを手引やガイドラインで全庁に示し、周知するという全体方針を出した。 これを受け、令和4年度以降については、その取扱いに沿って、「主たる部分」の記載を行うこととする。 なお、方針が出るまでの間に行われた契約（令和元年度から令和3年度まで）においては、指摘についての実質的な問題はなく履行されており、遡った修正は不合理であるため指摘への措置は行わない。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和 3年 8月26日 課長決定	措 置 完 了 令和 4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果の指摘については、全庁的な課題として契約課が、令和3年8月25日付けで、令和3年度中に指摘事項に対する取扱いを手引やガイドラインで全庁に示し、周知するという全体方針を出した。	
☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度以降については、その取扱いに沿って、「主たる部分」を記載している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	森林課
129	2	1	1	79	杉本 憲彦	
					市川 靖浩	
					☐ 内線 ☒ 外線	62-0602

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第9 産業部
	4 とよた森林学校運営業務委託
(4) 監査結果	報告書 151 掲載
■ 指 摘	・委託業務下請負承認 受託者は、パンフレットのデザイン及び印刷を外注したが、下請負承認の手続がなされていなかった。本契約書添付の豊田市業務委託契約約款第6条には、「業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願により甲の承認を得なければならない。」と記載されており、軽微なものを除外するような例外は設けられていない。よって、下請負承認の手続が必要であり、市としては下請負承認の手続に漏れないようにするべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A)	令和3年4月14日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づき、令和2年度契約については、受託者から指摘の下請負承認願を提出してもらうことで補正する。令和3年度以降の契約においては、手続漏れ対策の措置を講ずることとし、受託予定者に対して契約前に改めて周知することとする。 ■方針 (措置区分 A) □方針の検討状況 (措置区分 E) なお、令和元年度契約については、事業が終了しており、遡って願いを受理することは不合理であるため措置しない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和2年度契約については、下請負について口頭確認していた令和2年5月8日付けでもって、下請負承認願を提出してもらい、遡って承認した。また、令和3年度契約においては、令和3年4月14日の見積徴収依頼と合わせて、下請負承認を含めた「契約締結以降に提出を要す書類一覧」を通知し、受託予定者に確認してもらった。また、口頭でも確認を行った。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	森林課
					杉本 憲彦	
					市川 靖浩	
					□内線 ■外線	62-0602
130	2	1	2	51		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第9 産業部 4 とよた森林学校運営業務委託
(4) 監査結果	報告書 152 掲載
■ 意見	・ 業者選定理由 業者選定書によると、当該事業者は森林や森林管理に関する専門的な知識を持ち、これまでとよた森林学校の運営業務に取り組んできた実績があり、円滑な事業運営が可能となるため、受託者を選定したとされている。しかし、市の「業務委託における随意契約のガイドライン（適正な運用について）」によると、業者選定書の記載は実績があることを理由にするものであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合に該当するとはいえない。もっとも、照会を通じて得た判断理由であれば、十分納得ができる。したがって、記載の仕方の問題であったと考えられるが、安易に実績との記載で済ませるのではなく、しっかり実質的な理由を記載するよう徹底すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A)	令和3年4月14日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、令和3年度以降の契約について、業者選定書の選定理由を、実質的な理由である「令和2年度包括外部監査時の照会での判断理由」の内容に改めることとする。 なお、既に行われた契約（令和元年度及び令和2年度）については、遡った修正は不合理なため、意見に対する措置は行わない。 ※令和2年度包括外部監査時の照会で提示した判断理由 とよた森林学校運営業務は、森林所有者及び市民の森林に関する意識向上、人工林管理への支援増進を目的としていることから、大前提として受託者は豊田市の森づくり、人工林管理の担い手かつ主体であり、豊田市の森林に精通している必要がある。豊田森林組合は、『豊田市森づくり条例』において森林の管理の中核的な担い手として位置付けられており、本業務において必要となる豊田市の人工林管理に関する知識、経験、実績を有する唯一の団体である。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A)		上記方針のとおり、令和3年4月14日付け業務選定書において選定理由を改めた。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	森林課
131	2	1	2	52	杉本 憲彦	
					市川 靖浩	
					■内線 □外線	18-770-2-611

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第9 産業部 4 とよた森林学校運営業務委託
(4) 監査結果	報告書 152 掲載
■ 意 見	・再委託の理由 市は、もともと下請負者が取り組んでいたという経緯に基づく下請負者の「知見、人脈」がその「特殊性」にあるとするものの、具体的にどのような「知見、人脈」が必要であるかは必ずしも明らかでない。従前の経緯から安易に下請負させているようにも思えるため、受託者との間で、どのような知見、どのような人脈が受託者になく、下請負者にあるのか、その特殊性を具体的に検討した上、委託業務下請負承認願に実質的な必要性がわかるような記載を求めるべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A)	令和3年4月22日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	■方針 (措置区分 A) □方針の検討状況 (措置区分 E)		
	監査結果に基づき、令和3年度以降の契約において、受託者に対して、下請負者の特殊性について改めて確認をし、実質的な必要性がわかることを委託業務下請負承認願に記載するよう依頼する。 なお、既に行われた契約（令和元年度及び令和2年度）については、遡った修正は不合理なため、意見に対する措置は行わない。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A)	上記方針のとおり、令和3年度契約において、受託者に依頼したところ、令和3年4月22日に受託者から委託業務下請負承認願が提出され、意見に対する改善が認められた。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	森林課
132	2	1	1	80	杉本 憲彦	
					深見 隆之助	
					☐ 内線 ☒ 外線	62-0602

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第9 産業部 4 とよた森林学校運営業務委託
(4) 監査結果	報告書 152 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託は大きくはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性は否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 C)	令和3年8月26日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 C) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果の指摘については、全庁的な課題として契約課が、令和3年8月25日付けで、令和3年度中に指摘事項に対する取扱いを手引やガイドラインで全庁に示し、周知するという全体方針を出した。 これを受け、令和4年度以降については、その取扱いに沿って、「主たる部分」の記載を行うこととする。 なお、方針が出るまでの間に行われた契約（令和元年度から令和3年度まで）においては、指摘についての実質的な問題はなく履行されており、遡った修正は不合理であるため指摘への措置は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和 3年 8月26日 課長決定	措置完了 令和 4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果の指摘については、全庁的な課題として契約課が、令和3年8月25日付けで、令和3年度中に指摘事項に対する取扱いを手引やガイドラインで全庁に示し、周知するという全体方針を出した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度以降については、その取扱いに沿って、「主たる部分」を記載している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	都市整備課
133	2	1	1	81	野依 真人	
					初田 大成	
					■内線 □外線	2-4554

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 1 豊田市都心地区空間デザイン監修等業務委託
(4) 監査結果	報告書 156 掲載
■ 指 摘	・ 変更委託契約書の締結時期 令和元年11月11日の設計変更に関する1回目の協議においては、変更概要として①デザイン監修の新規計上及び②関係機関協議の項目削除について協議され、令和2年2月7日における設計変更に関する2回目の協議においては、変更概要として①新規計上したデザイン監修における検図の数量減について協議され、その結果、令和2年2月26日、①検図の数量減を考慮したデザイン監修の新規計上及び②関係機関協議の項目削除について変更契約書を締結している。しかし、令和元年11月11日における設計変更に関する1回目の協議以後、①デザイン監修の新規計上に基づく追加業務が行われ、②関係機関協議が変更協議の内容に従ってなされていない実態がある以上は、仮に契約金額に変更がなかったとしても、同時点で変更契約書を締結すべきであった。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として「変更委託契約を遅滞なく締結すべきである」との指摘を受けたが、本業務は令和2年度に完了しているため、本業務に対する措置は「不措置」とすることを決定した。 ただし、本件を受けて、契約課より「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」が通知され、その後に改正された。そのため、本年度からは当該手引に基づいた設計変更手続を行う。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	都市整備課
134	2	1	1	82	野依 真人	
					初田 大成	
					■内線 □外線	2-4554

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 1 豊田市都心地区空間デザイン監修等業務委託
(4) 監査結果	報告書 157 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は52%以上である。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として「再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである」との指摘を受けたが、本業務は令和2年度に完了しているため、本業務に対する措置は「不措置」とすることを決定した。 ただし、今後は、本案件を受けて契約課より示された対応方針に沿って事務手続を行う。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	都市整備課
135	2	1	1	83	野依 真人	
					須藤 敦姿	
					■内線 □外線	2-4552

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 2 豊田市駅東口ペデストリアンデッキ予備設計等業務委託
(4) 監査結果	報告書 158 掲載
■ 指 摘	・ 設計変更の理由 本件委託業務の契約変更の内容は、契約締結後に建築士法該当案件であることが判明し、契約書に建築士法上記載が求められる内容を特記として追加したものである。本件業務委託が建築士法に該当する案件であることから法律上記載の求められる内容について、契約書に明記しないといけないことは明らかであるが、契約変更の理由としては「発注後に発生した外的条件によるもの」ではない。したがって、設計変更事務取扱要領の該当項目として第3条第1号才を選択することは変更理由と整合しておらず、不適切である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		
	監査結果として「「発注後に発生した外的条件によるもの」を契約変更の理由としたことは不適切」との指摘を受けたが、本業務は令和2年度に完了しているため、本業務に対する措置は「不措置」とすることを決定した。 ただし、上記指摘を受けて、今後は以下の2点に配慮した行政事務に努める。 (1) 「建築士法第22条の3の3に該当する案件」であることを特記仕様書及び予算執行伺書に分かりやすく明記する。 (2) 設計変更事務取扱要領の該当項目と変更理由が整合するよう、十分留意する。		
(3) 実施した措置の内容	(措置区分 A・B)		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	都市整備課
136	2	1	1	84	野依 真人	
					須藤 敦姿	
					■内線 □外線	2-4552

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 2 豊田市駅東口ペデストリアンデッキ予備設計等業務委託
(4) 監査結果	報告書 159 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の再委託率は僅かではあるが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として「再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである」との指摘を受けたが、本業務は令和2年度に完了しているため、本業務に対する措置は「不措置」とすることを決定した。 ただし、今後は、本案件を受けて契約課より示された対応方針に沿って事務手続を行う。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	公園緑地つかう課
137	2	1	2	53	稲吉 健司	
					鈴木 春彦	
					■内線 □外線	2-5174・5175

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 3 市街地・開発緑地管理委託（中南部地区）
(4) 監査結果	報告書 162 掲載
■ 意 見	・ 契約変更の理由 本件委託業務の契約変更の内容は、大きく、自治区との調整によるものと台風19号の影響によるものに分けられる。各変更概要のうち、変更金額が最も大きいものと2番目に大きいものは、いずれも自治区との調整による変更である。これに比して、台風19号の影響によるものの変更金額は10万円であり、極めて小さい。そうすると、変更の主たる理由は、「自然現象その他不可抗力による場合」ではなく、「地元調整等の処理による場合」といえることから、変更事務取扱要領の該当項目として第3条第1号ウを選択すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了（措置区分 A）	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定（措置区分 B）	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定（措置区分 A・B・C）	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定（措置区分 D）	令和3年3月31日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 （措置区分 A・B・C・D） □方針の検討状況 （措置区分 E）	監査の対象となった契約については、完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく修正等を行わないこととした。 ただし、監査結果に基づいて変更の主たる理由を「地元調整等の処理による場合」にすることは適正な行政事務に資するため、令和3年度以後の契約において、同様の変更事務が発生した場合、契約変更の内容について変更金額の大小を踏まえて主たる変更理由を決定し、記載することとした。		
(3) 実施した措置の内容 （措置区分 A・B）			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	公園緑地つかう課
138	2	1	1	85	稲吉 健司	
					鈴木 春彦	
					■内線 □外線	2-5174・5175

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 3 市街地・開発緑地管理委託（中南部地区）
(4) 監査結果	報告書 162 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の再委託率は大きくはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了（措置区分 A）	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定（措置区分 B）	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定（措置区分 A・B・C）	令和3年8月31日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定（措置区分 D）	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 （措置区分 A・B・C・D） □方針の検討状況 （措置区分 E）		監査結果に基づいて再委託してはならない「主たる部分」を指定することは適正な行政事務に資するため、令和4年度の契約に係る事務において、特記仕様書に再委託してはならない「主たる部分」を指定することにした。 明記する内容については、現在検討中である。	
(3) 実施した措置の内容 （措置区分 A・B）			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月31日 課長決定	措置完了 令和3年12月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、今後発注する市街地・開発緑地管理委託において、特記仕様書に記載されていなかった再委託してはならない「主たる部分」を明記することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、市街地・開発緑地管理委託の特記仕様書において、再委託してはならない「主たる部分」の明記を含めた「一括再委託の禁止」についての条項を追加した。 なお、「主たる部分」とは、総合的企画、業務遂行管理、手法決定、技術的判断である。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	定住促進課
139	2	1	2	54	室田 行徳	
					笹森 進也	
					■内線 □外線	2-4664

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 4 豊田市定住促進プロモーション業務委託
(4) 監査結果	報告書 164 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性
	執行の理由には、専門性、経済性、効率性、有効性の観点から、本業務を委託発注する必要性を記載し、検討するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年1月13日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、執行の理由には、専門性、経済性、効率性及び有効性の観点から、本業務を委託発注する必要性を検討し、記載することは適正な行政事務に資するため、令和3年度の案件発注決定書は当該内容を踏まえて進めることとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年度の案件発注決定書は、『市内外の家族形成期世代を中心に、「ファースト暮らしとよた」の認知を拡大するとともに、豊田市が暮らしやすく、子育てしやすいまちであるというイメージを定着させ、豊田市への移住定住意欲を高める。そのために、行政にノウハウがない複数メディア（TV、雑誌、アニメ、WEB、イベント等）を活用して、的確にターゲットに訴求できる展開を実施しながら、より多くの認知を図ることができる業者に委託する。また、本業者は東海エリアのプロモーション業務に数多くの実績があるとともに、一括発注とすることで企画ごとの単価を抑えることができるため、効果的かつ効率的なプロモーションが期待できる。』と記載している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	定住促進課
					室田 行徳	
					笹森 進也	
					■内線 □外線	2-4664
140	2	1	2	55		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 4 豊田市定住促進プロモーション業務委託
(4) 監査結果	報告書 164 掲載
■ 意 見	・著作権の定めについて 豊田市定住促進プロモーション業務委託仕様書には、狭義の著作権について、発注者に帰属させる旨の規定がある。他方、翻案利用について許諾の定めがあり、同一性保持権について不行使の特約が存すると解される。しかしながら、その他の著作権者人格権につき不行使の特約がない。著作権者人格権の全面的な不行使特約を規定することが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年1月13日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、著作権者人格権の全面的な不行使特約を規定することは適正な行政事務に資するため、令和3年度の仕様書はその他の著作権者人格権（公表権及び氏名表示権）を不行使とする特約を加えて進めることとした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針に基づき、令和3年度の仕様書は、公表権の不行使特約として、「当業務の完了後は、発注者は受託者に断りなく、また費用が発生することなく、納品されたデータやデザインを公表することができるものとする。」と定めた。また、氏名表示権の不行使特約として、「当業務の完了後は、発注者は、納品されたデータやデザインの公表に際し、著作者の氏名を表示することなく使用できるものとする。」と定めた。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	定住促進課
141	2	1	1	86	室田 行徳	
					笹森 進也	
					■内線 □外線	2-4664

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 4 豊田市定住促進プロモーション業務委託
(4) 監査結果	報告書 165 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は大きくはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月25日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定することは、適正な事務に資するため、令和4年度の当初契約案件から設計図書において指定することとする。 なお、契約課から次の方針が示されており、これに従って行うものとする。 【契約課方針】 主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。ただし、周知には手引等の改正が必要なため、次のとおり進める。 令和4年3月 手引改正、「再委託（下請負）ガイドライン」制定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 8月25日 課長決定	措置完了 令和4年5月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定することは、適正な事務に資するため、令和4年度の当初契約案件から設計図書において指定することとする。 なお、契約課から次の方針が示されており、これに従って行うものとする。 【契約課方針】 主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。ただし、周知には手引等の改正が必要なため、次のとおり進める。 令和4年3月 手引改正、「再委託（下請負）ガイドライン」制定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		当該業務委託において、令和4年度以降、仕様書に再委託してはならない「主たる部分」を指定した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	定住促進課
					室田 行徳	
					笹森 進也	
					■内線 □外線	2-4664
142	2	1	2	56		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 4 豊田市定住促進プロモーション業務委託
(4) 監査結果	報告書 165 掲載
■ 意見	・ 変更委託契約書（案）の表記 令和元年6月18日付けで委託先の代表者に変更があったにもかかわらず、令和元年11月28日付変更委託契約書に記載の代表者名は変更前のものであった。市からの聴取によると委託先代表者の変更が発覚したのは令和2年3月3日であった。そうであれば、変更委託契約書の代表者欄を訂正することは必要性が認められるものの、変更委託契約書（案）まで訂正する必要性は認められない。変更契約締結書（案）起案時にすでに代表者の変更が発覚したにもかかわらず、変更契約締結時のその訂正を怠ったとの誤解を招きかねないので注意されたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了（措置区分 A）	令和3年1月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定（措置区分 B）	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定（措置区分 A・B・C）	令和3年1月13日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定（措置区分 D）	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 （措置区分 A・B・C・D） □方針の検討状況 （措置区分 E）	監査結果について、変更委託契約書（案）まで訂正する必要性が認められないのにこれを行ってしまうと、変更契約締結書（案）の起案時にすでに代表者の変更が発覚していたにもかかわらず、変更契約締結時のその訂正を怠ったとの誤解を招きかねないことを定住促進課及び契約課で認識し、今後は適切に事務を進めることとした。		
(3) 実施した措置の内容 （措置区分 A・B）	上記方針に基づき、今後は適切に事務を進めることとした。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	区画整理支援課
143	2	1	2	57	甲村 尚義	
					三岳 直樹	
					■内線 □外線	2483-4

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 5 若林駅周辺地区 液状化検討ほか地質調査業務委託
(4) 監査結果	報告書 166 掲載
■ 意 見	・仕様書の特定 本委託契約における特記仕様書には、本委託に適用する共通仕様書として、愛知県建設部「地質・土質調査業務共通仕様書」が指定されているが、契約書に添付されていない。公表されている等の理由により契約当事者が双方確認できるものであっても、仕様書を特定し契約内容を明確にすべく、契約書に添付すべきである。この点、市は、添付すべき仕様書が100頁以上にも及ぶことから、経済性・効率性の観点から添付していないとのことである。そうであれば、少なくとも、当該仕様書を特定できるよう記載することが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 予定
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年2月26日 課長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として、仕様書の特定を指定すべきとの指摘を受けたが、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約書等の変更はしないことを決定した。 なお、令和3年4月以降に契約する委託については、監査結果に基づいて、委託に適用する共通仕様等がある場合は、仕様書を特定できるように、仕様書や特記を記載している。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	区画整理支援課
					甲村 尚義	
					三岳 直樹	
					■内線 □外線	2483-4

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 5 若林駅周辺地区 液状化検討ほか地質調査業務委託
(4) 監査結果	報告書 167 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の再委託率は27%弱に及ぶほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月27日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきとの指摘を受けたが、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約書等の変更はしないことを決定した。 なお、今後は下記の契約課の方針に従い事務を行うものとし、主たる部分を指定する。 【契約課方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。ただし、周知には手引等の改正が必要なため、次のとおり進める。 令和4年3月 手引改正、「再委託（下請負）ガイドライン」制定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	建築予防保全課
145	2	1	2	58	稲本 龍治	
					八木 弘晃	
					■内線 □外線	2-4682

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 6 豊田市高岡公園体育館ほか132施設定期点検業務委託
(4) 監査結果	報告書 169 掲載
■ 意見	・ 事故時の責任の所在について 契約書添付の仕様書第6条には、災害の補償と題して「乙が委託業務を実施するにあたって、乙の従業員に災害その他の事故が発生しても、甲はその責を負わない。」と定められている。ここで、「その他の事故」の範囲について、市所有の建築物の構造的な欠陥や劣化等による事故や市職員の過失に起因する事故も含まれると解されるところ、このような場合にまで、市が免責されるとしてよいか、再考が必要である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置 区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月1日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		再考した結果、事故が発生した場合の双方の責任範囲については、豊田市業務委託契約約款第32条に基づき、契約者と個別に協議を行い、処理することとし、契約書添付の仕様書第6条について、削除することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和3年度については、基準日 令和3年9月1日以前の発注のため、契約書添付の仕様書第6条に市所有の建築物の構造的な欠陥や劣化等による事故や市職員の過失に起因する事故については、市が免責されないことを記述し、発注した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	建築予防保全課
146	2	1	1	88	稲本 龍治	
					八木 弘晃	
					■内線 □外線	
					2-4682	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 6 豊田市高岡公園体育館ほか132施設定期点検業務委託
(4) 監査結果	報告書 169 掲載 ・対象施設の増減
■ 指 摘	「打合せ記録簿」によれば、本委託の対象施設のうち、「東部給食センター」については、施設側にて法令上の点検を実施しているため、本委託による点検は不要であることから対象から削除するか、また、受託者の過去の記録から「旧松平こども園」が漏れていることから、対象に付加すべきか協議されている。そのうえで、対象施設を変更することと協議されているものの、この変更については、施設数の増減がないとの理由で契約変更の対象としない旨協議されている。しかし、仕様書によれば、本委託の対象施設は別紙一覧のとおりと定まっており、また、予定価格における積算の根拠も特定の施設であることから算定が可能となるはずである。さらに、後に、遡って本委託の内容を確認する必要性が生じたときに、対象施設一覧を確認しただけでは、本委託による点検対象施設を確認することはできず、結局、点検結果報告書等を確認する必要性が生じてしまう。とすれば、軽微な変更とはいえないことから、変更の手続を行ったうえで変更契約を締結すべきであった。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月1日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		業務委託契約の締結以後において、当該業務委託の内容を正確に把握できるようにするため、豊田市業務委託契約約款第10条に基づき、適切な事務処理を行うこととする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		変更が生じないように対象施設を確認し、発注した。なお、「東部給食センター」及び「旧松平こども園」については、令和2年度の業務委託契約の締結前にそれぞれ除外又は追加の決定をし、契約の締結に至っている。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	建築予防保全課
147	2	1	1	89	稲本 龍治	
					八木 弘晃	
					■内線□外線	2－4 6 8 2

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 6 豊田市高岡公園体育館ほか132施設定期点検業務委託
(4) 監査結果	報告書 170 掲載
■ 指 摘	・分離発注の必要性 変更委託契約書によると、増加額は、当初契約金額の29.98%であり、20%を超えることから、分離して施工することが著しく困難な理由の存在が必要となる。この点、建築基準法第12条第2項括弧書きによると、法令上も点検対象設備としては、建築設備等と別のものと捉えているうえに、当初委託期間満了日に契約変更の決定により委託期間を延長し、仕様書（変更）において、排煙・防火設備を点検対象として付加することによって、実質的に延長された委託期間で新たに付加された設備を点検しているものと考えられるため、新たな契約とすべきであった。仮に一体的に点検させるのであれば、少なくとも、当該年度以前の点検結果報告書等によって推測される、排煙・防火設備の数量から積算し、当初契約において、排煙・防火設備をも点検対象設備として加えたうえで、その後、数量が確定した時点で契約変更を行うべきであった。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月1日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査の対象となった契約の締結当時は、事務移管により精査に時間を要したため、変更契約での対応となったが、今後は、原則当初から建築物と建築設備等を一体として発注する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		当初から建築物と建築設備等を一体として発注した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	建築予防保全課
148	2	1	1	90	稲本 龍治	
					八木 弘晃	
					■内線 □外線	2-4682

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 6 豊田市高岡公園体育館ほか132施設定期点検業務委託
(4) 監査結果	報告書 170 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の再委託率は大きくはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月1日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		契約の締結時に想定できなかった再委託が発生する可能性があることを踏まえ、再委託してはならない「主たる部分」を指定し、委託業務仕様書に記述する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		再委託してはならない「主たる部分」を次のとおり指定し、委託業務仕様書に記述し、発注した。 「本業務における統括管理業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」 なお、令和4年3月までに契約課によってなされる手引改正及び「再委託（下請負）ガイドライン」制定の内容を参考に、令和4年度は発注する。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	公園緑地つかう課
149	2	1	2	59	稲吉 健司	
					深津 淳	
					■内線 □外線	2-5175

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 7 古瀬間墓地公園維持管理委託
(4) 監査結果	報告書 171 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性 本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。当該事務に強い関心を抱く者に委ねた方が有効に働く業務については、市が直営するのではなく当該関心ある者に委託することで、経済的、効率的、有効に業務を遂行することが可能であることを自覚的に記載し、実質的に検討した上で、発注する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に沿って、本委託の「執行の理由」について、委託発注する必要性を記載することにした。 明記する内容については、現在検討中である。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月31日 課長決定	措置完了 令和4年 2月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づき、「執行の理由」に記載されていなかった委託発注の必要性を明記することとした。	
☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		当該業務は、随時現地で墓所内工事の完了検査、墓所関係者等への案内や指導等が必要なため、委託発注することで効率的な業務遂行ができることから、墓地業務に関する「専門知識と経験が必要である」旨を明記した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	公園緑地つかう課
					稲吉 健司	
					深津 淳	
					■内線 □外線	2-5175
150	2	1	2	60		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 7 古瀬間墓地公園維持管理委託
(4) 監査結果	報告書 172 掲載
■ 意見	・業者選定の理由 本委託は、随意契約により委託先が選定されているが、その理由として、「豊田市古瀬間墓地公園条例及び規則に基づく墓所設置基準の指導協力関係にあり、地元協力が得られる団体である」との記載が見受けられる。この点、豊田市古瀬間墓地公園条例ないし豊田市古瀬間墓地公園規則には、「墓所設置基準」なる語はなく、利用許可基準の充足を調査することを第三者に委託している条項も見受けられない。「指導協力関係」が如何なる関係かさらに詳細に記載し、随意契約の理由について実質的に判断するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年2月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年2月26日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査指摘に沿って、本委託業務の随意契約に係る業者選定の理由の記載について、見直すことにした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	監査結果に沿って用語や文を整理し、随意契約の理由について次の記載に見直して対応した。 墓所設置、撤去に伴う手続や工事に関する専門的知識と経験を有している団体であり、常に市との協力体制が確保され、市民サービスの提供や施工業者への指導等円滑な墓地管理が可能であるため		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	公園緑地つかう課
151	2	1	1	91	稲吉 健司	
					深津 淳	
					■内線 □外線	2-5175

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 7 古瀬間墓地公園維持管理委託
(4) 監査結果	報告書 172 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の再委託率は僅かであるが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月31日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に沿って、本委託において再委託してはならない「主たる部分」を指定することにした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	再委託してはならない「主たる部分」について、仕様書において「請負者は、第3条第2項第2号に規定する機械警備以外の業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」と記載した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	市街地整備課
152	2	1	2	61	角谷 元	
					佐藤 潤	
					■内線 □外線	2-4672

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 8 八草地区活断層調査委託
(4) 監査結果	報告書 173 掲載
■ 意 見	・仕様書の特定 本委託契約における特記仕様書には、本委託に適用する共通仕様書として、愛知県建設部「測量及び設計業務等共通仕様書」が指定されているが、契約書に添付されていない。公表されている等の理由により契約当事者が双方確認できるものであっても、仕様書を特定し契約内容を明確にすべく、契約書に添付すべきである。この点、市は、添付すべき仕様書が100頁以上にも及ぶことから、経済性・効率性の観点から添付していないという。そうであれば、少なくとも、当該仕様書を特定できるよう記載することが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 予定
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月31日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果として、仕様書の特定を指定するべきとの指摘を受けたが、本委託については完了検査を行い、契約工期が完了しているため、指摘に基づく契約書等の変更はできない。 なお、令和3年4月以降に契約する委託については、監査結果に基づいて、委託に適用する共通仕様等がある場合は、仕様書を特定できるように、仕様書や特記を記載している。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	市街地整備課
153	2	1	1	92	角谷 元	
					佐藤 潤	
					■内線 □外線	2-4672

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第10 都市整備部 8 八草地区活断層調査委託
(4) 監査結果	報告書 173 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の再委託率は約49%であるほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月27日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきとの指摘を受けたが、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約書等の変更はしないことを決定した。 なお、今後は下記の契約課の方針に従い事務を行うものとし、主たる部分を指定する。 【契約課方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。ただし、周知には手引等の改正が必要なため、次のとおり進める。 令和4年3月 手引改正、「再委託（下請負）ガイドライン」制定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	街路課
154	2	1	2	62	倉口 敦	
					河野 智泰	
					■内線 □外線	2-5117

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部
	1 都市計画道路高橋細谷線 竜宮橋Ⅰ期線調査改築補強設計委託
(4) 監査結果	報告書 176 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性
	「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、地質調査という専門的な知識、経験、ノウハウを要する業務について、そのような専門性を外部業者に求めて、経済的、効率的に事業を実施するために委託発注する必要性を記載し、実質的に検討するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは適正な事務の執行に資するため、今後の委託業務においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」を踏まえ、実施していく。 なお、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行うことができない。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	街路課
155	2	1	2	63	倉口 敦	
					河野 智泰	
					■内線 □外線	2-5117

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部
	1 都市計画道路高橋細谷線 竜宮橋Ⅰ期線調査改築補強設計委託
(4) 監査結果	報告書 176 掲載
■ 意見	・入札参加資格について 案件発注決定書（当初）に「落札者の見積採用」との記載があることから、前回設計段階で見積書を提出させた業者が1者のみ入札して落札していると考えられる。設計段階で見積書を徴収する業者の選定過程の基準化や一般競争入札の参加資格との関係について整理が必要と考えられる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、見積業者の選定過程を基準化することは適正な事務の執行に資するため、令和3年8月25日付け「契約事務における参考見積りの徴取について（通知）」を踏まえ、実施していく。 なお、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行うことができない。 また、一般競争入札の参加資格については、契約課の方針に基づき、参考見積業者と一般競争入札参加資格との関係の整理は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	街路課
156	2	1	1	93	倉口 敦	
					河野 智泰	
					■内線 □外線	2-5117

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部
	1 都市計画道路高橋細谷線 竜宮橋Ⅰ期線調査改築補強設計委託
(4) 監査結果	報告書 176 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は多くはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性もある。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは適正な事務の執行に資するため、今後の委託業務においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」を踏まえ、実施していく。 なお、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行うことができない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	幹線道路推進課
157	2	1	2	64	小島 祐治	
					川戸 貞幸	
					■内線 □外線	2-5034

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 2 道路事業用地草刈委託
(4) 監査結果	報告書 177 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、経済的、効率的に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月31日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは適正な事務の執行に資するため、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引き」の改正について(通知)」を踏まえ、「執行の理由」として業務を行う理由と外部に委託する理由を記載することとする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針に基づき、令和3年4月2日に起案した道路事業用地草刈委託に係る案件発注決定書の「執行の理由」欄に以下のとおり記載した。 道路事業に必要となる用地の取得に伴い、取得済み用地の管理として草刈りを実施する必要があるため、草刈業務を専門業者に委託し、草刈事務を軽減するため		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	幹線道路推進課
158	2	1	2	65	小島 祐治	
					川戸 貞幸	
					■内線 □外線	2-5034

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 2 道路事業用地草刈委託
(4) 監査結果	報告書 177 掲載
■ 意見	・ 変更委託契約書の締結時期 令和元年10月24日付けで変更委託契約書が締結されている。しかしながら、委託期間の満了は、令和元年10月25日である。契約規則と要綱は、変更契約を締結すべき時期について遅滞なく（速やかに）締結するべきとしている以上、それに則った運用がなされるべきであるが、仮にその他業務委託変更事務取扱要領第6条に基づいて、工期又は契約期間の末までに変更契約を締結すれば足りる場合があることを認めるとしても、同条を緩やかに解釈することはできない。「精算行為により数量の変更を伴うもの」を緩やかに解釈すれば、契約金額の変更を伴う変更契約はすべて契約期間の末までに変更契約を行えばよいということになりかねないからである。「精算行為により数量の変更を伴うもの」という文言は、「精算行為により数量が変更するに過ぎないもの」等に変更するべきであるが、変更前であっても、「精算行為により数量の変更を伴うもの」の緩やかな解釈運用は、遅滞なく（速やかに）変更契約を締結するべきとする契約規則と要綱を完全に骨抜きにしかねないため、「精算行為により数量が変更するに過ぎないもの」等と厳格に解釈運用することが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了（措置区分 A）	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定（措置区分 B）	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定（措置区分 A・B・C）	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定（措置区分 D）	令和3年8月30日 課長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する		本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行うことができない。 なお、監査結果に基づき、遅滞なく変更契約を締結することは適正な事務に資するため、令和3年度以降の「その他業務委託」において契約内容の変更が生じたときは、「豊田市契約規則」及び「その他業務委託変更事務取扱要領」に基づき遅滞なく変更契約を締結する。	
■方針 （措置区分 A・B・C・D）			
□方針の検討状況 （措置区分 E）			
(3) 実施した措置の内容 （措置区分 A・B）			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	幹線道路推進課
159	2	1	2	66	小島 祐治	
					川戸 貞幸	
					■内線 □外線	2-5034

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 2 道路事業用地草刈委託
(4) 監査結果	報告書 179 掲載
■ 意見	・ 変更契約の理由 変更の理由は、「平成28年に国、地元と現地立ち会いをした結果、市で草刈りをする箇所を追加したため。」などとされているが、これでは「発注後に発生した外的条件によるもの」にそもそも該当しない。「地元調整等の処理」「円滑な事業実施上やむを得ず、かつ合理的」と判断した根拠も明らかでない。担当課の説明は、追加した箇所は平成28年に国、市、地元で協議し、市が草刈りをする箇所と決められていたところ、本委託の発注時には草刈りの必要がなかったため除外したが、その後に地元から申請があり、現場確認した結果、外的条件によりやむを得ないと判断して追加したという趣旨と推察される。そうであれば、第3条該当性について、誤解を招かない記載をするべきであった。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行うことができない。 なお、監査結果に基づき、変更の理由について誤解を招かないよう記載することは、適正な事務の執行に資するため、令和3年度以降に締結する「その他業務委託」の変更契約においては、変更の理由について十分検討し、誤解を招かないような記載内容とする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	幹線道路推進課
160	2	1	2	67	小島 祐治	
					川戸 貞幸	
					■内線 □外線	2-5034

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 2 道路事業用地草刈委託
(4) 監査結果	報告書 180 掲載
■ 意 見	・委託検査結果通知書について 委託完了検査調書及び委託検査結果通知書の検査項目には、成果品一式について仕様書のとおり履行確認したとして、検査結果は合格とされている。しかし、具体的には何に対して、いつどのように適切であることを確認したかは不明であった。検査項目及び内容の表現について今後書き方を改められたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行うことができない。 なお、監査結果に基づき、委託完了検査調書及び委託検査結果通知書の「検査項目（仕様書等）」欄及び「内容（履行確認・改善指示等）」欄に具体的に記載することは、適正な事務の執行に資するため、令和3年度以降の「その他業務委託」の検査においては、具体的に記載するよう改める。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	幹線道路推進課
161	2	1	1	94	小島 祐治	
					川戸 貞幸	
					■内線 □外線	2-5034

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 2 道路事業用地草刈委託
(4) 監査結果	報告書 180 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は僅かではあるが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性もある。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月31日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは適正な事務の執行に資するため、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引き」の改正について（通知）」を踏まえ、「主たる部分」を指定することとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年4月2日に起案した道路事業用地草刈委託に係る仕様書の第5条（業務内容）第1項に「主たる部分」として、「本業務の主たる業務内容は、植栽維持工及び除草工である。」と記載した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路維持課
162	2	1	2	68	松本 成喜	
					長嶋 紀之	
					■内線 □外線	2-5073

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 3 市道環状3号線ほか街路樹維持管理委託
(4) 監査結果	報告書 181 掲載
■ 意 見	・委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、外部業者の技術と経験に委ねて経済的、効率的に事業を実施するという委託発注する必要性を記載し、実質的に検討するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「街路樹維持管理委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」を踏まえ、実施していく。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月30日 課長決定	措置完了 令和4年 4月完了	
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		
	☐ E 検討中			
(2) 監査結果に対する		■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「街路樹維持管理委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」を踏まえ、実施していく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度以降の案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載している。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路維持課
					塚本 直樹	
					石掛 晴孝	
					■内線 □外線	2-5073
163	2	1	2	69		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 3 市道環状3号線ほか街路樹維持管理委託
(4) 監査結果	報告書 182 掲載
■ 意 見	・ 変更委託契約書の締結時期 令和2年3月20日の期間満了直前の3月10日に変更委託契約が締結され、契約金額が増大している。契約規則と要綱は、変更契約を締結すべき時期について遅滞なく（速やかに）締結するべきとしている以上、それに則った運用がなされるべきであるが、仮にその他業務委託変更事務取扱要領第6条に基づいて、工期又は契約期間の末までに変更契約を締結すれば足りる場合があることを認めるとしても、同条を緩やかに解釈することはできない。「精算行為により数量の変更を伴うもの」という文言は、「精算行為により数量が変更するに過ぎないもの」等に変更するべきであるが、変更前であっても、「精算行為により数量の変更を伴うもの」の緩やかな解釈運用は、遅滞なく（速やかに）変更契約を締結するべきとする契約規則と要綱を完全に骨抜きにしかねないため、「精算行為により数量が変更するに過ぎないもの」等と厳格に解釈運用することが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行うことができない。 なお、監査結果に基づき、遅滞なく変更契約を締結することは適正な事務に資するため、令和3年度以降の「その他業務委託」において契約内容の変更が生じたときは、「豊田市契約規則」及び「その他業務委託変更事務取扱要領」に基づき遅滞なく変更契約を締結する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路維持課
164	2	1	1	95	松本 成喜	
					長嶋 紀之	
					■内線 □外線	2-5073

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 3 市道環状3号線ほか街路樹維持管理委託
(4) 監査結果	報告書 182 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の再委託率は61%を超えているほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「街路樹維持管理委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」で徹底されたことを踏まえ実施していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月30日 課長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「街路樹維持管理委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」で徹底されたことを踏まえ実施していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度以降の街路樹維持管理委託仕様書に再委託してはならない「主たる部分」を明記している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路維持課
165	2	1	2	70	松本 成喜	
					長嶋 紀之	
					■内線 □外線	2-5073

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 4 市道原山線ほか街路樹維持管理委託
(4) 監査結果	報告書 184 掲載
■ 意 見	・委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、外部業者の技術と経験に委ねて経済的、効率的に事業を実施するという委託発注する必要性を記載し、実質的に検討するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「街路樹維持管理委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」を踏まえ、実施していく。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月30日 課長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「街路樹維持管理委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」を踏まえ、実施していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度以降の案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路維持課
					塚本 直樹	
					石掛 晴孝	
					■内線 □外線	2-5073
166	2	1	1	96		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 4 市道原山線ほか街路樹維持管理委託
(4) 監査結果	報告書 184 掲載
■ 指 摘	・委託業務下請負承認願添付書類提出時期 令和1年6月10日、委託業務下請負承認願が提出され、同日付承認された。同承認願に添付された同月6日付け作業員名簿記載の作業員1名について、交通誘導警備業務2級の合格証明書が添付されているが、その交付日は令和1年8月20日付であり、承認日に同合格証明書を添付することは不可能である。承認後に提出されたものと考えられるが、承認にあたっては必要書類の提出を受けて判断すべきである。書類の提出時期は、市がどのような資料に基づいて判断を下したかを検討するための重要な判断材料になる。書類授受の経緯について誤解を与えないよう、明確に記録化する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月1日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、下請負の承認の可否の判断に当たって必要書類の提出を受けることは、適正な事務の執行に資するため、今後の委託業務において下請負承認願が提出された際には必要書類が整っていることの確認を徹底して行い、承認の可否を判断することとする。 また、書類授受の経緯について誤解を与えないよう、必要に応じて記録化することとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和3年度の市道原山線ほか街路樹維持管理委託において下請承認願が提出された際に、承認の可否の判断に必要な書類である資格の合格証明書の有無について確認した。 また、発注者と受注者が、書類の提出時に日付について整合がとれていることを確認するとともに、その後、複数の職員で受領した書類とその日付けについて確認をした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路維持課
167	2	1	1	97	松本 成喜	
					長嶋 紀之	
					■内線 □外線	2-5073

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 4 市道原山線ほか街路樹維持管理委託
(4) 監査結果	報告書 184 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は僅かではあるが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性もある。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月30日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「街路樹維持管理委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」で徹底されたことを踏まえ実施していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月30日 課長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「街路樹維持管理委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」で徹底されたことを踏まえ実施していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度以降の街路樹維持管理委託仕様書に再委託してはならない「主たる部分」を明記している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路維持課
168	2	1	1	98	松本 成喜	
					長嶋 紀之	
					■内線 □外線	2-5073

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 5 道路路面維持業務委託
(4) 監査結果	報告書 185 掲載
■ 指 摘	・委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、経済的、効率的に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、検討するべきである。特に、本委託は契約の目的が明記されていないことも相まって、執行の理由に記載されている清掃作業を外部に委託する必要性が明確にならないため、あえて指摘として記載する。直営ではなく、外部委託の方が経済性、効率性に優れていることを意識的に記載するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「道路路面維持業務委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」を踏まえ、実施していく。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月30日 課長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「道路路面維持業務委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」を踏まえ、実施していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度以降の案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路維持課
					松本 成喜	
					長嶋 紀之	
					■内線 □外線	2-5073
169	2	1	1	99		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 5 道路路面維持業務委託
(4) 監査結果	報告書 185 掲載
■ 指 摘	・ 契約目的を明記すべき 委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約書又は仕様書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の道路路面維持業務委託に係る契約については、契約の目的を明記していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月30日 課長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約書又は仕様書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の道路路面維持業務委託に係る契約については、契約の目的を明記していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度以降の道路路面維持業務委託仕様書に契約の目的を明記している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路維持課
170	2	1	1	100	松本 成喜	
					長嶋 紀之	
					■内線 □外線	2-5073

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 5 道路路面維持業務委託
(4) 監査結果	報告書 186 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 本委託の再委託率は33%を超えているほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「道路路面維持業務委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」で徹底されたことを踏まえ実施していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月30日 課長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「道路路面維持業務委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」で徹底されたことを踏まえ実施していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度以降の道路路面維持業務委託仕様書に以下の内容を記載し、再委託できる範囲を明確にしている。 （再委託の禁止） 第5条 乙は、契約した業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。ただし、産業廃棄物の収集・運搬業務については、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路維持課
171	2	1	1	101	松本 成喜	
					長嶋 紀之	
					■内線 □外線	2-5073

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 6 道路維持業務委託
(4) 監査結果	報告書 187 掲載
■ 指 摘	・ 委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、経済的、効率的に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、検討するべきである。特に、本委託は契約の目的が明記されていないことも相まって、道路維持業務を外部に委託する必要性が明確にならないため、あえて指摘として記載する。直営ではなく、外部委託の方が経済性、効率性に優れていることを意識的に記載するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「道路維持業務委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」を踏まえ、実施していく。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月30日 課長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「道路維持業務委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」を踏まえ、実施していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度以降の案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						建設部	道路維持課
						松本 成喜	
						長嶋 紀之	
						■内線 □外線	2－5073
172	2	1	1	102			

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 6 道路維持業務委託
(4) 監査結果	報告書 187 掲載
■ 指 摘	・ 契約目的を明記すべき 委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約書又は仕様書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の道路維持業務委託に係る契約については、契約の目的を明記していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月30日 課長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約書又は仕様書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の道路維持業務委託に係る契約については、契約の目的を明記していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度以降の道路維持業務委託仕様書に契約の目的を明記している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路維持課
173	2	1	1	103	松本 成喜	
					長嶋 紀之	
					■内線 □外線	2-5073

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 6 道路維持業務委託
(4) 監査結果	報告書 187 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は大きくはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「道路維持業務委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」で徹底されたことを踏まえ実施していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月30日 課長決定	措 置 完 了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「道路維持業務委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」で徹底されたことを踏まえ実施していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度以降の道路維持業務委託仕様書に再委託してはならない「主たる部分」を明記している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路維持課
174	2	1	2	71	松本 成喜	
					長嶋 紀之	
					■内線 □外線	2-5073

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 7 市道樺通り線ほか街路樹維持管理委託
(4) 監査結果	報告書 188 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、外部業者の技術と経験に委ねて経済的、効率的に事業を実施するという委託発注する必要性を記載し、実質的に検討するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「街路樹維持管理委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」を踏まえ、実施していく。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月30日 課長決定	措置完了 令和4年 4月完了	
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		
	☐ E 検討中			
(2) 監査結果に対する		■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「街路樹維持管理委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」を踏まえ、実施していく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度以降の案件発注決定書の「執行の理由」欄に委託発注の必要性を記載した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路維持課
175	2	1	2	72	塚本 直樹	
					石掛 晴孝	
					■内線 □外線	2-5073

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 7 市道樺通り線ほか街路樹維持管理委託
(4) 監査結果	報告書 189 掲載
■ 意見	・ 変更委託契約書の締結時期 原契約期間令和2年3月20日の期間満了直前の3月10日に変更委託契約が締結され、契約金額が増大している。契約規則と要綱は、変更契約を締結すべき時期について遅滞なく（速やかに）締結するべきとしている以上、それに則った運用がなされるべきであるが、仮にその他業務委託変更事務取扱要領第6条に基づいて、工期又は契約期間の末までに変更契約を締結すれば足りる場合があることを認めるとしても、同条を緩やかに解釈することはできない。「精算行為により数量の変更を伴うもの」という文言は、「精算行為により数量が変更するに過ぎないもの」等に変更するべきであるが、変更前であっても、「精算行為により数量の変更を伴うもの」の緩やかな解釈運用は、遅滞なく（速やかに）変更契約を締結するべきとする契約規則と要綱を完全に骨抜きにしかねないため、「精算行為により数量が変更するに過ぎないもの」等と厳格に解釈運用することが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月30日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行うことができない。 なお、監査結果に基づき、遅滞なく変更契約を締結することは適正な事務に資するため、令和3年度以降の「その他業務委託」において契約内容の変更が生じたときは、「豊田市契約規則」及び「その他業務委託変更事務取扱要領」に基づき遅滞なく変更契約を締結する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路維持課
176	2	1	1	104	松本 成喜	
					長嶋 紀之	
					■内線 □外線	2-5073

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 7 市道柵通り線ほか街路樹維持管理委託
(4) 監査結果	報告書 189 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は24%近いほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月30日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「街路樹維持管理委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」で徹底されたことを踏まえ実施していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月30日 課長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、再委託してはならない「主たる部分」を指定することは適正な事務の執行に資するため、令和4年度以降の「街路樹維持管理委託」においては、令和3年3月31日付け豊契発第1758号「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」で徹底されたことを踏まえ実施していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度以降の街路樹維持管理委託仕様書に再委託してはならない「主たる部分」を明記している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部		道路予防保全課
177	2	1	1	105	杉山 勝浩		
					星川 雅貴		
					■内線 □外線	2-5212	

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 8 道路橋定期点検支援業務協定（愛知県都市整備協会）
(4) 監査結果	報告書 192 掲載 ・市の規範の履践
■ 指 摘	本協定は、受託者が定める道路橋定期点検支援業務実施要領に基づいて締結されている。同要領第1条によると、市が定期点検の実施に当たり人員的、技術的な支援を受託者に対して希望を申し入れ、受託者がこれに応じて本協定を締結するものであるから、委託契約である。市は、契約規則をはじめとする規範に従い、契約事務を行うべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月1日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、本委託については、豊田市契約規則を始めとした規範に従い、契約事務を執行することとする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年度については、愛知県都市整備協会への業務委託要請に関する決定書に基づき契約事務を進め、道路橋定期点検支援業務に係る委託契約を締結した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路予防保全課
					杉山 勝浩	
					星川 雅貴	
					■内線 □外線	2-5212
178	2	1	1	106		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 8 道路橋定期点検支援業務協定（愛知県都市整備協会）
(4) 監査結果	報告書 192 掲載
■ 指 摘	・委託発注の必要性 道路橋定期点検の実施については、「道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有しているため」との理由で、受託者が第三者に再委託していることから、受託者が専門性を持つというよりは、再委託先が専門性を持っていると認められる。技術支援業務と道路橋点検業務のうち、後者についてはいわば丸投げの状態だからである。これら二つの業務を切り分けて委託発注する判断もあり得るわけではない。そこで、案件発注決定書の執行の理由には、定期点検の専門性、点検にあたっての鉄道会社との協議調整の効率性、他の市町村と同調することの有効性、全体としての経済性に配慮し、委託発注の必要性について意識的、自覚的に記載すべきである。そして、市としてのノウハウの蓄積の状況や鉄道会社との協議調整にかかる労力の変化などによって、現在のあり方がかえって経済性、効率性、有効性に反することがないかについて、委託契約を締結するにあたり毎年判断する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月1日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、委託発注を行うに当たっては、案件発注決定書に委託の必要性を明記する。なお、委託の必要性については、年度ごとに判断していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和3年度は、愛知県都市整備協会へ業務委託を要請するための案件発注決定書に、次のとおり委託の必要性を明記した。なお、令和3年度における必要性については、令和2年度に実施した鉄道会社との事前協議の結果を踏まえ判断した。	

【委託の必要性】

令和３年度の跨線橋定期点検においては、鉄道事業者から県内で行う点検業務の協議・調整窓口を一本化するように求められている。従って跨線橋定期点検は、県内唯一の公共工事発注者支援機関である愛知県都市整備協会へ委託する。なお、委託の効果としては、法定点検の確実な履行とともに、関連事業者との協議・調整など事務の効率化が図られる。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					建設部	道路予防保全課
					杉山 勝浩	
					星川 雅貴	
					■内線 □外線	2-5212
179	2	1	2	73		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第11 建設部 8 道路橋定期点検支援業務協定（愛知県都市整備協会）
(4) 監査結果	報告書 193 掲載
■ 意見	・再委託の承認について 本委託の再委託については、業務再委託届出書があるのみで、承認願の徴収と承認がなされていない。本協定書第2条第5及び6項の規定により、事前の包括的な委託業務下請負承認願の提出と包括的な承認手続を履践したとの運用がなされているとも考えられるが、契約規則以下の諸規程は、再委託先が具体的に定まった後の承認願と承認を規定するのみである。このままでは、市の契約事務手続に違反しているといわざるを得ない。委託契約について委託業務下請負承認願の提出を省略する場合は、少なくとも要綱の根拠が必要である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月1日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、本委託については、豊田市契約規則を始めとした規範に従い、事務要領を定める。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		本委託における再委託については、豊田市工事関係委託事務要綱（第27条）の規定に基づき、「下請負承認願」の提出を省略し、「業務再委託届出書」による届出を行ってもらうこととする事務要領を定めた。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	(上下水) 企画課
					岡田 政彦	
					下村 義人	
					■内線 □外線	2-6524
180	2	1	1	107		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 1 豊田市下水道事業設備台帳システム構築業務委託
(4) 監査結果	報告書 195 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである 契約書添付の豊田市業務委託契約約款第6条には、「乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とされている。しかし、主たる部分を指定しなければ、全部一括の再委託を除けば再委託に制限はないということになりかねない。本委託の再委託は、再委託率は大きくないが、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和4年3月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月25日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		次の上下水道局総務課の対応方針を踏まえ、令和4年度発注案件から主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。 なお、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	上水運用センター
181	2	1	2	74	岩田 裕二	
					安藤 公織郎	
					□内線 ■外線	31-2022

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 2 怒田沢浄水場ほか計装機器保守点検業務委託
(4) 監査結果	報告書 197 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月5日 所長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果のとおり、執行の理由については、委託発注する必要性についての記載が必要である。 令和3年度当初発注業務から、必要性について検討した上で、委託発注の必要性を明記することを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和3年度当初発注業務において、「執行の理由」欄に以下のとおり記載した。 【執行の理由】 本業務は、計装機器の保守点検を行うものであり、業務遂行には水道施設、電気及び機械の専門的な技術、知識、経験及びノウハウを必要とするため、経済的、効率的、有効に実施するためには外部業者に委託発注する必要がある。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	上水運用センター
182	2	1	1	108	岩田 裕二	
					安藤 公織郎	
					□内線 ■外線	31-2022

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 2 怒田沢浄水場ほか計装機器保守点検業務委託
(4) 監査結果	報告書 197 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 契約書添付の豊田市業務委託契約約款第6条には、「乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とされている。しかし、主たる部分を指定しなければ、全部一括の再委託を除けば再委託に制限はないということになりかねない。本委託の再委託は、再委託率は1.98%と僅かであるが、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 局長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 8月31日 局長決定	措置完了 令和4年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年11月に契約課による「主たる部分」を含めた再委託を認める場合の仕様書への記載例が、全庁に向けて周知された。これに従い、令和4年1月までに本委託の仕様書内で「主たる部分」を指定し、令和4年4月に当該契約が締結された。令和5年度も同様に仕様書内で「主たる部分」を指定し、契約が締結された。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	上水運用センター
183	2	1	2	75	岩田 裕二	
					安藤 公織郎	
					□内線 ■外線	31-2022

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 3 万町浄水場ほか計装機器保守点検業務委託
(4) 監査結果	報告書 199 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月5日 所長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果のとおり、執行の理由については、委託発注する必要性についての記載が必要である。 令和3年度当初発注業務から、必要性について検討した上で、委託発注の必要性を明記することを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和3年度当初発注業務において、「執行の理由」欄に以下のとおり記載した。 【執行の理由】 本業務は、計装機器の保守点検を行うものであり、業務遂行には水道施設、電気及び機械の専門的な技術、知識、経験及びノウハウを必要とするため、経済的、効率的、有効に実施するためには外部業者に委託発注する必要がある。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	上水運用センター
184	2	1	1	109	岩田 裕二	
					安藤 公織郎	
					□内線 ■外線	31-2022

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 3 万町浄水場ほか計装機器保守点検業務委託
(4) 監査結果	報告書 199 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は大きくはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 局長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 8月31日 局長決定	措置完了 令和4年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年11月に契約課による「主たる部分」を含めた再委託を認める場合の仕様書への記載例が、全庁に向けて周知された。これに従い、令和4年1月までに本委託の仕様書内で「主たる部分」を指定し、令和4年4月に当該契約が締結された。令和5年度も同様に仕様書内で「主たる部分」を指定し、契約が締結された。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	上水運用センター
185	2	1	2	76	岩田 裕二	
					浅水 和人	
					□内線 ■外線	31-2022

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 4 石畳配水場ほか工業計器等点検業務委託
(4) 監査結果	報告書 200 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月5日 所長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果のとおり、執行の理由については、委託発注する必要性についての記載が必要である。 令和3年度当初発注業務から、必要性について検討した上で、委託発注の必要性を明記することを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和3年度当初発注業務において、「執行の理由」欄に以下のとおり記載した。 【執行の理由】 本業務は工業計器を常に万全の状態に保ち、正確な施設情報を把握するための保守点検業務であり、業務遂行には高度な専門的技術が必要なことから経済的、効率的に有効実施が可能な業者に委託発注する。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	上水運用センター
186	2	1	1	110	岩田 裕二	
					安藤 公織郎	
					□内線 ■外線	31-2022

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 4 石畳配水場ほか工業計器等点検業務委託
(4) 監査結果	報告書 201 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は大きくはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 局長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 8月31日 局長決定	措置完了 令和4年 9月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年11月に契約課による「主たる部分」を含めた再委託を認める場合の仕様書への記載例が、全庁に向けて周知された。これに従い、令和4年7月までに本委託の仕様書内で「主たる部分」を指定し、令和4年9月に当該契約が締結された。令和5年度も同様に仕様書内で「主たる部分」を指定し、契約が締結された。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	上水運用センター
187	2	1	2	77	岩田 裕二	
					浅水 和人	
					□内線 ■外線	31-2022

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 5 豊田・岡崎地区研究開発施設第1中継ポンプ場実施設計業務委託
(4) 監査結果	報告書 204 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 所長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果のとおり、執行の理由については、委託発注する必要性についての記載が必要である。 今後、業務を委託発注する場合は、必要性について検討した上で、委託発注の必要性を明記することを決定した。 なお、令和3年度当初発注に係る実施設計業務委託から、執行の理由については、次のとおり明記することとする（令和3年4月において対応済み。）。 【執行の理由】 本設計業務の実施において、上水道事業に関する専門知識を備えた有資格者の技術力が必要となり、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、設計業務を委託する。 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	上水運用センター
188	2	1	1	111	岩田 裕二	
					浅水 和人	
					□内線 ■外線	31-2022

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 5 豊田・岡崎地区研究開発施設第1中継ポンプ場実施設計業務委託
(4) 監査結果	報告書 204 掲載
■ 指 摘	・ 契約目的を明記すべき 委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 所長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約の目的を契約書又は仕様書に明記することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、契約の目的を明記する。 なお、令和5年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、契約の目的を契約書に記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づき、契約書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、契約の目的を契約書に記載するよう様式の見直しを令和5年4月までに実施 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	上水運用センター
					岩田 裕二	
					浅水 和人	
					☐ 内線 ☒ 外線	31-2022

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 5 豊田・岡崎地区研究開発施設第1中継ポンプ場実施設計業務委託
(4) 監査結果	報告書 204 掲載
■ 意見	・ 変更委託契約書の締結時期 本件委託契約においては、令和元年7月18日付け設計変更協議書（1回）により、業務内容が変更されて地質調査資機材運搬用仮設モノレールが追加されており、それに伴う設計金額の変更が行われた。現行の設計変更事務取扱要領に照らせば、当該変更は、例外的な取扱いが許容される変更該当することから、遅滞なく契約変更の手続を行わないことも許容される。しかしながら、遅滞ない変更契約又は請書の作成は、契約規則及び工事関係委託要綱の要請である。当該変更に関する契約変更の手続は、契約期間の変更に伴う令和2年2月20日付け変更委託契約書が取り交わされるまで行われておらず、約7か月間、契約変更の合意を証する書面が作成されないままとなっていたこととなる。事務負担等の観点から、軽微な変更について、逐一変更委託契約書を作成することまでは要しないとしても、変更請書など受託者から承諾の意思が確認できる書面を取得することが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 所長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		設計変更事務取扱要領に基づいて、適正に設計変更事務を執行していることから、変更請書など受託者から承諾の意思が確認できる書面の取得は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	上水運用センター
190	2	1	1	112	岩田 裕二	
					浅水 和人	
					□内線 ■外線	31-2022

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 5 豊田・岡崎地区研究開発施設第1中継ポンプ場実施設計業務委託
(4) 監査結果	報告書 205 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は大きくないが、本委託はポンプ場の実施設計を委託するものであるところこれを履行する能力がある前提で入札に参加し落札したにも関わらず、建築設計を再委託している。また、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 所長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、主たる部分を指定する。 なお、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	上水運用センター
191	2	1	2	79	岩田 裕二	
					安藤 公織郎	
					□内線 ■外線	31-2022

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 6 大沼梶浄水場ほか膜処理施設維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 206 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年4月5日 所長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果のとおり、執行の理由については、委託発注する必要性についての記載が必要である。 令和3年度当初発注業務から、必要性について検討した上で、委託発注の必要性を明記することを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和3年度当初発注業務において、「執行の理由」欄に以下のとおり記載した。 【執行の理由】 本業務は、膜処理施設の維持管理を行うものであり、業務遂行には膜処理施設、膜モジュール洗浄の専門的な技術、知識、経験及びノウハウを必要とするため、経済的、効率的、有効に実施するためには外部業者に委託発注する必要がある。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	上水運用センター
192	2	1	1	113	岩田 裕二	
					安藤 公織郎	
					□内線 ■外線	31-2022

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 6 大沼梶浄水場ほか膜処理施設維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 206 掲載
■ 指 摘	・ 契約目的を明記すべき 委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 局長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約の目的を契約書又は仕様書に明記することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、契約の目的を明記する。 なお、令和5年度発注案件からは、下記の下水道局総務課の対応方針に従い、契約の目的を契約書に記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づき、契約書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、契約の目的を契約書に記載するよう様式の見直しを令和5年4月までに実施	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 8月31日 局長決定	措置完了 令和5年8月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約の目的を契約書又は仕様書に明記することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、契約の目的を明記する。 なお、令和5年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、契約の目的を契約書に記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づき、契約書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、契約の目的を契約書に記載するよう様式の見直しを令和5年4月までに実施	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和5年4月から締結する委託契約書及び労働者派遣契約書の後文に「契約の目的」が追加された。 今回改正された契約書で令和5年8月に当該契約が締結された。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	上水運用センター
193	2	1	1	114	岩田 裕二	
					安藤 公織郎	
					□内線 ■外線	31-2022

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 6 大沼梶浄水場ほか膜処理施設維持管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 207 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は30%近いほか、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年8月31日 局長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年8月31日 局長決定	措置完了 令和4年6月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年11月に契約課による「主たる部分」を含めた再委託を認める場合の仕様書への記載例が、全庁に向けて周知された。これに従い、令和4年4月までに本委託の仕様書内で「主たる部分」を指定し、令和4年6月に当該契約が締結された。令和5年度も同様に仕様書内で「主たる部分」を指定し、契約が締結された。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	上水運用センター
194	2	1	2	80	岩田 裕二	
					石田 郷史	
					□内線 ■外線	31-2022

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 7 東山配水場配水池更新詳細設計業務委託
(4) 監査結果	報告書 210 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 所長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果のとおり、執行の理由については、委託発注する必要性についての記載が必要である。 今後、業務を委託発注する場合は、必要性について検討した上で、委託発注の必要性を明記することを決定した。 なお、令和3年度当初発注に係る更新詳細設計業務委託から、執行の理由については、次のとおり明記することとする（令和3年4月において対応済み。）。 【執行の理由】 本設計業務の実施において、上水道事業に関する専門知識を備えた有資格者の技術力が必要となり、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、設計業務を委託する。 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	上水運用センター
195	2	1	1	115	岩田 裕二	
					石田 郷史	
					□内線 ■外線	31-2022

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 7 東山配水場配水池更新詳細設計業務委託
(4) 監査結果	報告書 210 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は大きくないが、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 所長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、主たる部分を指定する。 なお、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道施設課
					堀江 莊平	
					安藤 輝美	
					■内線 □外線	2-6717
196	2	1	2	81		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 8 (都) 高橋細谷線及び(準)長田川拡幅事業関連污水管路移設設計委託
(4) 監査結果	報告書 211 掲載
■ 意見	・委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 日 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果のとおり、執行の理由については、委託発注する必要性についての記載が必要である。 今後、業務を委託発注する場合は、必要性について検討した上で、委託発注の必要性を明記することを決定した。 なお、今後、発注する污水管路移設設計委託に係る執行の理由については、次のとおり明記することとする。 【執行の理由】 実施にあたっては、公共下水道事業に関する専門知識を備えた有資格者の技術力が必要となり、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、設計業務を委託する。 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道施設課
197	2	1	1	116	堀江 荘平	
					安藤 輝美	
					■内線 □外線	2-6717

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 8 (都) 高橋細谷線及び(準)長田川拡幅事業関連污水管路移設設計委託
(4) 監査結果	報告書 211 掲載
■ 指 摘	・ 契約目的を明記すべき 委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約の目的を契約書又は仕様書に明記することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、契約の目的を明記する。 なお、令和5年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、契約の目的を契約書に記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づき、契約書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、契約の目的を契約書に記載するよう様式の見直しを令和5年4月までに実施 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道施設課
					堀江 荘平	
					安藤 輝美	
					■内線 □外線	2-6717
198	2	1	1	117		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 8 (都) 高橋細谷線及び(準)長田川拡幅事業関連污水管路移設設計委託
(4) 監査結果	報告書 211 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は大きくないが、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、主たる部分を指定する。 なお、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道施設課
199	2	1	2	82	堀江 荘平	
					安藤 輝美	
					■内線 □外線	2-6717

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 8 (都) 高橋細谷線及び(準)長田川拡幅事業関連污水管路移設設計委託
(4) 監査結果	報告書 212 掲載
■ 意見	・偽装請負の疑いのある委託業務下請負承認願の取扱い 交通誘導員を1人1日のみ委託する内容であるが、再委託先である交通誘導員に対して現場で指揮命令する者は、受託者以外に考えられない状況になりかねない。委託業務下請負承認願が提出され、承認の判断をするにあたっては、形式的に承認するのではなく、ヒアリングなどによって偽装請負ではないことを確認し、記録に残すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年8月31日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、再委託先の承認の可否の判断に当たって、ヒアリングなどによって偽装請負ではないことを確認し、記録に残すことは、適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件において偽装請負が疑われるものについては、受託者等に対しヒアリングなどによって偽装請負ではないことを確認し、記録に残すこととする。 なお、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく対応は行わない。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道建設課
					竹村 浩一	
					高橋 啓太	
					■内線 □外線	2-6732
200	2	1	2	83		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 9 (公共)管路実施設計業務委託(境川処理区その1)
(4) 監査結果	報告書 214 掲載
■意見	・委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果のとおり、執行の理由については、委託発注する必要性についての記載が必要である。 今後、業務を委託発注する場合は、必要性について検討した上で、委託発注の必要性を明記することを決定した。 なお、令和3年度当初発注に係る管路実施設計業務委託から、執行の理由については、次のとおり明記することとする(令和3年5月において対応済み。) 【執行の理由】 本設計業務の実施において、公共下水道事業に関する専門知識を備えた有資格者の技術力が必要となり、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、設計業務を委託する。 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道建設課
					竹村 浩一	
					高橋 啓太	
					■内線 □外線	2-6732
201	2	1	1	118		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 9 (公共) 管路実施設計業務委託 (境川処理区その1)
(4) 監査結果	報告書 214 掲載
■ 指 摘	・ 契約目的を明記すべき 委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約の目的を契約書又は仕様書に明記することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、契約の目的を明記する。 なお、令和5年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、契約の目的を契約書に記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づき、契約書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、契約の目的を契約書に記載するよう様式の見直しを令和5年4月までに実施 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道建設課
202	2	1	2	84	竹村 浩一	
					高橋 啓太	
					■内線 □外線	2-6732

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 9 (公共) 管路実施設計業務委託 (境川処理区その1)
(4) 監査結果	報告書 214 掲載
■ 意見	・有効期限の確認 令和元年9月5日付け委託業務下請負承認願に記載された受託者の登録番号の有効期限は令和元年9月2日と記載されている。有効期限を確認のうえ、受け付ける必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		既に受理した文書の訂正や差替えは不可であるため、措置しない。今後の事務において、提出書類の有効期限について確認を徹底することとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道建設課
203	2	1	1	119	竹村 浩一	
					高橋 啓太	
					■内線 □外線	2-6732

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 9 (公共)管路実施設計業務委託(境川処理区その1)
(4) 監査結果	報告書 214 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託率は20%を超えるほか、多岐にわたる。契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定(措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月1日 課長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、主たる部分を指定する。 なお、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道建設課
204	2	1	2	85	竹村 浩一	
					高橋 啓太	
					■内線 □外線	2-6732

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 10 (公共) 管路実施設計業務委託(境川処理区その2)
(4) 監査結果	報告書 217 掲載
■意見	・委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果のとおり、執行の理由については、委託発注する必要性についての記載が必要である。 今後、業務を委託発注する場合は、必要性について検討した上で、委託発注の必要性を明記することを決定した。 なお、令和3年度当初発注に係る管路実施設計業務委託から、執行の理由については、次のとおり明記することとする(令和3年5月において対応済み。) 【執行の理由】 本設計業務の実施において、公共下水道事業に関する専門知識を備えた有資格者の技術力が必要となり、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、設計業務を委託する。 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道建設課
					竹村 浩一	
					高橋 啓太	
					■内線 □外線	2-6732
205	2	1	1	120		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 10 (公共) 管路実施設計業務委託(境川処理区その2)
(4) 監査結果	報告書 217 掲載
■ 指 摘	・ 契約目的を明記すべき 委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定(措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約の目的を契約書又は仕様書に明記することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、契約の目的を明記する。 なお、令和5年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、契約の目的を契約書に記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づき、契約書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、契約の目的を契約書に記載するよう様式の見直しを令和5年4月までに実施 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道建設課
206	2	1	1	121	竹村 浩一	
					高橋 啓太	
					■内線 □外線	2-6732

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 10 (公共) 管路実施設計業務委託(境川処理区その2)
(4) 監査結果	報告書 217 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 契約書添付の豊田市工事関係委託契約約款第7条には、「乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とされている。本委託の再委託率は大きくないが、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定(措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、主たる部分を指定する。 なお、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道建設課
					竹村 浩一	
					高橋 啓太	
					■内線 □外線	2-6732
207	2	1	2	86		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 11 (公共) 管路実施設計業務委託(矢作川処理区その1)
(4) 監査結果	報告書 220 掲載 ・委託発注の必要性
■意見	「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果のとおり、執行の理由については、委託発注する必要性についての記載が必要である。 今後、業務を委託発注する場合は、必要性について検討した上で、委託発注の必要性を明記することを決定した。 なお、令和3年度当初発注に係る管路実施設計業務委託から、執行の理由については、次のとおり明記することとする(令和3年5月において対応済み。) 【執行の理由】 本設計業務の実施において、公共下水道事業に関する専門知識を備えた有資格者の技術力が必要となり、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、設計業務を委託する。 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道建設課
					竹村 浩一	
					高橋 啓太	
					■内線 □外線	2-6732
208	2	1	1	122		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 11 (公共) 管路実施設計業務委託(矢作川処理区その1)
(4) 監査結果	報告書 220 掲載
■ 指 摘	・ 契約目的を明記すべき 委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定(措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約の目的を契約書又は仕様書に明記することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、契約の目的を明記する。 なお、令和5年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、契約の目的を契約書に記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づき、契約書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、契約の目的を契約書に記載するよう様式の見直しを令和5年4月までに実施 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道建設課
209	2	1	2	87	竹村 浩一	
					高橋 啓太	
					■内線 □外線	2-6732

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 11 (公共) 管路実施設計業務委託 (矢作川処理区その1)
(4) 監査結果	報告書 220 掲載
■ 意見	・有効期限の確認 令和元年9月5日付け委託業務下請負承認願に記載された受託者の登録番号の有効期限は令和元年9月2日と記載されている。有効期限を確認のうえ、受け付ける必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		既に受理した文書の訂正や差替えは不可であるため、措置しない。今後の事務において、提出書類の有効期限について確認を徹底することとする。なお、期限が有効な登録番号については確認済である。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道建設課
210	2	1	1	123	竹村 浩一	
					高橋 啓太	
					■内線 □外線	2-6732

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 11 (公共) 管路実施設計業務委託(矢作川処理区その1)
(4) 監査結果	報告書 220 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託は、再委託率は大きくないが、多岐にわたる。契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定(措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月1日 課長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、主たる部分を指定する。 なお、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道建設課
					竹村 浩一	
					高橋 啓太	
					■内線 □外線	2-6732
211	2	1	2	88		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 12 (公共) 管路実施設計業務委託(矢作川処理区その2)
(4) 監査結果	報告書 222 掲載
■意見	・委託発注の必要性 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果のとおり、執行の理由については、委託発注する必要性についての記載が必要である。 今後、業務を委託発注する場合は、必要性について検討した上で、委託発注の必要性を明記することを決定した。 なお、令和3年度当初発注に係る管路実施設計業務委託から、執行の理由については、次のとおり明記することとする(令和3年5月において対応済み。) 【執行の理由】 本設計業務の実施において、公共下水道事業に関する専門知識を備えた有資格者の技術力が必要となり、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、設計業務を委託する。 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、意見に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道建設課
					竹村 浩一	
					高橋 啓太	
					■内線 □外線	2-6732
212	2	1	1	124		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 12 (公共) 管路実施設計業務委託(矢作川処理区その2)
(4) 監査結果	報告書 223 掲載
■ 指 摘	・ 契約目的を明記すべき 委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定(措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、契約の目的を契約書又は仕様書に明記することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、契約の目的を明記する。 なお、令和5年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、契約の目的を契約書に記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づき、契約書に契約の目的を記載することは、適正な事務の執行に資するため、契約の目的を契約書に記載するよう様式の見直しを令和5年4月までに実施 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道建設課
213	2	1	1	125	竹村 浩一	
					高橋 啓太	
					■内線 □外線	2-6732

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 12 (公共) 管路実施設計業務委託 (矢作川処理区その2)
(4) 監査結果	報告書 223 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託の再委託は、取付管設置位置確認書集配業務について426万8000円(6.24%)ほか1件であり、再委託率は大きくないが、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、主たる部分を指定する。 なお、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					上下水道局	下水道建設課
214	2	1	1	126	竹村 浩一	
					高橋 啓太	
					■内線 □外線	2-6732

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第12 上下水道局 13 中部1号雨水幹線ほか耐震補強詳細計業務委託
(4) 監査結果	報告書 225 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 契約書添付の豊田市工事関係委託契約約款第7条には、「乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とされている。しかし、主たる部分を指定しなければ、全部一括の再委託を除けば再委託に制限はないということになりかねない。本委託の再委託率は25%未満ではあるものの、下請負の概要である既存施設強度調査は、委託内容の二本ある柱のうちの一本である。そうであれば、本委託の「主たる部分」と再委託の関係を厳密に検討したうえで、下請承認するかどうかの判断を下さなければならないが、契約締結にあたり「主たる部分」を指定していないため、再委託可能な範囲については制限がないも同然である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和3年3月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、主たる部分を指定することは適正な事務の遂行に資するものであるため、今後委託発注する案件については、主たる部分を指定する。 なお、令和4年度発注案件からは、下記の上下水道局総務課の対応方針に従い、主たる部分を契約書又はその添付資料の記載欄へ記載する。 【上下水道局総務課の対応方針】 監査結果に基づいて、主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けることは、適正な事務に資するため、設計図書への記載の周知を令和4年3月までに行う。 また、本委託については完了検査を行い、契約が完了しているため、指摘に基づく契約関係書類の修正は行わない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	学校教育課
215	2	1	1	127	小山 幾子	
					下川 良佳	
					■内線 □外線	2-7512

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第13 教育部 1 豊田市中学生海外派遣事業委託（イギリス団）
(4) 監査結果	報告書 227 掲載
■ 指 摘	・委託発注の必要性が認められない 本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。委託発注する必要性を記載及び検討した上で発注する必要がある。本委託に関していえば、当該海外派遣事業を行う必要性は明白であるが、当該委託発注が必要な理由がどこにあるかという問題である。本委託については、委託発注しなければならない必要性が認められない。教育や事前研修の専門性は、受託者団体が有するというよりは、県市の個々の職員がこれを有している。海外旅行の専門性は、受託者団体ではなく、再委託先が有している。そうであれば、「執行の理由」には、本事業が必要としている専門性について自覚的に記載し、その専門性を有する者が誰なのか、実質的に検討しなければならない。そのうえで、本委託の外部発注は必要ないとの判断を下さなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日副部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、本委託の執行の理由を明確にすることは、適正な事務の執行に資するため、次回から委託の内容を研修と海外旅行に分け、執行の理由も明確に記載することを決定した。 なお、研修は委託せず直営とし、海外旅行を委託する理由としては、「中学生海外派遣を実施するに当たり、事務の軽減及び安全・安心な旅行を実現するには、旅行行程や宿泊先等旅行全般について専門的な知識及び経験を有する業者への委託が必要なため」である。 令和3年10月 着手 令和3年12月 令和4年度契約発注時までに措置完了予定 (新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となり、発注しない可能性がある。)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年9月1日副部長決定	措置完了 令和5年8月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、本委託の執行の理由を明確にすることは、適正な事務の執行に資するため、次回から委託の内容を研修と海外旅行に分け、執行の理由も明確に記載することを決定した。 なお、研修は委託せず直営とし、海外旅行を委託する理由としては、「中学生海外派遣を実施するに当たり、事務の軽減及び安全・安心な旅行を実現するには、旅行行程や宿泊先等旅行全般について専門的な知識及び経験を有する業者への委託が必要なため」である。 令和3年10月 着手 令和3年12月 令和4年度契約発注時までに措置完了予定 (新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となり、発注しない可能性がある。)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年度から研修を直営で実施している。 また、海外旅行の委託は執行の理由を明確に記載し、令和5年8月までに委託契約を締結した。 (令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により派遣事業は行わなかった。)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	学校教育課
216	2	1	1	128	小山 幾子	
					下川 良佳	
					■内線 □外線	2-7512

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第13 教育部 1 豊田市中学生海外派遣事業委託（イギリス団）
(4) 監査結果	報告書 227 掲載
■ 指 摘	・ 契約相手の適格性 海外派遣団は法人ではないから、原則として独立した権利主体とはならない。そこで、組合又はいわゆる権利能力なき社団に該当するか検討するに、海外派遣団が権利能力なき社団にあたるとはいえないし、海外派遣団を組合と評価することも困難である。そうすると、海外派遣団は、法律上意味付けのできない団体、個人の集まりである。よって、本委託による権利義務関係は、契約者である団長個人に帰属することになる。しかし、そもそも団長は、中学校校長であり、県の一般職の職員であるから県に対して職務専念義務を負う。したがって、団長が県の職員でありながら受託者として委託契約の当事者となると解することは妥当ではない。

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日副部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、適正な契約相手を受託者とすることは、適正な事務の執行に資するため、次回から委託の内容を研修と海外旅行に分けて、適正な契約相手と契約することに決定した。 研修については委託せず直営とし、海外旅行については旅行業者を契約の相手方とすることを想定している。 令和3年10月 着手 令和3年12月 令和4年度契約発注時までに措置完了予定 (新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となり、発注しない可能性がある。)		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年9月1日副部長決定	措置完了 令和5年8月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、適正な契約相手を受託者とすることは、適正な事務の執行に資するため、次回から委託の内容を研修と海外旅行に分けて、適正な契約相手と契約することに決定した。 研修については委託せず直営とし、海外旅行については旅行業者を契約の相手方とすることを想定している。 令和3年10月 着手 令和3年12月 令和4年度契約発注時までに措置完了予定 (新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となり、発注しない可能性がある。)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年度から研修を直営で実施している。 また、海外旅行の委託は、適正な契約相手と令和5年8月までに委託契約を締結した。 (令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により派遣事業は行わなかった。)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	学校教育課
217	2	1	1	129	小山 幾子	
					下川 良佳	
					■内線 □外線	2-7512

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第13 教育部 1 豊田市中学生海外派遣事業委託（イギリス団）
(4) 監査結果	報告書 229 掲載
■ 指 摘	・ 随意契約の理由 受託者は、豊田市内の中学校長を団長とし、派遣中学生と引率教員で組織されており、事前の研修から派遣先での指導・教育、帰国後の学習までサポートができるのは当該団体に限られることが随意契約の理由とされている。しかし、サポートすべきは、中学校長と引率教員であり、派遣中学生はサポートされる側でなければならない。このような理由で随意契約が行われるということは、随意契約の判断が形骸化していることの証である。随意契約の理由を業者選定書等に自覚的に記載し、実質的に検討のうえ、判断を下さなければならない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日副部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、随意契約の理由を明確にすることは、適正な事務の執行に資するため、次回から委託内容を研修と海外旅行に分けて、随意契約の理由を明らかにすることに決定した。 海外旅行については、旅行会社等の専門業者を想定し、プロポーザル方式により業者選定を行う予定である。 研修については、委託せず直営とする。 令和3年10月 着手 令和3年12月 令和4年度契約発注時までに措置完了予定 (新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となり、発注しない可能性がある。)		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年9月1日副部長決定	措置完了 令和5年8月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、随意契約の理由を明確にすることは、適正な事務の執行に資するため、次回から委託内容を研修と海外旅行に分けて、随意契約の理由を明らかにすることに決定した。 海外旅行については、旅行会社等の専門業者を想定し、プロポーザル方式により業者選定を行う予定である。 研修については、委託せず直営とする。 令和3年10月 着手 令和3年12月 令和4年度契約発注時までに措置完了予定 (新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となり、発注しない可能性がある。)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年度から研修を直営で実施している。 また、海外旅行の委託は随意契約の理由を明確に記載し、令和5年8月までに委託契約を締結した。 (令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により派遣事業は行わなかった。)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	学校教育課
					小山 幾子	
					下川 良佳	
					■内線 □外線	2-7512
218	2	1	1	130		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第13 教育部 1 豊田市中学生海外派遣事業委託（イギリス団）
(4) 監査結果	報告書 229 掲載 ・海外派遣団実施のあり方
■ 指 摘	海外派遣団について、組合又は法人格なき社団としての実態を整備する方法について検討する。まず、海外派遣団には中学生が含まれており、組合又は法人格なき社団としての海外派遣団と契約するとなれば、中学生にまで本委託に関する債権債務を合有又は総有的に負担させることになり、特に組合の場合には、無限責任を負う可能性もあるが、中学生にそのような負担を課すことは避けるべきである。実質的に考えても、中学生は教育や指導を受ける側であって、実施する側ではないのだから、受託者扱いにすることには疑問がある。前記団則には、「団員はすべて平等の義務を有する。」とあるから、校長や教職員と中学生は対等な立場となっているが、疑問である。したがって、中学生は受託者の構成員から除外するべきである。そうすると、残るは団長（中学校校長）1名、副団長（市指導主事）1名、渉外（中学校教諭）1名及び事務局（市指導主事）1名であり、県市の職員のみからなる団体を、県市から独立した団体として結成して委託の方式を取る必要性は想定しがたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日副部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、適正な契約相手を受託者とすることは、適正な事務の執行に資するため、次回から委託の内容を研修と海外旅行に分けて、適正な契約相手と契約することに決定した。 研修については委託せず直営とし、海外旅行については旅行業者を契約の相手方とすることを想定している。 令和3年10月 着手 令和3年12月 令和4年度契約発注時までに措置完了予定 (新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となり、発注しない可能性がある。)		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年9月1日副部長決定	措置完了 令和5年8月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、適正な契約相手を受託者とする事は、適正な事務の執行に資するため、次回から委託の内容を研修と海外旅行に分けて、適正な契約相手と契約することに決定した。 研修については委託せず直営とし、海外旅行については旅行業者を契約の相手方とすることを想定している。 令和3年10月 着手 令和3年12月 令和4年度契約発注時までに措置完了予定 (新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となり、発注しない可能性がある。)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年度から研修を直営で実施している。 また、海外旅行の委託は、適正な契約相手と令和5年8月までに委託契約を締結した。 (令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により派遣事業は行わなかった。)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	学校教育課
219	2	1	1	131	小山 幾子	
					下川 良佳	
					■内線 □外線	2-7512

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第13 教育部 1 豊田市中学生海外派遣事業委託（イギリス団）
(4) 監査結果	報告書 229 掲載
■ 指 摘	・直営の検討 市によれば、外国旅行の手配等については、令和2年度より市から旅行会社に直接業務委託する方式に改めるべく公募型プロポーザルを開始したが、新型コロナウイルスの影響により中止した。ただし、旅行会社に委託する部分を除くと、海外派遣団との契約を想定しているとのことである。しかし、現状のまま海外派遣団に委託する方法の問題点は既に指摘したとおりであるから、可能な限り旅行会社に対する業務委託に含めて契約し、業務委託に馴染まないものは市の直営にする方法を検討するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日副部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	監査結果に基づいて、適正な契約相手を受託者とする事は、適正な事務の執行に資するため、次回から委託の内容を研修と海外旅行に分けて、適正な契約相手と契約することに決定した。 研修については委託せず直営とし、海外旅行については旅行業者を契約の相手方とすることを想定している。 令和3年10月 着手 令和3年12月 令和4年度契約発注時までに措置完了予定 (新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となり、発注しない可能性がある。)		
(3) 実施した措置の内容	(措置区分 A・B)		

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年9月1日副部長決定	措置完了 令和5年8月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、適正な契約相手を受託者とすることは、適正な事務の執行に資するため、次回から委託の内容を研修と海外旅行に分けて、適正な契約相手と契約することに決定した。 研修については委託せず直営とし、海外旅行については旅行業者を契約の相手方とすることを想定している。 令和3年10月 着手 令和3年12月 令和4年度契約発注時までに措置完了予定 (新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となり、発注しない可能性がある。)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年度から研修を直営で実施している。 また、海外旅行の委託は、適正な契約相手と令和5年8月までに委託契約を締結した。 (令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により派遣事業は行わなかった。)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	学校教育課
					小山 幾子	
					杉浦 良明	
					□内線 ■外線	0565 - 48 - 2051
220	2	1	1	132		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第13 教育部 2 学校教育情報システム運用管理支援業務委託
(4) 監査結果	報告書 231 掲載
■ 指 摘	・受託者の正規社員たる業務管理者を配置すべき 本契約書添付の仕様書には、受託者の要因に関する条件を定めており、その1つに業務管理者の選定に係るものがある。作業責任者等報告書、体制表及び委託業務下請負承認願によれば、下請負者に業務管理者が配置されている。しかし、業務管理者の配置が条件付けられているのは「受託者及び受託者等」であって、受託者でない協力会社の配置によって受託者自体の配置が免除されるわけではない。そもそも業務管理者は「本業務を管理する」役割であり、一定の資格要件が定められていることからしても、他の人員を牽引する重要な存在と考えられる。受託者の正規社員たる業務管理者を配置すべきである。なお、再委託された業務を管理する者としての業務管理者であれば、再委託先に存在しても何ら問題ないことは言うまでもない。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日副部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和3年10月頃に次期委託の業者選定のためのプロポーザルを公告する予定である。当該プロポーザルの実施に当たり、業務責任者等の整理も含め業務遂行に必要な人員配置についての見直しを行い、新たに仕様書を作成する。業務を管理する人員については下請負者ではなく、受託者に配置するよう明記する。 令和3年9月 着手 令和4年1月 契約発注時までに措置完了予定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日副部長決定	措置完了 令和4年 1月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和3年10月頃に次期委託の業者選定のためのプロポーザルを公告する予定である。当該プロポーザルの実施に当たり、業務責任者等の整理も含め業務遂行に必要な人員配置についての見直しを行い、新たに仕様書を作成する。業務を管理する人員については下請負者ではなく、受託者に配置するよう明記する。 令和3年9月 着手 令和4年1月 契約発注時までに措置完了予定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、業務責任者が受託事業者の社員であること及び提案書に記載した担当者を配置することを記載した仕様書により、次期契約事業者を選定するプロポーザルを令和3年11月に公告し、12月に実施した。 本仕様書に基づき、令和4年度業務を令和4年1月に契約を締結し、措置を完了した。 令和5年度業務についても、同様の仕様書により契約している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	学校教育課
221	2	1	1	133	小山 幾子	
					杉浦 良明	
					□内線 ■外線	0565 - 48 - 2051

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第13 教育部 2 学校教育情報システム運用管理支援業務委託
(4) 監査結果	報告書 232 掲載
■ 指 摘	・再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである 本委託のような情報システムに関する業務では、委託業務の相当部分が再委託される可能性が高いことは通常想定される。そうであれば、再委託してはならない「主たる部分」を設計図書において具体的に明記するべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日副部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和3年10月頃に次期委託の業者選定のためのプロポーザルを公告する予定である。当該プロポーザルの実施に当たり、内容の見直しを行い、「主たる部分」も明記した仕様書を作成する。 令和3年9月 着手 令和4年1月 契約発注時までに措置完了予定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日副部長決定	措置完了 令和4年 1月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和3年10月頃に次期委託の業者選定のためのプロポーザルを公告する予定である。当該プロポーザルの実施に当たり、内容の見直しを行い、「主たる部分」も明記した仕様書を作成する。 令和3年9月 着手 令和4年1月 契約発注時までに措置完了予定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、管理業務を受託事業者が行うことを記載した仕様書により、次期契約事業者を選定するプロポーザルを令和3年11月に公告し、12月に実施した。 管理業務を「主たる部分」として再委託を禁止することを仕様書に記載して、令和4年度業務を令和4年1月に契約を締結し、措置を完了した。 令和5年度業務についても、同様の仕様書により契約している。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	学校教育課
222	2	1	2	89	小山 幾子	
					杉浦 良明	
					□内線 ■外線	0565 - 48 - 2051

1 監査結果

(1) 監査年度	令和2年度
(2) 監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～
(3) 監査項目	第13 教育部 2 学校教育情報システム運用管理支援業務委託
(4) 監査結果	報告書 232 掲載
■ 意見	・ 体制表提出根拠 本契約においては、体制表が提出されているが、さらにこのように再々委託が予想される契約においては、体制表の提出を求める根拠を明記しておくことが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和3年9月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年9月1日副部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和3年10月頃に次期委託の業者選定のためのプロポーザルを公告する予定である。当該プロポーザルの実施に当たり、業務内容の見直しを行い、「体制表の提出」について仕様書に明記する。 令和3年9月 着手 令和4年1月 契約発注時までに措置完了予定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和3年 9月 1日副部長決定	措置完了 令和4年 1月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和3年10月頃に次期委託の業者選定のためのプロポーザルを公告する予定である。当該プロポーザルの実施に当たり、業務内容の見直しを行い、「体制表の提出」について仕様書に明記する。 令和3年9月 着手 令和4年1月 契約発注時までに措置完了予定	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、「体制表の提出」を記載した仕様書により、次期契約事業者を選定するプロポーザルを令和3年11月に公告し、12月に実施した。 本仕様書に基づき、令和4年度業務を令和4年1月に契約を締結し、措置を完了した。 令和5年度業務についても、同様の仕様書により契約している。	